

あらしを
荒し男なる
べく、たぶ
さは腕

さわみ一
本に澤みと
あり、たわ
み(折れ曲
れること)
の寫誤なる
べし

けはしくも晝飯くふ間もあらせじと杖ふりたて、いかる君かも
になひかね引きかねにける石よりも君が心の角ぞはげしき
けづるともあぐるともなき黒髪のとけぬ恨はいふかひもなし
父は、の撫でし我身ぞあらしをのあらかきたぶさの杖なふれそね
いなづの神といふ事をかしらに置きて

いたづらにしぬる命をながらへて嬉しき世にも逢ひにける哉
浪の上磯邊の堤今よりはうごかぬ國のかためにぞつく

つゝみてふ堤はあれど嬉しさを袖につゝみはこれの萩原
野らの末山のさわみに住む民もみなおり立ちてつく堤哉

かみつ瀬の清きながれをくむからに心にごれる民はあらしな
みつぎものまたとこほる秋もあらし耕す民の力つくして

かくて民の力をつくしけるを、稻津の神いたくあはれみて、公に申して
みくらの錢いだして民にあたへられしかば、皆よろこびてこのともは海
山の石を引きもてつきたれど、公の金ともなりといへりければ、

海の石山の土もてつくめれどつくはこがねの堤成りけり

ともつき終りて松をうるられける時のうた

山と成る磯の堤に松うるて千歳の末も浪はこさじな

是は文字をあはせれば哥めきたり。誠は「あのやいな津さまは佛か神
かしぬる命を助けます」など、ぞうたひける。

此事果てのち君ことに悦び思召し、頼勝にさまざま恩賞賜りける。ある時の
家宴に君みづからこのうたをうたはせ給ひけるよしを頼勝傳へ承りて、有り
がたくかたじけなしとて涙をこぼし、老の後までは是を思ひ出して、「およそ
君の臣たるもの此國にみちくたれども、まさしくその名をさまとよばせ奉
りしものはおそらくは我のみならん」と、人にも語りてよろこびあへり。此
彌右衛門頼勝といひつる者は、世々三百石を領したる侍なりけるが、天性心
猛にしてしかも智恵有り、隆徳院殿の御時、領内の租税滞りて國用足らざり
けるに、頼勝みづからすゝみて、「臣に此事を任じ給ひなば、三年の内にゆた
かになし奉らん。もし其期に至つて申せし事たがひなば、腹つかうつまら

君侯築堤の
功を賞せら
る

稻津の人と
なり

ん」とあながちに望み申せしかば、郡頭といふ役になされけるに、みづから國中をうちめぐり、庄官などの邪なるものは推問し、中にも咎の重きを數人からめさせて首きりたりければ、其たぐひのものども雀の鷹にあへるがごとく、みな息をつめてかゝまり、けふは彌右衛門此邊りに來るべきなど聞きては、色を失ひてうつし心もなかりき。日頃それがためにいためられし民どもは、悦びの聲もまたにみたり。されば濁れる水にはかにすみたらん心地して、物事あらたまりぬべく覺えたる程に、いかなる故か有りけん、いまだ壹年も經ざるに郡頭の役をやめられ、賴勝も番方といふ役になされ、いたづらに籠居したるを、君の御代になりて郡目付といふものになし給ひければ、果してその任にかなへり。かゝるきはにもたやすく功成りて、民もさばかりよろこびあへり。

一、爰に阿蘇大宮司といへる有り。神武天皇の第二の御子綏靖天皇の御兄を神八井耳命と申し奉り、天が下しろしめさるべかりけれども、事のよし有りて御弟綏靖天皇にゆづり奉らる。此命の第六の御子健磐龍命火の國國造

阿蘇大宮司の事

皇別 天皇
よりわか
れる家筋

にくだらせ給ふ。是れ即ち阿蘇大神なり。景行天皇筑紫巡狩し給ひし時、大神御夫婦阿蘇津彦阿蘇津媛とあらはれ給ひしかば、大神の御孫惟人命に勅して、その祭をつかさどらしむ。是れ大宮司の元祖にして、今の惟典に至るまで七拾九代連綿として絶えず。後奈良帝の御宇までは國郡あまた領し、勅を請けて内裏造營などをもつかうまつり、時の大宮司惟豊宿禰從二位に歷のぼりめざましき事なりしに、天正のころにや從四位惟種宿禰世をはやくして、世繼の子いときなかりしほどに、世の亂うちつゞき、家忽ちおとろへ、矢部といふ山の奥に身をかくし居たるを、前の國主加藤主計頭清正朝臣もとめ出して、かたばかり所領をよせて其家を繼がしむ。かゝりけれども、さすがに皇別神孫類ひまれなる家なれば、代毎に鷹司殿の執奏にて五位よりすゝみけるに、今の曾祖正四位友隆宿禰久しく都に在りてなれむづびけるゆゑにや吉田兼連の執奏にて叙位せしかば、其後何となく尋常の社司はふり子などのやうに人も思ひなしたるを、今の惟典宿禰あながちになげきて、いにしへに返さまほしきよしを君にうつたへ申したりければ、君領掌まし／＼てさまさま

輪王
輪門
寺門跡

僧寺を優せし事
備綱 僧の
任する官位

にはからひ、鷹司殿輪門の宮などに愁訴し給ひ、年をかかねてからうじて事なりぬ。さればこそ惟典思ふまゝに鷹司家の執奏にて叙位し、君の御代に従四位まで經のぼり、その子のいときなかりしも叙爵して伊豫守になされけれ。また妙解寺秦勝寺とて菩提寺有り、此住持をみな紫衣の和尚になし、中にも妙解寺は代々公卿の公達を申下し嗣法とし、その外神護寺などゝて必ず僧綱にのぼる寺院あまた有り、それらもみな先規のまゝに沙汰せらる。中にも大梁山大慈禪寺といへるは、開祖を寒嚴和尚とて後鳥羽帝第三の御子順徳帝同母御弟也。叡山にて出家し台教をきはめ、あらためて道元禪師の弟子と成り禪を學び、ふたゝびまで入宋して名師碩徳にあひなどしてたぐひなき智識なりければ、龜山帝殊に御信仰有りて紫衣宸翰を賜はり官寺になされけり。世に是を法皇長老とぞいふなる。しかりける後は、世に紫衣一本寺にて京の五山などゝ同じほどの事なりしに、關東御治世の初いかゞしたりけん、そのまゝいひあげざりければ、寒嚴より七十七世の住持白堂參内せんとて京へ登りしを越前永平寺より支へ申す事ありて、むなしく歸寺し、なほ御咎め蒙りなどし

齋會に酒を
禁す

て八十八世の龍谷和尚よりは永平寺の下につけられ、當時の御掟のまゝにして和尚位に昇る事になりぬ。かくて九十一世の太初和尚君の時に當りて、さばかりの古跡なれば、常恒會おこなひなんことを願ひて關東に赴くとて、君にそのよしうつたへ申しければ、君ことに執しおぼし召し、寺社御奉行及び關東の僧録達に御使ありて懇にたのみ聞えさせられければ、つひに免狀給りて大功をとげたり。都而かゝるたぐひ、用ひ給ひたる資財おびたゞしき事なりし。御身は常に驕奢をしりぞけて、この際の事はいさゝかも吝ならざりけり。これたゞ事の廢れたるを興し、絶えなん事を憂ひ給ふ御心ばへにして神に誦ひ佛に迷ひたるふしは露斗もまします。さればいはれざる祈禱、よしなき追福をばみな永くとゞめられたり。ことに寺院の齋會に酒を用ふる事を一切禁じ給ひつるなど、風俗のためにとめでたかりし。

終

銀臺遺事

秋

一、君常に公儀を敬し給ふ事世に勝れたり。新春佳節は云ふに及ばず、月並の慶賀御廟の參詣など、數十年聊も怠り給はず、殊に有徳公の御徳義をしたひ給ふ事ふかゝりし。事にふれて「徳廟は斯くぞ遊ばしつれ、さはなかりき」杯宣ふこと多かりき。

一、若くましくける程より學問を好ませ給ひ、常に書籍を遠ざけたまはず、狩に出で給ふにも持たらしむ。日毎に朝御膳すみては必ず書を御覽あり、又月に六度の會業ありて近習の人々を召しつどへて讀給ふ。凡そ會讀にてあらかじめ讀みてこそ其かひもありとて、下見と云ふ事一度もおこたり給はず。されば御一代に會讀有りける書籍經史子集數百卷におよべり。其中論語、詩

公儀を敬す

有徳公 八

代將軍吉宗

學問を好む

手澤 手す
れ

詩を好まる

布衣の交
平民的の交
際

服部南郭を
師とす

經、書經、左傳、漢書などをばくりかへしあまたよみたまふ。もし會日さばる事あれば、かならず日をかへて六度の數をみて給へり。其書の難義をみな考へみ手づから書加へ給ふ。今も文庫に手澤の残りける書數知れず有りとなん。

一、經書を尊み給ふ事殊に深く、假にも疊に置給はず、常にもろくの書をうづ高くつみ置くにも必ず經書の上に置かせらる。またすべて卷の次第を亂さずつませられしかば、近習の者聞き夜にも紙燭なくしても取違ひなし。

一、詩を好みて作らせ給ふ。遺稿數卷あり。樂洋集にもいさゝか載せたり。御年若くましまして時、服部元喬、高野蘭亭など召して詩會度々有りき。此人々を先生々々とて尊みたまふさまも、もろこしにいへる布衣の交りのためしなどにやと覺えし。殊に元喬は詩のみにはあらで萬の事をも取計ひければ贈肥後侯序とて心を盡して書きたるもの抔も有り、其文集にのせてあまねく人の知ることなれば、爰に略す。號を南郭と云ひて其頃天下に名高く、かなたこなたにてもてなされしもの也。身いたく老いかたまりては世のまじらひも物ぐさくいづくにも來らざりけれども、細川殿は今の世のかしこき國主に

小君 奥方

武藝に通ず

て老をよく養ひ給へば、並に云ふべきにあらずとて、たゞ此殿にのみぞ絶えずまうで來りけり。身まかりし後、あるわびしき住居して事問ふ人もなかりしに、君のみありし世の事わすれ給はず、常に音信させ、その孫のいとよきなくして有りけるに五人扶持をあたへ、大輔殿治年君の召しおろし御服をも季毎にたまはりて、終に御家士の養子となし給ふ。蘭亭が娘も早く父に別れて寄るかたなかりしを、小君の御もとに召させ、あはれみはごくみ給ひて今は姆になされたり。

一、常に御氣色さわやかにして、晴れたる空に朝日のさし出でたるごとくなりし。一年披雲閣の會集に春天開鎮西と遊ばしたり。能く御氣色に叶ひぬらん。

一、御力強くして武藝をもさまざま習熟し給ふ。中にも弓馬すぐれさせ給ひいまだいとよきおはせし頃、御殿父翠雲院殿より附け參らせられたる士に、木原惣兵衛といふものあり、竹林流の射藝に達したりしかば、君十年餘り怠らず是に學び給ふ。漸く二十をも過ぎさせ給ひて、元文五年の頃、此惣兵衛

手つがひ
手結と書く
二人づゝ組
合ひて射を
試みる事

馬術は二流
を極む

猿樂俳諧を
慰にす

本草に趣味
深し

身に勞はる所ありて職を辭し、肥後に歸るべかりしかば、君年來の名殘を惜み給ひ、重ねて逢ふまでのわすれがたみに手並の程をも見せばやとて、家士溝口三吾といふものを手つがひにて、八寸の的を矢數百五十射させ給ひけるに、百四拾九筋ぞ中りける。只一筋仇矢有りけるとなん。惣兵衛老後は歸雲と云ひけるが、常に此事を語りて感賞し奉りき。又常には七分五厘斗の弓を引かせ給ひけれども、誠は強弓にてましませし。其よしは附録に見えたれば略し、馬は大坪解龍の二流奥義を極め給ひ、世の馬乗とて夫を業にしたるものも及ばぬ際なりし。

一、申樂俳諧を慰にし給ふ。いづれも堪能なりし。又物産をしる事を好み給ふ。鳥獸草木の少しも様のかはりたるをば皆寫し繪にせさせたまふ。むしなどは飼ひおかせ日にそひてかはりゆくさまを御覽じけるに、果は蝶と成るもの多かりけり。此圖を躍淵海錯など部類を分けて數十卷もや有るらん。されどもか様の事に付けて財つひやし給ふ事聊もなし。或時大名とぶらひ來まして物語の序、飼鳥の事になりしかば、「重賢もかたのごとく好きにて候。これにい

籠 ひつに
て玉を入れ
置くはこ、
此の喩は韓
非子に見え
て、貴ぶべ
きを賤み却
て賤むべき
を賞ぶを諷
するに用ひ
たり

らせ給へ」とて、奥のかたにもなひ、數多の鳥共見せまゐらせらる。次の日其大名のもとより「きのふは珍らしき見ものしてよろこび入り候。但し籠のあまりおろそかに見え候。折節爰に候ひける」逆、うつくしき籠十二三參らせられたり。其籠は朱ぬりにて金銀をちりばめ、いろ／＼のひもを付けて心も及ばず結構せり。君御覽じて「御心ざしのほど忝く候」とて使をかへし、やがて藏にをさめさせて、一日も用ひたまはず。其のちめづらしき鳥求め出で候へども、かごの候はぬ由申す人有りければ、此籠取出して三ツ四ツたびぬ。其餘は今も御藏にありとなん。常にも「われは鳥をかひ草木を植ゑさせて其様を見る事を好めども、籠と盆とはこのます。世には鳥よりもかご、植ものよりは盆に結構を盡す人多し」と宣ひし。是ぞ櫃をかうて玉をかへすたとへならん。申樂し給ふにも、鳴物はみな其御内の者つかうまつり、其中には堪能もありけれども、夫によりて勸賞蒙りし者壹人もなし。只文武の業を勤むる者は御覺もよく、御恩賞蒙りし事前にいへるごとし。

一、此君土木の好み聊もまします。今其一二をあげて記す。領内なみ野と

水前寺の別館

いへるは方六七里斗のかや野也。昔はつくし野とて武藏野と東西に名をな
 べたげなど、所の人は云ひ傳へし。君參勤にはいつも其野を行きかひ給ふに
 しばし駕をとめ給ふべき影なければ、笹倉と云ふあたりにもかしより旅館
 をまうけたるを君御覽じて、「御身一の爲に民をわづらはして此館置かん事恐
 ある業なり、道に行勞れん時は芝原の上にて事たりぬべし」とて、寶曆四年
 名残もなく解除らる。國府の屋形の南面に三階の作りかさねたる樓ありて、
 遠望すぐれてよかりしを、不用の物なりとて同六年にこぼち捨てらる。殊に
 國府より一里斗隔て水前寺村といふ所に、成趣園とて致景すぐれたる別莊あ
 り。砌より清き泉涌きてやがて廣き渡りとなり船をうかべたり。向には富士
 の形に芝山をつきなどして、當國中にはたぐひなき所なり。君も此景趣はこ
 とにめで給ひ、政治のいとまには常に爰に遊び、參勤の道すがら餘所の國勝
 景を御覽じて、「わが水前寺にはいかゝあらん」など仰せられしとぞ。か斗
 執し思召しければ、こと處はいかにもありなん、爰斗は作りもみが、ぬい
 う覺えけるに、思ひの外むかしよりありける廣き別館を皆こぼたせ、只醉月

點ず 宿に
 とり定むる
 こと

峻宇 大き
 なる家彫牆
 は美しき庭

居館の質素
 なりし事

亭とていさゝかなる亭のありけるのみ残されたり。夫も水の上をかしく作
 り出したる所をばこぼたせられしかば、並々の人の心には無下に淺ましとぞ
 覺えける。是に付けても思ひ合せたる事有り。一年參勤の道に江州醒ヶ井に
 宿らせ給ひけるに、宿いたくあれてわびしき所なりければ、大野萬平と云ふ
 もの近習の士にて有りけるが、「今宵の御宿のいふせさよ、何とてかゝる所に
 は點じけん」と云ふをきこし召され、「さ思ひそ、すべて人は衣食住の三ツさ
 へ足りぬれば、其うへを願ふは皆おごりなり。衣は寒暑を凌ぎ、食は飢をや
 すめ、居所は雨露にぬれざるやうにあれば足れり。今宵の宿もそれには餘り
 あり、何かいぶせくおもふべき。兎にも角にも人は奢を制すべき事也。能々
 心得べし」とさとし給ふ。かゝる御心にてまし／＼ければ、むべも峻宇彫牆
 の御好もなかりしなり。

一、國主の居給ふ所はおほむね金銀をのべたるに、此殿のありさま思ひの外
 也。壁をば溢を引きたる紙をもてはらせ、疊のへりにもやがて溢布を用ひら
 る。欄干などいふ所は雲水圖紋杯を彫らするは常の事なるに、爰は何の用も

衣服

麩とは染
絲にて織り
縦又は横、
或はたてよ
こに筋ある
織物、もと
南蠻諸島よ
り渡りし故
の名

なし、連篠竹を間遠に打たせたり。一年江戸龍の口屋形焼亡し、新にいとなま
せられけるに、客殿の柱などは節なき材をえらび用ふべしと申ものありしを
聞き召して、「只堅固ならん事を思ふべし、みかけの美しからん事を思ふはよ
からぬことなり」とて、其えらみやみにき。又梯子の下など聊不用の所あれ
ば、棚をしつらはせていたづらなからしめんと也。
一、殿の御服の料は、都の呉服所にてえらびて上の品を仰遣はさる定なりし
を、君の御時次の品を参らすべきよし仰遣はさる。君常には紬木綿を召しけ
るが、御年老い給ひ御病さへつきぬれば、人々諫め申してやうく世の常の
鳥などいふ類の物を奉りたり。夫も垢付きぬれば洗はせて召したり。
一、或時關東にて御身に同じき大名二三人伴ひたまひ、君の別荘に遊び給ひ
しに、餘所のわりごはさまざまのものとりしたゝめてきら／＼しかりしに、
君は例の二品なりければ、扈從の者どもいかゞはせんなど云ひ合ひけれども
俄にせんすなくて其儘参らせたりしに、君は露はちらひたまふ御氣色なく
やがてまらうと達わりご取出してもてなし給ひけり。夕さり歸らせ給ふ道す

食物の奢侈
を戒む

毎月の臺所
の料を定む

がら、「さててもけふは客人達の御もてなしにて、味よきものたべて候。去り
ながら今より後はかゝる事止め給へかし。我も人も家の子數多持ちて候へば
か様の事におごりを退けて心よく扶持を仕らめ」と宣ひける。此類の事常に
ありしかば、其頃の大名達、此殿にげん参ありて歸らせ給ひては、家老用人
杯を召して、「各も承り候へ、けふも細川殿かくこそ申されつれ、とこそふる
まはれつれ。かれや賢人といふものならん」など宣ふは、いつもの事なりし
とぞ。見参の時も此殿をば、先生親父さまとあがめ給ふ方々多かりしとか
や。
一、臺所の一ヶ月の料を兼ねて定置きて、其料盡きぬる時は、客人招請杯を
もしばしといめて、更にけん約し給ひ、其定を越えぬやうにし給へり。
一、或時大輔殿の方にて御酒まゐられるが、「是は能き酒也、常に是れ参ら
んは過分にや候べき」と宣ひ、しばし有りて、「さりながらおことは鷹を好み
給はねば、是ほどの事はゆるしても有りなんか、我は鷹のつひえもあれば」と
宣ひしと也。

一、御參勤の程にてや有りけん、或宿にて夜になりて例のやうに御酒參らせけるに、如何してか取違ひけん、調味に用ふる七年酒を參らせけれども兎角の仰もなし。其殘を近習の者に給はりて初めて夫と知りたれば、臺所に其由告げけるに膳部方おほきにおどろきてかしまり申しければ、「いや我のみたるはいつもの酒とこそ覺えつれ」と宣ひし。

一、江戸にて雨の降りける日登城したまひけるに、御傘に參りける者あやまつて、からかさの爪を御ぐしに打當てたり。下城ましくければ、供頭御前に出て、「今日の御傘の者をば如何申付け候はんや」と伺ひければ、「けふは常よりも時刻おくれたりと覺えければ、急ぎ參りし程に我過ちたるにこそあれ」と宣ひし。又御鷹野にて、調度持ちたる下部いかゞしけん、轉びて調度を散々にうち損ぜしかば、御氣色いかゞあらんと近習の者も恐れ、其よし申しければ、「其轉びたる下部は怪我はせざりしや」とのみ仰なりき。

一、御手跡は、初は細谷文五郎號は九阜と云ひけるもの御手本參らせたり。あゝより出づるとや申すならん。或時水戸治保卿君のひととなりをしたはせ

あゝより出づる云々
弟子の師匠よりすぐるいこと、荷子の「青は藍より出で、藍より青し」といふより出づ

時間を空費するを戒む

給ふあまりにや、常に住給ひける所の額の文字をあつらへ給ひしを、辭退ましくけれども、強く御望ありければ、玄郷亭と遊ばして參らせらる。其頃かゝる事是のみに限らず有けれども、乞給ふ方の御名も文字をも忘れたれば甲斐なし。

一、寸陰ををしむといふ本文常に宣ひ、しばしも徒にまします。御齡かたむかせ給ひては、日課怠らせ給はず。御内の者ども宿番つかうまつるほどもなすことなくてはあるべからず逆、書をよみ手習はせ、さる事も得せざる者はせめては網をむすぶ業をもせよ、猶やむには増りなんと宣ひければ、宿番するほどもみなおのれくが業をしけり。

一、近士の者共に其事かの事を學べなど仰有るとき、「性質さる事に疎くよはひも程過ぎ候、今よりはいかで」など申せば、「實に左こそおもふらめ、されどもひたすらに學び候へ。我等も一切のことにさとからず、しかれ共人十度せばおのれ百度すと云へることわりを思ひて、若かりし程より物に怠らず如此勤めぬれ共、今六十にあまるまで一ツとしてなし得たると思ふ事なし。

不堪の者を
使ひならす

去迎も猶倦む心はなきものを、まして汝等は行くするはるかなり、學ば何事かは成らざらんや。事を左右によせてせざらん者はにくさげなり」と常に論し給ふ。されば近侍の者共、齡のほどをいはず諸藝を學びぬ。或時何がしなる者に梳る職を命じ給ひけるに、其者もとより不堪なりければ、辭し申けれ共ゆるしたまはず、元より同じ職の者をも置きて日々にくしげづることをせさせらる。一日の中にもゆるぎ又はとけ杯すれば、幾度も其ものによはせ給へば、或者「何とてかれにのみ命じ給ふぞ、堪能の者も候に」と申しければ、「實にかれは不堪也、さればこそひたすらくしげづらすれ。すべて若ものは物毎仕習ふがよきぞ」と宣ひし。後には果してかしかうつかうまつりたり。凡そ髪は不堪のものに結はせたらんは、心地わづらは敷覺ゆる習ひなるを、たへしのびてかくはからはせ給ひけるは、得せぬ事とて思ひすつまじきよしを、若きもの共にしめし給ふ御心なりけんかすとありがたきこそ。

一、いまだ幼稚の御時より晝寢し給はず、日永きころなどいたくつかれ給ひては、書をひろげながら机に依りてはしばしまどろみ給ふのみなり。馬召給

晝寢せず

たてあかし
たいまつ

ふべき日など、晝の程事繁くして叶はざれば、たてあかしせさせて夜中に乗給ふ。すべて學び給ふ事は習熟し給ひ、又其頃より勤儉は古人の教と云ふ事を深く執し給ひしとぞ。

一、下賤の者をさして我とよぶこといやしき詞なれども、今はやん事なき人もおのづから宣ひぬるに、此君はかりにも左は宣はず名を呼び給ふ。是は其砌初め秋山定政「われとはみづからを呼ぶ詞にて人をさすべき詞にあらず」と諫め申せしを、生涯守らせ給ひしとぞ。

一、馬を好み給ふ事世にすぐれて、草かひ口取の様までくは敷知し召たり。され共駿足を求めず。常に宣ひけるは「馬は乘人だによければ、たとへぬる馬なりとも其生れ付きたる程の業は出づるもの也。乘人も、尻ならば駿足も用なし。されば我は其馬の程々にしたがひて性分をつくさせんをのみ心とすれば、馬の善悪はさまでおもはず」と、代金貳拾兩に過ぎたるをば求め給はざりけれども、みな足色をかしかりき。實にや人を召仕ひ給ふにも、それく其の器量の程を盡させられたり。其御心の物に及べるなるべし。

馬を好む

もし尻下
手にて鞍の
すわらぬを
いふ

一、ひととせ領内柳水と云ふ所より出でたる馬を、やがて名によびて殊に愛し給ひ、參勤に引かせられけるに、川渡す所にて船きらひせしかば、馬役口取數多打寄りて、とかくしけれども乗らず。君御覽じて「初めにあしく取りなせば長くくせになるものぞ、そのき候へ」と、自ら口とらせ給へば、すらすらと乗りたりける。かゝる業迄いつなれさせ給ひけるにやと、人みなおどろきけり。

一、靜澄院大夫人は紀州大納言宗直卿の御女にて、隆徳院殿に嫁し給ひ、君の御養母にて渡らせ給ふ。御齡は同じほどの事にましくけれ共、敬ひつかうまつらせ給ひ、まことに御母の如し。此の國にまします事は、嚴寒の比必ず御鷹の鴨をまゐらせらる。其鴨は腹をわりてわたをぬき、小豆をすきまなく詰て口にもふくませなす。斯くすれば日をへても味かはらずとなん。たとへば鴨二ツ參らせんには、先四ツ如此しつらひ、二ツを飛脚にて江戸へ參らせ、其飛脚のもてつかん日數をかぞへて、残る二ツを調味させ、うやく敷座して聞召す。是れ大夫人に侍食し給ふ御心ばへにして、且は味のそこねも

母に孝敬を盡す

たなつ物 穀類をいふ

穀類粗末にせしものを戒めらる

やすると恐れ試み給ふ也。一年例のごとく試みたまひける席に、配膳の者にむかつて、「是にこめし小豆をばいかする」と尋ね給ふ。知る者なし。調味せし者にとへとて問はせらるゝに、「いつも捨候」と答ふ。其由申しあげればたちまち御氣色かはり、「何とてさる奇怪のふるまひするや、それ小豆は五こくのたぐひならずや、是れ天の人をやしなひ給ふたなつ物なり。しかるをいたづらにはふり捨つる輩、天罰のがるまじ」といからせ給へば、御前に伺公せし用人ども「それを粗略にするにては候まじ、君の御拳にて取らせ給ふ鳥の内に込めたる者なれば、下部らに喰はしめん事は勿體なしとて清淨ならん所にをさむるにて候はめ」と申せしかば、「いや人の食料にせんにまさりたる清淨なる事やある。かゝることを申す汝等も心得違なり」とて、いよ／＼御氣色悪しく、「以來のこらしめに其小豆捨てし者共急渡慎み居よと申付くべし」とありしかば、みな／＼籠り居る事五日斗にしてやう／＼御ゆるしを蒙りけり。常にも供膳の事に付きてあやまちせし事は様々ありけれ共、聊もとがめ給ふ事はなかりし。或時御一族の人侍食せられけるに、其膳の箸するそ

粒々辛苦の
理を知る
かれいひ
乾食とか
き、今いふ
辨當

こねて有りしかば、配膳の者に取替へて來べきよし申されければ、君聞し召し
「いやとよ夫は本を末になして用ひられよ、あらはにはんには膳部坏罪か
うぶらんは不便なり」と宣ひける。又むかしより殿の御膳の米は稻の定りて
領内より貢する掟なりしに、「かくては下のわづらひとなりなん、たゞ世の常
のみつぎの中にてしかるべきを參らすべし」と仰付けられたり。又或時朝夕
の者に白き眞砂の多く交りたる事ありけれども、いろまがひぬれば、膳部方
も見取得ず、其儘參らせしに、配膳の者の目をものびて密に眞砂を御袖の中
に入れて知る者なかりしに、御召物のこと取りまかなふ者、「いつも御袖の中
こにかゝる眞砂のあるこそあやしけれ」と申すに心づきて御膳まるる様を能
能伺ひて、はじめてそれとしられけり。すべて米こくは粒々是れ民の辛苦な
る理を深く知し召さるゆるゑ、一粒なりとも徒にあることを恐れ慎み給ふ。あ
る時御鷹野にて、柴折敷でかれいひ參りけるをりから、一二粒地にこぼれた
れば、小堀治助と云近士のものひろひていたゞき給けるを御らんじて御感あ
り、「すべて米こくの人の口に入る迄は、いか斗か民の辛勞をつむらん。汝よ

大夫人の賢
徳
眞名よみ
漢文をよむ
こと

く此理りを辨へたりと覺えて誠に神妙也。我も常に疊の上に落ちてあるをば
必ずひろひてくひぬ。盤にこぼれたるは膳部の者共よく捨つまじと其儘置く
事もあり」と宣ひし。
一、右に申しつる大夫人は婦徳まし／＼て、常に經書を好み給ひ、傍の女房
達にはひそかに説きても聞かせ給ひけれども、女の御身にて眞名よみ給ふ事
を深く包み給ひて、御内の者にも知らせ給はざりし。殊に慎み深くましまし
て隆徳院殿失給ひし日に當りては、月毎に蔬菜をもまゐらす。又諸寺へ代參
とて御内の者を被遣ては、其者の歸り來るまでは茶たばこの類まで斷給ふ。
諸社への代參もしかなり。初の程には夫と知れる者もなかりけれども、度か
さなりていちじるかりければ、女房達はいかなる心にやと問ひ奉りけるに、
「女の身にて度々物詣せんも便なれば、代を參らせたり。されば心斗もみ
づからをがみ奉る思ひをなす也」といひ給ひけるとぞ。むかしより家老用人
など小君にまみえ奉れば、御手づから熨斗給はる式なりけるを、「男女はみづ
から授けずとこそ聞きつれ」逆、必ず物に入れて給はりぬ。かく物毎正敷まし

去 大夫人の逝

まして、君聊も御あやまちあれば、必ず諫め給ふ。君も内のまつり事は、常にこのけしきを伺ひて斗らはせ給ひけり。
一、安永九年秋のする當國にまし／＼けるに、静澄院大夫人御なやみ以ての外なるよし聞えければ、君大に驚き給ひ、いそぎ關東へ使者を參らせ、嘗藥の爲下り度よし愁訴し給ひ、從者と共に皆旅支度して、御ゆるしを受けて使者の馳歸るを今や／＼と待たせ給ひし所に、はや十月四日かくれさせ給ふよし告げ來りければ、君の御歎き申すも中々おろか也。つれ／＼と表にこもり給ふころ、御句にかく、

枯芦のねぐらも寒し夜の鶴

くだ／＼しけれども、此大夫人の御事又思ひ出でたるあり。明和五年の頃、非常の事どもさまざま打續き、國用とぼしからむとす。此事等閑にうち過ぐべきにあらず、いでや主從艱苦を共にせよと、今年より五年かぎりさらに儉約して、君の御はらからを初めしたしき方々の音物、家中の賜物までおしわたして其數を減ぜらる。只大夫人の御方のみ親にてわたらせたまへば、その沙

音物 おく
りもの

隨從の臣 夫人

汰なかりけるに、大夫人聞し召て、「かゝる際に我とてももれぬべきかは、並々にげんし給へ」と、ひたすらに宣へば、君もいなみ難く其御旨にまかせ給ふ。かくて安永二年の冬にも成りしかば、君の御使者として堀平太左衛門を大夫人の許へ參らせられて、「有りつる事もはや五年の期過ぎて候、此年の暮よりは昔にかへし奉るべき由を仰せ遣されければ、大夫人より腰臣草面兵太夫を御使にて「仰承り侍る、但し此五年の間も風雨杯の障り多くして御領の貢もゆたかならずと聞え、又さりし頃焼亡したりし龍の口屋敷ふた、び作り出され、昔日けふまでにやうやう事果ぬるに、白がねの御曹司を公方の御所の見參に入れ奉るべき御催、御元服のくはだてさへ有りて、目出度御事うちつどひたり。されば其用意いくばくぞや。かゝる折しも分料むかしに返し給はん事、ゆめ／＼はべる間敷事になん。只此程のまゝにてこそ侍らめ」と申させ給ふ。君謹みて聞し召し、重ねて平太左衛門を參らせ給ふ。「仰の趣畏り奉り誠に有難御情に候。此上兎角を申さん事はその恐れ淺からず候得共、此度はことかたの分料皆返し遣し候に、孝養の道にもたがひ冥罰も恐る敷候

大夫人の諫
をよく用ひ
らる

夫人の事

へば、まげて御ゆるしをかうむりて本意のまゝに仕り度こそ候へ」と宣へば、
 大夫人も辭讓の御詞なくや思召けん、其御旨に任せられたり。されども御身
 の分料違あなかしこ外にすべからずと平太左衛門に仰付させ給ふ。又一年君
 中風の御心地とて御足なやませたまひ、物毎御心みじかく、近習のもの共に
 宣ふ事も例にかはりてあわたしかりければ、大夫人其よし聞し召して、「身
 に病ひ付きては誰もさるならひは侍れども、召仕はるゝものどもいたはしき
 に、今少し御心せさせ給へよ」と諫給ひければ、君大に恐れつゝしみ給ひ、
 引かへてのやうにのどやかにむかしの儘にならせ給ふ。其頃は御齡もはや六
 十に近く渡らせ給へども、小兒の親を恐れたらん様なりし。かゝること見も
 し聞きもし奉るもの、此子此母といへる本文思ひ合せて感涙をぬぐひけり。
 一、小君は久我内大臣通兄公の御娘にてわたらせ給ふ。いかなる御事にや、
 御年さかりにましませし頃より御目をわづらはせ給ひ、さまざま療治盡させ
 給ひけれども其しるしなし、終に盲させ給ふ。されども君いささかすさむる
 御氣色なく、借老のちぎり違へ給はず。小君又婦徳ましまして、御身はかく

側室の事

月日の光も見奉らぬ御身とならせ給ふに、君未だ御子わたらせ給はねば、い
 かならん女を疾く召し給へとあながちにいさめ給へば、此井と申す女房を
 召して、この腹に御世繼生れさせ給ふ。今一人はかもんとて女のわらはにて
 いとけなきよりなれ仕へ奉りける者の腹に、男子生れぬれども、三歳と申す
 頃世をはやくし給ひ、幾程なくかもんも身まかりけり。此二人の外には御側
 近く召したる女はなし。扱も世にはかゝるたぐひには祿多く給ひて、榮耀を
 きはめさする習ひなるに、君の此女房達を扶持し給ひけるこそえもいはずか
 すかなる事也けれ。初の程は二人ふちに金拾貳兩にだにみたざりき。御子産
 み奉りてはいさゝかくはへらるゝとはきこえけれども、猶とぼしかりき。大
 輔殿御世繼定り給ひてこそやうく二十人扶持五拾兩など聞えつれ。それす
 ら世のためしにくらべては九牛が一毛なるべし。
 一、もろこしにも婦に長舌ありなどいへるごとく、大名の側近く召仕へては
 女房も口さかしく人の上をもいひ、果は内々仕置も取斗ふためしなきにしも
 あらず。君かゝる事を深くにくみ給ひければ、此女房達は云ふに及ばず、御

内にさぶらふ者は半女迄も常々いましめて、假にも人の上などいふことはなかりき。

一、君の御姉、ある國の守の許に住給ひけるに、年久しく付參らせられたる片山何がしといへる侍、一年君の御はからひにて役をうつさるべかりける。守殿とし頃なれつかへける者なれば、かへし給はん事心うしとや思しけん、御使して「しばらくかくておかせ給へ、妻にてわたり給ふ御姉君もさこそなたまふものを」といはせられければ、君の御返事に「仰承り候、但し家士其の役は器量をはかりて申付くる事にて候。其片山は此度の役にかなふべく思ふしさい候間御旨に任せがたく候。抑も姉君の宣ひたるやうこそ心もえ候はね。すべて女の身にて國勢の事ども兎も角もいろひ給ひそと、兼而いさめて候ひつるに、いかでさること宣ひつらん。重賢が身にとりても面目なく候」と宣ひ遣されける。御はらからの御事さへ斯くいましめ給へば、御内の女房たちなべて恐れ慎みけり。

一、をこの御兄弟は、隆徳院殿を初めにて御身共に四人わにり給ひし。差

姉君への直言

御兄弟と姉妹

紀藏主 末に紀休主とあり、この方

次の御弟紀藏主は御心地世の常ならずして、はやくより引きこもりてましまし、季の興彭主は御一族の家を繼れたり。御姉妹はあたまましましけれども、數々君に先立ち給ひて、關東に清涼夫人、當國に春鏡院の御方迄に見なし參らせられしかば、本よりも友愛深き御心に猶更たしなく思召しけり。一年清涼夫人此國の歌枕をも見ばや迎、下らせたまひければ、君の御よろこびなゝめならず、諸共にかなたこなた渡らせ給ひし、是や老樂の御思ひなりけん。君在國の程は興彭主たえず見參し給ふに、いかに寒き頃なりとも、君の御爐の邊りにはかすかに恐れをなされければ、置炬燵と云ふ物をつくらせて、御まへにてはそれ參らせられたり。一族の家をつがれては、おのづから君臣の類にてうとくもならせらるべきに、すこしも御隔なかりし事、大方かゝるたぐひなりき。されば興彭主も一すぢにうやまひしたひ奉らる。殊にあはれなりし御事は、天明三年君關東に御首途のほどにや有りけん、興彭主に向はせ給ひ、「御ことの許に茶室しつらはせられよ、やがて歸り來りて必ず住給ふ處をもみん。其折茶給はらばや」と仰有りしかば、興彭主有りがたき御

事ぞとてな、めならず悦び、ほどなく茶室をいとなませられ、思ふまゝに出
 來りけれども、君の渡らせ給はん時はじめて入れ奉らんとて、其身は假にも
 立入らず、明くれ御歸國を待たれるに、御所勞によりて滞府ましますよし
 なりしに、同じき五年十月つひに關東にて卒し給ひければ、興彭主の歎きい
 はんかたなし。やがて其年の十二月に身まかり給ひぬ。紀休主うつなき御
 心にも、ひたすら君の御わかれを歎き給ふなど聞きしが、御病もいやまして、
 同じき七年九月空敷成り給ふ。春鏡院の御方は君に一年先立ち給ふ。天明四
 年二月の頃なりき。

—終—

銀臺遺事

冬

一、御鷹野にて鳥の落草を打かこまんとて、御供の侍どもをもよほさるゝに
 は、「走りくれよ、急ぎてくれよ」と宣ふ。是は侍ほどの者を、遊獵の爲におろ
 そかに差遣ひ給はん事を斗らせ給ふなるべし。又外様者の心ばせをも知ろし
 めさんとや、御狩のたび必ず番方を一組二組づゝ召しぐせらるゝ。或時晝の程
 しばし鷹をやすめておはせしに、そこに鶉の有りと申す者有りければ、たは
 むれに投網にて取らせ給はんとて、御臂に懸けて忍び／＼立寄せ給へば、
 はや間近くなりける時、かたへに有りつる番方の者いかゞ心得違ひけん、御
 鷹の折のやうに聲をふと立てければ、鶉はおどろきて飛去りぬ。あはや御氣
 色損じぬべしと見奉るに、から／＼と笑せ給ひ、「聲は入らざりける物を」と

鷹野にての
遺事

て、御臂の網をおろさせ給ひければ、人々打とよみて笑ひやみぬ。其日の夕さりやすらはせ給ひける處にて、近侍のものどもあやまりて鷹の足緒あしむすにそとさはりければ、大なる御聲にてことごとくしくしからせ給ひし。此二ヶ條をおろかなる心にかうがへ奉るに、外様とさまの者は御氣色損するほどならば、恐れ思ひてかしこまりをも申すべし、近侍の者はなれ奉りて常の事に思ひなし奉れば、御心置なかりけるにぞ、假染かりそめの事にも御遠慮のほどは大方ならざりし。されば、御供の者ども皆勞をわすれたり。或時鷹匠御鷹をすゑてまゐるとて、細道の處にて御供の侍どもに行きあひ、「御鷹候ぞ、そのき給へ」と申しければ、「御侍に候ぞ、そこ退給へ」と答へける。君間近き程にて聞召して打わらはせ給ひ、咎め給ふ御氣色はいさゝかもなかりき。

一、御鷹野のみにはあらで、さかしき山の鹿狩、ひろき原の追取狩おひとり杯あまたたびくの事なりし。それは家子郎等いえのこらうらうらどもの歩立あひだちの達者たつしや、馬上の自由の程を見そなはして、武事に怠りなからしめんとなり。其狩の様誠にいさましき事なりけれど洩あはしぬ。

一、殿の狩に出で給へる時、其所の郡代必ず御供仕る定なるを、「郡代は民ををさむるしよく也、民の事はしばしもゆるうすべからず、遊獵の供にしたがひてもし職務を闕あやま如せば、計りなき民のわづらひなるべし」とて、君の御代より此事なくとめらる。又阿蘇あそと云ふ所にて、山かたつきて狩りくらし給ひければ、其所の民ども手んぐにたい松さして、星のごとくに出で來りしかば、いかなる事やと所の長に問はせ給へば、「かゝる時には御歸るさをあかし奉らんとて、むかしよりかく仕る掟候おきて」と申上げしかば、晝夜しばしもいとまなき民を、我狩の爲ために煩わづらさん事ゆめくあるべからざる業わざなり」とて、皆々かへし遣し、提灯ばかりにて歸らせ給ひて、やがて國中に觸れて此事長くとめられけり。

一、御狩先にて俄に雨降り來りし時、侍ども御傘杯申せば、「我はぬれたりともぬぎかふべきもの乏あはしからず、供に候下郎げらうどもはさる物一をだに得もたぬ者も多かりなん、それさへなほぬれく行かんに我ひとり傘さすべき理なし」とて召し給はず。又終日狩りゆき給うては、左こそつかれ給はんすれども、

下臣に對するおもひやり深し

たど／＼敷夜の道を五里も六里も必ずかちにて歸らせ給ふ。雨風はげしき夜杯「今宵ばかりは馬にも駕籠にもなし奉らん」と、御供の者ども申せども、「つかれたるは我も人も同じさまの事也、獨りやは左様の物にのるべき」とて壹度も召さざりし。

一、家士不破萬平昌之常にかたりけるは、安永のころ山鹿郡の郡代つかうまつりしに、君其のわたりに三日四日おはしまして、狩し給ふこと有り。山鹿は國府より隔りたれば、かゝる事はいと稀なり。殊更職務もいとまある程なりしかば、御ゆるし蒙らば日毎に御供仕らん、もし頓の事も候はんには御狩場にては御暇たびてんと、近習につきて望み申せしかば、「子細あらじ、職事も假初の事には御前にてもさいばん仕れ」など、ねんごろに宣はせられし。ある時十三部原といふ所を狩らせられ、かれひ參らんとて猿川塚といへるわたりにしはし打やすみておはせし、原のあなたに煙おびたしく立ちたり。火災にやあらんといふからせ給ふ。「誰かある見て參れ」と有りければ、「誰かある、見届參るべし」と被仰出ける。近習の者はせかへりて、「別事も候は

臣下をいたはらる

ず、畑物のからを焼きすつるとて、山のごとくつみ候て火を懸けたるにて候。あたり近く君のわたらせ給ふをも憚からず、けふしもかゝる事仕出して候こそおそれ入り存候。かつうは臣等もいましめ疎なるに似たり」と、近習につきてかしこまり申せしかば、「農民どものおのが業をいとなまんに何のはばかりか有るべき」とて、御氣色いよくよかりし。去程に「其萬平は糧つかひはてたるやみて參れ」とて、近侍の者を遣さる。其者馳參りてかくと申しければ、「とくつかひはてて候」と申上げけれども、猶おぼつかなくや思召けん、「たしかに承れ」とかさねて被遣。昌之つゝしんで、「誠に有がたき御誕に候。たゞし食事はかたのごとくに仕りて候」と申上げければ、さらばとて立出で給ひ、昌之まことはいまだ食せざりしが、左申さんには食事の程待たせ給ふ御氣色なりければ、かくは申しつるとぞ。そこより煙を立てし處までは十四五丁もやあらん、其往來の間待たせ給ひつれば、異成る事なしと聞し召せば疾く立たせ給ふべきに、猶小臣の食事の上を思召し忘れ給はざりける事、心肝に徹して忝く、あはれ此君の御爲に一命を捧げん事、藁沓をすつるよりも

安かりなんと覺ゆると、涙をぬぐひけり。

此物語等閑に聞きては左斗の事はよのつねなり、昌之が感激あまり成る様にも聞きなざるれども、都て大名の御内にては外様の者はつねに君の御あたりさぶらふ事もなし、たま／＼かゝる情を身に受けては左こそ思ひつらめ。されば人の君たる方は、一言の下に人の心を得させ給ふ事重祿厚賞にもまされり。夫をいかにといはんに、重祿厚賞は定れる式も有り、たゞかりそめの御詞のはしにこそ御情の程はあらはれ、さては一言の下に人を失ひ給ふ事もなべて知るべし。抑も將たる人は、士卒いまだ食せざれば飢ゑたりともあへて食はずとこそ承る。太平の御代には、御狩杯の程にこそかかる事も思ひ合さるれ。此君の御心ばせのごとくならましかば、誰か死を軽くせざらん。

一、參勤のをりから、常に豊後の内、君の領分鶴崎といふ所より御船に召し、播州室の津に押渡りて、夫より陸地を打たせ給ふ。御供の舟は播磨の沖を出て難波に著きぬる定なり。安永四年例のごとく室の津に著きたまひし時、御

參勤の時の
御道筋

船の事指揮つかうまつる野間文左衛門鏡寛仁といふ者を召して、いつも難波に著きぬべき御供は、君におくれ奉らじと、雨風をもいとはずおし出し渡ると聞召し、心ざしの程は神妙なれども、かくてはいかなるあやまちやあらんすらんと、御心をいため給ふ。「舟路のならひ風雨にさへられては、おくれ奉るとも何かくるしかるべき、今よりはあひかまへて能々空のけしきをも見て船出すべし」とぞ仰付けらる。又常に宣ひけるは、「郎等どもの難波に行通はんには思はざる外の難風にあひたらんは力無し、それすら水主楫取心を合せて力を盡さば、恙なくも成りなん、たゞ船の修理おろそかにして朽ちそこねたる所あらんは、みづからまねく禍也。常に心を盡してゆめ／＼忘るべからず。此旨船手の者ども能々心得べし」となり。

一、殿の御座船は昔よりいさ／＼かも節無き材をえらみて作れり。左斗の大舟の材は、うちまかせてもたやすかるまじき也。ましてや節なからぬを求め出でん事さうなき大事也。されば常に天下に求め、たま／＼式にあひたる材あれば、數百金を投げうち買得て不時の用に備ふ。君此よし聞し召し「從者ど

臣下の舟の
用材と同じ
くせしむ

もの舟をばいかゝするぞ」と問はせ給ふ。それは節をえりぬきて跡をおぎなひ用ひ候由を申す。「さらば我舟も其定にせよ。さり逆もたやすくはそこねもせまじ。材に節あるを必ずあやぶむ程ならば、従者どもの船も皆節なからんもてこそ作らめ。さしては従者どもを危に乘せて我壹人堅固にかまへたらんは何心地かせん。若し節ありても危からずば、今までの材にいたづらに財寶を費し、國の煩ひと成りなん事おごりの沙汰なるべし」とて、夫より御舟の材も節のきらひ無く用ひさせられたり。

一、何國にかありけん、やんごとなき御方、やゝもすれば御内の者を手討し給ふよし、君聞し召して、「同じ人たる事は勿論なり、主従とまでたのみつれば、わきて不便にこそ仕ひ候ふべかめれ。何とてかく迄つれなくわたらせ給ふらん。足下召仕はるゝ者さこそいふせからめ。されども累代の主人なれば義を思ひて得はなれ奉らぬ成るべし。餘所に聞くも胸ぐるしき業なり」とそいろに涙をおとし給ふ。

一、君の御月代に参りたる者には、いつもあやまちして血あえても、「苦しか

三齋 忠興
のこと

らぬぞ、月代の疵はやくいゆるものぞ」とのたまひし。

一、いつのころの参勤にか、木曾路をうち給ひけるに、或宿館にてあるじの男、「むかし御先祖三齋君の御宿に點ぜられし事候ひしに、其時の御名札とて持傳へ候」と申ゆる、御覽ぜられしに、まがふかたなき物ながら、今の世の國主達の關札と言ふものにははるか長おとりたり。小姓に仰せて其寸尺を取らせて、今より後は此式に仕るべきよし被仰付、「東海道の宿館に家々のせき札ならべたらん時、見苦しかるべし」と申すものありければ、「かやうの物先祖より超過せんはよからぬ事なり」とて、用ひ給はざりき。少將に任じ給ひければ、御宿札にも「肥後の少將と書かせ候ひてん、通例しかなり」と申す者有りけれども、「ほこりらしき事なせよ」とて、もとのまゝに書かせられたり。

一、御養生の爲にや有りけん、桑の飯とて桑のわか葉くはへてかしたるを参りけり。それをだにとて旅行の宿々にてもわりごとりまかなひけるもの共必ずいとなみてすゝめけるに、一とせ木曾路にてその物まゐるまじきよし仰

桑の飯

有りければ、御供の者共「嗜は誰有るならひ、いまはあかせ給ふにこそ」とさゝやきけるに、二宿三宿ほど過ぎさせ給ひけるに、また参らすべきよし仰有りける事の様をつらくかんがふれば、其まゐらざりけるあたりは、専ら蠶飼ふ事を業とする里成りし。扱は假にも民の業を妨げじとの事成りけると、はじめて思ひ知られけり。

一、或日台命の御使あるべきにて、とくより禮服かひつくりひて客殿に出て待給ひけるに、時刻うつりければ、こつけ参るべきよし宣ひ急ぎおくの方へ入らせらるゝに、村松長右衛門といへる近侍の者、殮飯持ちまゐるとてはたと行逢奉り、御胸のあたりよりこつけをしたゝかに打懸けたり。其をりしも上使唯今成りと告げければ、あわて、御衣召しかへて出迎へ給ふ。長右衛門大きに恐れて、近士の長にいかせんとはからへば、「君の世にすぐれて上使杯敬ひ頼み給ふ程は、御邊も兼而知りつらん、常はともあれ今日にあたりてかゝるふしぎ仕出したらんは、いか成る御咎めあるべきもはかりがたし。先づかしこまりぬよ」といへば、長右衛門いよゝゝ恐れて、とある所にひそま

下臣の過失
を咎めず

遊事に費を
惜む

り居り、程なく上使門送りして歸りたまふや、長右衛門を召す。おそれ〱御前に参りければ、「よかりつるぞ、間に合ひたりし。扱てもあやふき事なりし。いそがしき時はかゝる事もあるものぞ。くやしくな思ひそ」と宣ひ、御氣色常にかはらせたまはざりき。

一、一年關東の館にて蹴鞠の遊びせんとして、物の用に立つまじきゆがみたる木、ほそき竹にてかゝりをしつらはせられたり。常に心やすく参られる人、君にむかひて、「此ころ松平何某殿に蹴鞠に参り候ひしに、かしこのかゝりはうるはしくこそ候ひつれ。君はそれに増し給ひし御大身にてわたらせ給ふに、あまりにかゝりの見苦しく候。其内の人々に仰せて作りかへさせ給ふべうもや」と申されければ、君うちうなづき「斯くまでへだてなく聞え給ふ御心ざし悦び入候。但し某國まづしくして、家中の者どもをさへ思ふ様に扶持し候はず、かゝる遊事に結構を盡し候はん事思ひもよらず。すこしにても徳付て候は、家來共にも心能く物をくはせ度と斗り存候」と宣ひしかば、申せし詞なく感涙をながされけり。

殿の御飯は
二釜炊きし
事

一、常に鷹をすゑ給ふ袖に革をたゝせて縫付けさせられけるを、或時、公儀の御鷹匠何某といへる人見參らせて、「何の爲にかくは」と申されければ、「別の事なし良もすれば鷹のくひ破り候がうるさきにて候」と宣へば、「實にかしこき御計ひなり、今よりはおのれもかくぞ仕らめ」とて、かさねて參られける時は、誠にはなくしく付けられたり。君御覽じて、「凡そ此事は費はぶかんとためなれば、某は鐵炮などの入りたらん古き皮袋の用に立たぬを以て付けさせたり。しかるに人々はあたらしき革を求めて付けられたりと見ゆるは、費は中々まさりなん」とて笑はせ給ひき。

一、先々殿の御飯は二釜づゝかしきけるを聞し召し、「かしき損じたらん時はともかくもすべし。常に其用意仕りたらんは奢らしき業なり」とて、一釜づつと定めらる。又夜の物もかならず其時いとなみけるを、「夕げの残にて事足りぬ」とて冷飯まゐりけり。

一、藥方の役人といふ者、昔より定まりて有りけるを君聞し召して、「事々敷業也、藥を吞せん時は、茶道杯にて事足りなん」とて夫も止められき。

水を疎に使
ふべからず

金銀を飾に
用ふること
の禁制

一、常に宣ひけるは、「世の中に多きものを水火とぞいふなる。されば水をばいか程遣ひても妨あるまじけれども、其水を多く遣ひすつる者は、なべての物をも費す事必ず多きものぞ、能々心得べし」となん。また料紙もたやすく求めらるゝ物なれども、去迎夢々疎にすべからず迎、物を包み奉りたるをもみな取りおかせ、内々の御消息杯は夫にかゝせ給ふ。又近習の者簿帳杯とちぬる事あれば、其たちはしを必ず竹針にさゝせてかたはらに置いて假初の事は皆それに書かせ給ひし。

一、寶曆のころにや、武器藥器ならざらん道具に金銀用ふべからずと掟て給ひ、御身もかしこく守らせ給ふ。或時御傍の宿番つかうまつる者、用心の爲とてひねりと云ふ物をつくらせける。其飾に銀を用ふべきと伺ひしかば君聞し召し、「夫は武具のたぐひなれば左も有るべし。但し夫に用ひん料は我貯へ持ちたればあたふべし」とて、袋戸の内より一ツの箱を取出し給ふ。見奉れば銀にて作りたるこはぜなどあふるゝ斗入りたり。扱宣ひけるは「わかゝりし時よりはな紙袋多葉粉入などに此こはぜを付けたり。あたらをしく覺えし

あるじまう
け 斐應

尾籠 をこ
にあてたる
漢字なる
を、いつし
か音讀する
事になりし
にて、無禮
蕪雜などの
意とす

かば、常に取置きたりけるは、今かゝる事に用ひなん程つもれり」とてたびけるを、其者に用ひても猶餘り有りし。實に露計の物もいたづらになすべきにあらざるなり。

一、あるじまうけし給ひけるに、さかなの品無下にすくなかりければ、用人等「かくてはおろそかになるやうにや候ひなん。今少しはくはへて參らせばや」と申せしかば、「いやとよ大名はこのまじき者は我宿にていかやうにもきこしめしなん。人の方へ行きではしづかに物語せんすること心なぐさむ業なれ。然るにさまぐの物取出してわづらはしくすゝめんは尾籠のふるまひなりと、或老人の申されしこそ尤に候と覺えしか」となん。

一、御寢所に入らせ給ひつる時、宿番の者ども聲高に罵りても、かしまし杯制せられし事は一度もなく、やすらかに寢させ給ふ。たゞ私語事あれば御耳にひやくとて必ず御目を覺し給ひし故、水戸黄門光圀卿かくおはせしと申す者有り、いかなるゆるゑにや。

或時江戸にて去る國主のかたへわたらせ給ひ、供膳すゝめたりし時、御看取

人の過失を
取りつくる
はる

穴賢 決し
ての意

がいふん
涯分にて、
身に出来る
だけの意と
聞ゆ、但し
一本には外
聞とあり

らんとし給ひけるほど、風とあるじにむかひ、「年よりて候へばしばしも用を忍び兼候、無骨御めん候へ」とて、つと立ちて障子の外へ出で給へば、配膳の者案内申さんとて御跡につき參りけるを、傍近く召して、「誠は用をかなへんとはあらず、唯今飯椀のふた取りたるに、いかゞしたりけんいまだ飯もらぬにて有りしかば、もとのまゝにそと蓋をして立ちたり。我しばらく爰にありて座敷に直らんする時、物皆ひえつらんとて汝取替へてまゐらすべし。穴賢主の殿になしらせ奉りそ。かくと知り給ひたらんには、今日のまうけ承りたらん者、罪かうむる事もぞ有る」とさゝやき給ひければ、仰のごとくに計ひたり。かしこの侍ども密に此事を傳へ聞きて、有りがたき御情成りけるとて涙をおとしける。其中に何がしといへる者、次の日龍の口屋形に參り、近習につきて昨日のかしこまり申して、「今にもふしぎ出来なば、譜代相傳の主殿の御爲にこそがいふんをもつくさめと、誰々も申しあへる」とぞいへる。

一、或時柳川の城主立花殿見參し給ひける御まうけに、卯月の頃にやありけ

客の爲には
珍膳を設く

稀人 客人

花豆腐を悦
ばれず

ん、茄子を供しければ、「穴珍し今程世に有るべしとも覺えぬに」とて興し給ひければ、君聞給ひ、「誠に今日はその徳にて重賢も珍ら敷物たべたり。すべて物の世に珍らしき頃は價殊に高し、しばらく日を経ておほくなりてたべんに何かくるしかるべき。さればつれづれに初物などいふもの夢々求むべからず。されども稀人のもてなしには心ざしの程を見せ參らせんすれば、其かぎりにあらず、兼て臺所の者どもに申ししめしたり。けふこそ來り給はずばいかでかゝるものたべん」とのたへりとぞ。

一、又國の菩提所妙解寺にて寺主あるじまうけせられけるに、花豆腐といふ物を參らせたり。夫は一際ある物なれば、下法師ばらも是を今日の設にせんと思ひけるに、君御覽じて「かゝる鄙の果迄食物に徒らに巧みをして、財をもちとまをもつひやす事こそうたてけれ。いかにしたりとも味はかはるまじきものを」と宣へり。又此寺へ詣で給ふには、鹽井といへる市を通り給ふ。その店にあらひ粉といふ物を繪などおしたる袋に入れて賣りけるを駕の内より御覽じて、「我領内にもかゝるものを賣り買ふばかり花奢に成りたり、是れ

田舎は田夫
にてあらん
がよきなり

國の貧しく成る基なり」と思へ給ひしとなり。

一、同寺にて松洞侍食する事ありしに、「頃日は當國豆腐の制法くはしく成りて、都にもおとるまじう覺候」と賞し申しければ、君聞し召して、「我夫をうたてしく思ふなり、田舎は田夫にてあらんこそ本意なれ」と宣ひし。又或時の御物語りに、「此國の若者其ものにつるひ易き風情に見えぬるは、人の心の輕薄になり行くにこそといと口をし」と宣ひし。松洞退きて親しき者にいへらく、「むかしつかへて候ひしほどは、朝夕に德音を承りけれども、常の事に思ひなし奉りて過ぎつる事のくやしきよ。今隠居の身と成りてたまたま御謔承りては、心肝に銘する物を」とて、右二ヶ條をあげける。

一、明和九年二月の火災に龍の口屋形焼亡して、白銀の屋形に移り住ませ給ひけり。その富士見の亭とてかたのやう成る所ありて、大輔殿住給ひける。或夜君わたらせ給ひて、つれづれなぐさめてとてさぶらふ人々を御前へ召して酒たびければ、みなくゝゑひてわらひさゝめき、君も深く興に入らせられる時、いかなる頓の事かありけん、堀平太左衛門勝名龍の口より馬をはせ

老臣を優せ
らる

紀州に麒麟
肥後に鳳凰
いちどふ
一本に市童
とあり

親ありての
貧窮は樂し
からん

て參れり。近習其よし申しければ、忽ち御かたちを改給ひ、「夜深と云ひ寒氣の節、老人のはるく來りたれば左こそつかれつらんに、しばらくやすませて召せ」とて、御座を正敷して待給ふ。有りあふ人々息を詰てひそまりたり。やがて聞せ給ひ、や、久敷して御暇たまはり龍の口へ歸りたり。すべて此宵勝名參りしより罷出候まで、諺に云ふわきたらん湯に水さしたらん様に雜人ばらまでひそと鳴をしづめて、君の老臣長臣を敬ひ給ふ事如斯なりしかば、勝名に委任し給ふ事三十年計、中をさゝふる者もなかりけり。

一、紀伊中納言治貞卿いみじくまします御聞え有りけるころ、紀州に麒麟肥後に鳳凰杯いちどふ申ふらせしを、或時近習の者ども「世にはかゝる諺の候」と申しも果てざるに、「何條肥後に鳳凰なるべき。近ごろは凶年打續て家中の扶持をさへ心に任せぬがちなるに、左様のうきたる事は言ひも傳ふまじき事なり」とて、以ての外御氣色損じけり。

一、或時微祿成る近習の者に、「汝は父母ありや」と問はせ給へば、「老いたる母を持つ候」と申す。「夫は目出度事なり、されどもさこそまづしからめ。すべて老いたる親持ちたる者は其養ひに力を盡すをせんとすれば、儉約もならず、必ず貧しかるべし。されども其貧窮はたのしき事なるべし」とのたまひけり。

一、奥にて何事か有けん、いそがはしく立ちあるき給ひける時、そこにさふらひける女のひざにそと御足のさはりければ、御手を出していたゞき給ふよしさせば、女子は勿體なきとてかしこまり申せば、「いやとよ、同じ人なるものを」との給ひし。

一、或時「松のをかき木ぶりしたるをうるもの、候。庭にうつし植ゑ候ひなんや」と伺ひければ、「天然か、作れる木か」と問はせ給ふ。「作りたるに候」と申しければ、我は作れる物はきらひなり」と宣ひし。げにや人の氣質はさまざまに替れども、すなほにだにあれば、みづからの御物好を立てず相應に用ひ給ひし。たゞ偽り作れる者をばいたく嫌給ひき。

一、いまだ侍從にてわたらせ給ふころ、常にへだてなくかたらひ給ふ國主、「そこの御勤も年久敷成り候ひぬ。今は少將に望をかけ給ふべうもや」と有り

作れる物は
きらひなり

自ら進むる
を辭せらる

しかば、「いやとよ家中の仕置だに、いまだ思ふやうに調ひ候はねば、轉役など望むべき身にて候はず」と答へ給ひき。其後少將に任じ給ひて又年つもりければ、或國の主中將になし奉らんとてさま／＼計ひ給ふ事抔有り、「今は事遂げぬべくなりぬ。されども御家には宰相は先規ありしかども、中將なかりければ、そと表文捧げ給へ」との給ひけるにぞ、「其表文はいかゞ書かせ候はんや」と問はせ給へば、「別の事も候はず、數年勤め候間轉任被_レ仰付_レ度と書かせ給へ」と有りければ、「夫は思ひの外なる事に候。左様には得こそ書かせ候まじけれ。某に何の功勞もなし、自身進め候はん事世の謗りもはづかし候且は我等さる事仕りてんに、家中の者ども我も／＼と立身加祿を自ら望み申さん時、何とか沙汰し候ひなんや。その御情はさる事に候へども、其表文なうして叶がたくば、いつ迄も少將にてこそ候はめ」と宣ひし程に、其事はやみにき。

一、天明五年御所勞いたく重らせ給ひ、御起臥も左右より助けまゐらすること、御寢所の疊破れて御足にかゝらんこととうたてければ、取かへまほしと

病室の疊を
取りかへし
か答む

近習の者ども云ひ合ひけれども、左申さんにはよも許し給はじとて、用所しませし程に、こと所の疊と取かへて敷きたりしを、御歸りざまに目とく見咎め給ひ、「誰かはかゝる由なき計ひせし」とて、以ての外御氣色損じ、折ふし堀本一甫老人あたりになふらはれるに問はせ給ひ、「いかに一甫は見られよ、疊の破れたりとて何かくるしかるべき。我常につひえを退くるを近習の者心得ずして、我に知らせずやゝもすればかゝるふるまひをする事の口惜しさよ。さいへばあまり吝嗇なるやうにも有るべけれども、我一生の程か計心を盡したればこそ、此頃の凶年にも領分の民ども餓死はさせざりし。今は病にほれて心もとゝかす、たゞいはでこそやみなめ」とて、いかういからせ給ふ。かく宣ひしは九月の末の事也。つひに次の十月にかくれましましき。あはれ此掟をば此國の民ども家毎にかゝげて、朝夕拜み奉らば冥加に叶ひなんかし。

一、妙應院殿をさなくておはしますころ、關東にて時の執權の御許へ家老長岡勘解由を召して、御物語りの序に、「故肥後守殿國用乏しくして物多くかり

妙應院殿の
事

たりしと宣ひし、今程は左様の物をも償ひはて、國もゆたかに成つるや」と問はせ給ふ。勘解由謹みて「さん候、今迎も償ひも得仕らず、國も貧敷候」と申す。「何とて左様に有りつるや」とかさねて問はせ給ふ。勘解由申しけるは、「六丸いとけなく候に大國を付し置給へば、いかなる不思議も候ひなん時は、思ふほどの忠勤をも仕り候はんとて、分に過ぎて家子郎等を扶持し置候。それに凶年さへ打續き候て何事も力に及び候はず」と申せしかば、「公務軍役の爲にそこばくの用途を取分け置かれしと故殿宣ひしが、それは今も有りけるや」と問答ふ。「實に左様の内々の事をも殿につゝます聞かせ奉りたるよし、肥後守候ひし時申候ひき。實にも其料は今も候得ども、年を逐ひてへる事は候得共、ます事は候はず」と勘解由答へ申しけるとなん。その御時より君の御代まで代は四世、年は三四年ばかりにもなりぬらん。其間に新知加祿を給ひたる者幾干ぞや。君の初より世間の掟ありつれども、猶物の數にもあらで、國の高には應ぜぬなり。されば時々の扶助のゆたかならざりけるもむべならずや。君此の事を深くうれひさせ給ひて、世にはいみじき聞えましまし

儉約の過ぐとの謗

御償ふかりし事

けれども、御心には事ゆかすとのみ常に思し召したる御氣色成りし。或時懐中袋のそこねたるを修理せさせて用ひ給ひけるを見奉りて、近習の者ども「御大名の御物に餘りに見苦敷候、あたら敷取かへて參らせばや」と申せしかば、「いや、家中の者ども貧敷うき目見るらん」と宣へば、「それは貧しからざるやうに物給はらせ給ひ候へ」と申せしかば、「それは心に任せぬは」とて打しをれさせ給ひしこそ難有かりし御心なれ。かゝる御心のそこ知り奉らぬ者どもは、此君のけんやくは節に過ぎたり、逼下とやらんに近からんとつぶやくも有りし、冥加恐し。

一、何國にか有りけん、御年若き大名の才覺優長にしてよろづにいみじくましますよし、近習の者ども語りあひけるを聞き召して、「誠に今の世の俊才、ただし韓非子などを好み給ふ所の有る」となん。

一、昔登城の御歸るさに、白銀の御曹司の許にわたらせ給ふ。「いかで例にたがひてかくは」と人々いぶかりければ、「けふしも營中にてやん事なき御方召されしかば、御部屋に參りて御物語し時うのりぬ。いたうこうじたり、まづ

人を得るの
要

装束ぬぎてこそ」とて、御袴の紐とくく、扱も今日の御方政はいかゞ心得申さんと、風と問はせ給ふ。しづかなる程ならば、いかにも申しなんすれども、かくさしあて、問はれ參らせて、一言にはいかゞ答へ奉らんと思ひ煩ひつれども、申さずやむべきならねば、兎にも角にも人を得させ給ふべうもや候なんと答へ奉りき。いかゞありつる事ぞ、おぼつかなくこそ」と宣へば、さぶらふ者ども「かしかう聞えさせ給ふ物かな」と感じ申しければ、「人々も左思ふべくばひがごとにはあらざりつるよな。さては我もつみゆるされぬべし」とて、御氣色あしからず。抑も此御答の目出度事はしばらく置きて、君のそう明にて夫程の事答へさせ給はんはいとたやすかるべきを、かくまで恐れ思召しつる御愼のほど、有りがたき御事ならずや。臣愚うやく、敷おもん見奉るに、是は時にとりての御答へのみにはあらずして、常々の御志おのづから御詞に出でたるなるべし。政の至極何ごとか是にしかん。

一、御年たけさせ給ひても、夜の讀書は怠らせ給はざりしに、燈心の影にてはやう／＼文字もさだかならず、燭を點じさせ給ひしに、蠟みじかくなりぬ。

眞の節儉

迎、度々さしかへんは費の業なりとて、木にて同じかたちをつくらせ、良みじかくなりぬれば、夫にさ、せて本まで残りなくもえぬるやうにはかり給ふ。常にも近侍の者ども、さりぬべき子細有りて燭あまたとしつるは宜ふ事もなし。その事はて、しばしもいたづらにともしおく事、いたく制し給ふ。假初の事のやうなれども、是は君の物を用給ふ節度ならんところをおぼえけれ。一切の物は用を辨ふべき爲なれば、大名の御許杯にて、事にあたりて用ふべき物を用ひざらんは吝嗇なるべし、唯事なからん時に徒に費すことなきを儉約とは云ふべし。君の御心置のごとくならば、菜公燭淚のおごりもなく、公孫布被のそしりもまぬがれ給ふべし。

一、君の字は子明、はじめの御名は紀雄又は利涉とあそばしたる物も有り。世に銀臺侯とも熊本侯とも申し奉る。御俳名花裏雨としるし給ふ。江戸龍の口の館に表海樓、鸞嘯閣有り、肥藩熊本のおまし所を濠濮園、披雲閣と名づく。南郭翁大川上人など寄題の詩ありき。

一、御年わか／＼りしほどは、かなたこなかに書牘の往復せさせ給ふ。それが

中一ツを擧げて爰に記す。

呈樂山公子

東都分手甚艸々、不能盡慇懃、至今瞻望不已矣。蓋泱旬而歸、敝邑驛路山川悉足觀也、唯憾不使足下見之耳。九州斗大無足與語者、益思足下不不足也。越子聰計已還家矣、不知有書疏奉左右者邪、爲勞致意耳。蓋足下高誼不隱肺腑、告以經國事要而辱有造于不佞、繼之風雅篇什、陽春之調、幾乎寡和不佞、詩價日久矣、愧之々々。伊達侯豪氣未除、磊落魁倚、在三百尺樓上、白眼見世人、眞足下之益友而不佞所畏也。亦善國士之遇仲英、觀其與仲英書、剛直自持不阿所好、碌々儕輩豈易交乎。答亦悌可自持、喜仲英不墜家聲、可謂南郭先生無子而有子矣。獻春朝覲畢、上鑑湖臺重、臨篠池、同顧菱茨藻鴻鴈、以與觀於賢者之樂焉。則亦復愉快如何、時暑酷伏惟自玉、需有詞章、昭諒不備。

一、御著述としてしたり顔に政道の事など書かせ給ふ事は假にもなかりき。只歴史の中におもしろくゆかしき事ども、蒙求の標題のやうに作らせ給ふ事有

消息文

著述

りしかども、いまだ功をはらねばとて名をだに付給はず。又鷹と馬は同じ程の者なりとて、其理をかよはして書給ひしもの有り、是も名などはなし。紛冗録とて無下にいや敷諺を筆のすさみに書き集給ひけれども、「見苦敷物也、穴賢人にな見せそよ、捨てよ」との給ひ置かれし。

一、寶曆九年八月廿日、御先祖幽齋君百五十回忌にあたらせ給ひければ、竹原勘十郎玄路に仰せて、往古土佐光興ゑがき奉りし寫眞の御影を寫させ、都にのぼせて有栖川職仁親王に幽齋君の和歌三首の染筆を乞給ひ、風早三位公雄卿も歌など送給ふ事有りしころ、寄月懷舊といふ事を人々にすゝめ給ひて、みづからもかくなん。

和歌

くもりなき影にむかしのしのばれて袖ぞなみだのあきの夜のつき

一、御年老いさせ給ひて十人の唱和九人はなきと申すばかりに成りにければ常さへつれづれにのみましづけるに、折しも秋の夜の長うしてあけがたく、ひとり欄によりて月をながめ給ふに、小夜風身に染みていとむかしをおもひ出で給ひければ、

詩

修養文庫第一編

四一四

龍溝邸第夜將^{たけなほ}閑

明月西風獨倚^{ひとり}欄

筆似^ニ木華^ニ東海賦

樓同^ニ庾亮^ニ武昌看

昔時高調空歌罷

今也朱絃誰復^カ彈

獨坐蕭條懷舊處

秋來白髮不堪^レ寒

右懷舊

俳句

一、天明五年秋の初より御所勞おもらせ、神無月のころはやたのみすくなく
ならせ給ひけるに、時雨の音しければ、

しくるゝかあかり障子に音ばかり

扱も此てには何とかゆゝしく聞えければ、人々いと心細くぞ覺えける。廿
日頃よりは太輔殿をはじめ參らせて、老臣どもをひたすら召して御政の事を
ねんごろに仰せおかれける。

賢名唐土ま
でも聞ゆ

一、九阜の鶴は聲天にきこえ、一室の言は應千里にありとなん。君のたもち
給ふ國は、日本の内に取りても筑紫のはてにて、長きをたちみじかきを補は
ば、方三十里は過ぎざるべし。しかるにいみじき聞えのもろこしまでおよび
けるこそふしぎなれ。たとへば明和八年の頃家士綾部孫助なる者役にさされ

支那人の奉
りし頌詩

て肥前國長崎にありけるに、其頃同じさまなる諸國の留守居といふ者を、唐
人ともおのが旅宿へ請ずる事有り、孫助も兼て行きぬべしと聞えければ、唐
人どもなゝめならずよろこび、游動といふものごとと敷招狀書きて送りぬ。
其日はきらびやかによそほひ、あるじまうけなど例の事なれども、いつより
もすぐれてよろこべる氣色にて、黃維幹、王世吉杯といふ者さまももてな
し、おのが國の樂奏してなぐさめたり。詞は本より聞きしるべうもあらねど
も、譯者につき申しけるは、「抑も肥後侯の賢明にましく、一聖の道をたふ
とみ、學校を建て給ふ事など唐土までかくれなし。おのれら幸ありてその國
の人にあひ見奉りぬ。異域に歸りてかくと語らんに、何のいへづとか是にし
かん」と、ぬかづきてよろこび座敷にさぶらふほどの者、皆々孫助の方にのみ
むらがれば、ことかたは少しきばかり也しとぞ。

恭頌

肥後侯德政五言三十韻并祈

銀臺遺事 冬

四一五

教正之

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 柱石隆千古 | 嵩山祝九天 | 三台星炳耀 | 百辟綴班聯 |
| 霖降蒼生喜 | 雲施紫海連 | 若爲詳物望 | 願得志言詮 |
| 肥水名都秀 | 阿蘇箕尾躔 | 君才看鳳舉 | 水澗繞龍眠 |
| 閎閎東京著 | 文章南國傳 | 書詩垂黼黻 | 勳策表雲煙 |
| 武藝門村盛 | 雕弓世澤綿 | 八千禪景運 | 三十正青年 |
| 丹篆神人授 | 黎光大乙燃 | 從容趨講席 | 左右侍經筵 |
| 端坐惟清慎 | 深更寒淵々 | 掄賢皆環瑋 | 市駿慕奇權 |
| 屢挈珊瑚綱 | 頻抽玳瑁編 | 慈祥瞻弼教 | 簡注考大全 |
| 比極清光被 | 東華頌望懸 | 蓬瀛裁衆羨 | 王府領群仙 |
| 邦國紆籌盡 | 兵民仰策鞭 | 便須調鼎鼎 | 原不同金錢 |
| 繁社添芳版 | 嘉禾貢甫田 | 列卿成九叙 | 恩賜日三千 |
| 久矣忠誠貴 | 美哉風度妍 | 玉堂仍故里 | 金鑑每新研 |
| 御伏邀榮近 | 宣揚拜手專 | 高階億世竝 | 明府百僚先 |

| | | | |
|-------|-------|------------|-------|
| 喜色盈朝野 | 歡聲徧阡陌 | 爭歌陬魯聖 | 永載□□□ |
| 越主賢樽々 | 風雲令飄々 | 風翼翮王朝 | 崇倚望仁德 |
| 慶稠鐫□□ | | 茗溪雲亭宋紫岩謹拜紳 | |

一、此君常に名譽の實に過ぎなん事をいとひ給へり。むかしある人、國の中のいみじき事どもを世にも知らせまほしく、梓あつこにもちりばめんとてかきつくることありけるを聞き召して、「をこの事なせそ、さしたる物散りもてゆかば、わが治教よかりなん抔世にうたはれん事、人をあざむき身の戻となりぬる業なり」とていたく制し給ひ、御氣色さへよからざりし。しかれどもかしこくありがたかりし事どもを、かたりつぎ云ひつぐ人もなからましかば、うたかたのあわときえなん事を悲しみ、もしほ草書き集むるにつけても、いますか如き冥慮めいりょをあぶきて、いささかもうきたる事なく、かならずたしかなる跡をたづね、おそれみく筆をとりぬ。

上杉公政事

修養文庫第一編

四二八

上杉公政事之大略

上杉公政事之大略 鷹山公傳

大臣讒訴仕置之次第

讒臣七人

忠臣六人

| | | |
|-------|--------|------|
| 國家老 | 千五百五十石 | 千坂對馬 |
| 江戸家老 | 千石 | 須田伊豆 |
| 國家老 | 千六百五十石 | 色部修理 |
| 侍大將 | 千石 | 長屋兵庫 |
| 同 斷 | 千四百石 | 清野内膳 |
| 同 斷 | | 芋川縫殿 |
| 同 斷 | 八百五十石 | 平林藏人 |
| 右七人讒訴 | | |
| 國家老 | 千石 | 竹股美作 |

上杉公政事之大略

| | | | |
|-----|-----|----|------|
| 小姓頭 | 千石 | 菫戸 | 九郎兵衛 |
| 膳番 | 三百石 | 倉崎 | 察右衛門 |
| 手水番 | | 木村 | 文八 |
| 小姓 | | 志賀 | 八右衛門 |
| 同斷 | | 淺間 | 登理 |

右六人忠臣

一、千坂以下七大臣申合、竹俣以下六人を讒訴せし意趣は、以前森平右衛門權威を取候節、千坂色部兩人は家老、須田は侍大將なれ共、平右衛門を取除可申力も無之、國內竹股美作一人憤激し、一命を投うち先至て直諫し、平右衛門を誅戮するに依て、國中安堵す。相繼先主隱居有之、當主家□有之、兩主共に美作忠誠を感じ、政事を被任、益忠力を盡し、國中追日安然に相成候に付、家中町在に至るまで、一統に美作を大切に存す。依之千坂色部須田三人、平右衛門時分より手を束ね居候を、美作に忠義をこされ候所を甚残念に存す。就中須田芋川は一拳有之ものにて、美作を取除、權威を振

讒訴の意趣

訴狀に對する鷹山との意見

ひ度存念にて、外五人を是非にかたらし、連判を以て訴狀を認め、六月廿六日の未明に、七人本丸に登城し、主人に目見を致し、右一通を披露す。其一通の大意は、美作元來邪智佞奸成ものにて、菫戸以下五人のものを忠臣と稱し、推舉いたし、上をくらし、下を欺き候に付、國內人民たとひて申さば、十萬人の内九萬九千人上を奉恨候間、早々美作已下五人の者を被退候やうにと申達、右の義許容無之内は、我々退き申す間敷候間、是非の論に不及、即座に御答を承度段を申達す。當主被承之、何も大臣一同申合せ申聞候事に候へば、定て卒爾の筋にては有之間鋪候へども、訴狀の旨をも披見可致と有之、箇條の次第を一覽被致、扱七人へ被申聞候は、先以大臣相揃ひ、自分爲を存候由にて、如此微細に相認見せ申處不淺事に候へども、全難問を申にて無之候へども、自分年若にて、得と承知不致筋も二三箇條相見え候へば、是を尋申にて候。先第一文武の世話をやき候事は、當時國政の急務にては無之段を相認候、此箇條不得心候。文と申は上下に孝悌忠信の道を教へ申すことにて、家中の者に忠孝を教へ不申ときは、我等幾千人の家來持候

ても、夫を召連公儀の御用可相立やうも無之候。當時武と申は、銘々帯候太刀刀を遣ひ習ふことにて候。未熟にて身に添候は、道具も用立不申候。然時は是又幾千人の家來を持候ても、大事の用には立申間敷候。夫を召連候て罷り出候事は、皆御上の御用を可相勤爲に候處、右の通り御用にも相立不申候ときは、何を以て大名の職分相立可申や。我等身柄にては、文武の世話を致し候より外に、上への奉公も無之事と、常々心得居候。已に公儀の御法、今の初筆にも、文武忠孝を勵しと御認有之ことは、何れも如何相心得候事にて、文武の世話をやき候ことは、當時政務の急用ならずとは申間候や。扱美作奸佞邪智の由を申間候へども、元來難立行ほどの當家の難溢に候處を、美作政事に任じ候てより以來、何とか振廻しも相成候て、上下安堵するに至り候なれども、今以美作へ加増恩賞とても不申付候。やはり以前のまゝの貧窮にて、大臣の身分難相成骨折もいたし、日夜政事に苦勞いたし候ことは、現在諸人も見及びたる事にて候。奸佞邪智の所行は、何を以て證據に致し候や。且又推舉の者共、皆々自分の爲に不相成もの、由を申間候。乍

美作は當家の難溢を救ひし者

然久々手元に召使見申候處、何れも常々正直に物事申間、曾て諂へるやうなる筋に相見え不申候。勿論只今迄何れもより申間候ことの過失も仕出し不申候。扱又當時諸士どもに至るまで、山野に罷出、鋤鋤を取候事、武士の本意を失ひ、古來の家風をも損じ候段を申間候。成程家中豊饒にて候は、自然に斯様成義存立間敷候。畢竟多年來不政事に付、家中上下貧窮に相成、町在も衰微いたしたることに候へば、無據自分を始省略いたし候に付、諸士どもに氣の毒に存じ、如何やうに致し候て成りとも十五萬石を持たへ申度存候より、我も我も深切に存立候ことにて、是を武士の本意を失ひ、家風を損じ候と申事難心得、左候ときは武士と云者は、主人の家風は取行ひ不申候とも、銘々の自分をのみ持はり申候て、安然として居候が、忠義のやうに聞え、何分合點難致候。且又惣て自分家督以來の政事盡く僻めにて、下民心服不致候と申事、尤難心得候。子細は、自分家督の政事は、最初より其度々其方達の相談申間、何も尤の由を申間候に付、諸大臣連名を以て、下へも申渡候ときは、何故に諫書をも不申間、只今まで其分に連名を以て下へ僻事

七人言窮す

させて、我等恨み候まで等閑致置候て、十萬人が九萬九千人まで納_{つと}不_レ致候段に、自分一己の非政と申聞候や。差當り右の箇條何も得と合點不_レ致候間、此義を得と申聞候やうにと有_レ之ときに、七人一同に行詰り申候て、一言も出し不_レ申候て、須田、芋川、其段は誠に以我々不心得にて、不調法成義をふと書加へ申候段を申達す。主人被_レ申候は、大臣申合せ申聞候ことに候へば、不調法成義は有_レ之間敷候。是は自分年若故、得と不_レ吞込_レにて可_レ有_レ之候へば、猶又箇條をも熟覽_{いたし}、新御殿_{先主大炊頭殿のこと}も御相談を致し候て、返答可_レ申聞候間、今日は退出候やうにと被_レ申渡_{候處}、一同に承知不_レ仕、是非御即答を被_レ仰聞_{二度相願候}。其申條は、理非の義はともかくも、我々七人一同に申上候義に御座候。然處御許容不_レ被_レ下候へば、一人の美作に我々七人を御見替_{被_レ成候にて御座候}。餘り御情なき御義に御座候へば、何分にも只今御許容を蒙りたき段を申退出不_レ致。此故は七人のもの存候は、只今までの政事當主若年の義、決して實心より出候ことには無_レ之、美作並に五人のもの助言を以て申出候こととのみ心得候へば、七人の大臣申合、手強く申達候へ

美作の登城
を差留む

ば、定めて承知可_レ有_レ之と存候て申出候處、當主にて以の外の難問、案に相違致し、常々溫和なる主人の氣象見込_{達にて}、急と申候に付、最はや此場を去候ては不_レ參_{ことに覺悟いたし候て}、右のとほり不法なる申分を致候こと、相聞候。

右の通り七人申出候に付、早速先美作以下五人の登城を指留被_レ申、但し家中町人美作登城を被_レ指留_{候に付}、是はいか成事とて、かたづを吞罷在候由。

扱七人即答を願退出不_レ仕候に付、然らば相待候やうにと有_レ之、先主を本丸へ被_レ相招_{、右の義を相談有_レ之處}、先主には殊の外不興被_レ致、七人の者共大臣の威につのり、即答をせがみ申こと、不_レ躄_{千萬なることに候}。是非を差置先七人の者どもを急度被_レ申付_{可_レ然段を被_レ申}、當主達て詫言有_レ之、何を申ても大臣どもの義、吟味無_レ之候て、裁許は難_{成候間}、ともかくも先退出仕候やうに被_レ仰付_{被_レ下度被_レ申達}、依_レ之先主被_レ出、七人の者ども何分當主了簡も有_レ之べく候間、先退出可_レ然段を被_レ申渡_{、依_レ之七人の者ども無_レ是非}

諸奉行諸頭に總登城を命ず

退出致す。但此もはや後悔に存候者已有之候由。右のとほりに付、殿中索老眼一人も不_二相詰_一、依_レ之六人年寄ども不_レ殘被_二呼出_一被_レ申候は、明廿七日早朝に急に可_二申談_一子細有_レ之候間、諸奉行諸頭惣登城仕候やうに被_二申渡_一。廿七日早朝、諸役頭不_レ殘登城の上にて、當主出座對面有_レ之、右訴狀を被_レ見被_二申付_一群臣一同にげうてん致候て、一言をも不_二申出_一。其とき當主被_二申聞_一候は、七人の大臣連判を以て申聞候事、卒爾なる義にても有_レ之間敷、何も如何存候や、此書面のとほり我等家督以來非理にて、美作並に五人のもの奸佞邪智たる者にて候や、毛頭無_レ遠慮可_二申聞_一候。此節いさ、かも伏藏いたし不_二申聞_一候は、不忠第一たるべし。我等非理のことも有_レ之候とき、大目付三寄配頭上座より申達は、扱々驚入候義に御座候。御家督以來の御政事不_レ宜と申すことは、一向夢にも存掛不_レ申候。美作五人の者を不忠と申こと、何以て申上候ことに御座候や。御國中十萬人は十萬人、一人として御政事を難_レ有_レ奉_レ存者は無_レ之義は、上下萬人の耳目にも常々歴然たることに御座候。然ば我々存候の士人の申上候處とは、天地黑白の相違に御座候は、何れとも可_二申上_一やう無_レ之段を申達す。

七人の者病氣と稱して籠居す

諸奉行諸頭一同に、右の存念一人も別心無_レ之段申達す。當主被_レ承、何も一同に申聞候上は、其旨を以て是非を裁許可_二申付_一候。付ては何れもを急に召出候ことも可_レ有_レ之候間、其意相心得退出可_レ致由なり。七人の者は昨朝退出後、一同に病氣の段を申達登城不_レ致、廿八日廿九日も同斷也。依_レ之廿九日暮前に、諸頭を召出し、被_二申渡_一候は、存する旨有_レ之間、明朔日早朝、諸組の頭銘々支配の中より武士三十人づ、登城可_レ致候、但し老人の者病人を除き、達者なる者計召連候やうに被_二申渡_一。七月朔日拂曉に、諸組一同に登城仕り、其上にて美作並五人の者登城有_レ之やう被_二申付_一、早速登城仕。當主下知有_レ之は、本丸二三の丸の門毎に、侍三十人足輕三十人宛番を被_二申付_一、出入を被_レ改、城内一間毎に力士三十人づ、居番を被_二申付_一、外の侍七百人本丸のりよう口手の内に相扣_レ罷あり、指圖次第、何方へも罷出候相心得可_二申付_一也。但廿九日夜中、ひそかに被_二申付_一、領分界七口番所へ二三十人宛被_レ向、他所より入者を改め、内より出づる者は押留候やうに被_二申付_一、外に八十人被_二申付_一、一三十人づ、引分れ、方々に忍に見廻、怪敷者往來せば、召取候

城の内外を戒嚴して、七人に登城を命ず

七人の所刑

て罷出候やうに被_レ申付、此義は後日に相知れ候也、當日は誰も存者無_レ之。
 七月朔日、城内右のとほりに付、家中の忤共次男共は、皆々衣服を改め、銘
 々の門前に立番を仕る、何事も無_レ之候へども、一時申合せたる如く、右のと
 ほりの由、町々にては長々火の元の慎み銘々申ふれ、何となく相慎候ことに
 候。七百人の武士共は、何方にも下知次第罷向ひ、必死の奉公を可_レ仕心得□
 居候由、尤嚴重に相慎み扣居候由。七百人の武士どもは、何方へも下知次第
 罷向ひ、必死の奉公を可_レ仕段被_レ申渡。七大臣も追々の沙汰相聞候や、最早
 必死と覺悟の體にて登城仕り、二の丸門口にて供の家來不_レ殘押へ止む、主人
 と草履取ばかりにて、本丸へ罷出る。主人に力士三人宛左右に相添へ、殿中
 に入り候へば、銘々の末席に屏風を仕切致し、大小を預り内へ入る。力士十
 人づゝ番を仕り七つ時に大書院へ家老美作以下諸役の諸頭悉く列座、上の間
 に主人着座有_レ之、一人宛召出し、直に被_レ申渡其大略は、大臣の身分、第一
 家中の無事を可_レ存所、虚言を構へ、無筋なる義を申つのり騒動を企て、其上
 七人同様に病氣と申立致_レ不參、數日役所を明け、政事を妨げ不_レ憚_レ上言語同

斷の致方不敬候。仍_レ之仕置申付候。併大臣共之儀に付、自身申渡候趣也。何
 れとも奉_レ畏候段申達す。

切腹斷

右に同じ

須田 伊豆
芋川 縫殿

此度讒訴の頭取たるを以て、如_レ右の由。

半地召上、隱居閉門

右に同じ

千坂 對馬
色部 修理

重職に不_レ似合、不都合成義に組し候由。

三百石減地、隱居閉門

長尾 兵庫

同斷

清野 内膳

同

平林 藏人

不都合の催に應じ、未熟の存念の由。

七月二日より、家中町々大雷の晴れたる如く諸家諸向^賣買如_レ平生無_レ滯、
 何の風情も無_レ之、三四日過候て、當主馬廻り三十人餘りにて、いつもの如

所刑後三四
 日、平生の
 如くに應符

く、城下邊野狩に被_レ出、此節人心も如何に候へば、今暫く御見合の方も可_レ有_レ之やと、大臣ども申達候處、當主被_レ申聞_一は、自分仕置無理なること、て、恨み候もの有_レ之候は、夫は其者の心得違なり、不_レ及_三氣遣_一とのこと也。數日過候て、須田芋川兩家來共路頭に迷ひ可_レ申間、相應々々に輕くも召遣ひつかはされ候やうにとのことにて、足輕組へも入り、侍分以下の者は、願の通り在所々々へ罷歸、勝手次第に安堵を被_レ申付、惣て七家の家來ども、此度の主人々々の存立は一向不_レ存、妻子にてさへ廿六日登城申出候て、承り驚入候由、依_レ之右家來一人も咎めなし。

右は安永の頃、上杉彈正大弼治憲公仕置の次第、隱密に借り寫置也。

上杉家々臣格式大略

- 一、分領十四家
- 家領老侍大將に任ず。
- 一、侍組九十三家

此人侍大將家老にも任ず。惣て七手組と稱す。

- 一、大小姓領組
 - 三手組
 - 馬廻組
 - 五十騎組
 - 與坂組
- 當勤三百人宛
- 同 斷
- 同 斷
- 右三手組。右四組諸士也。
- 一、扶持方組
 - 組外扶持方
 - 徒士
- 右三組を三扶持方と稱す。卒士也。
- 一、手明組
- 以上都合六手組

職掌次第大略

- 一、國家老 一、侍大將 一、城代
 - 一、郷村次頭取 一、小姓組 一、奥頭取 一、大目付
 - 一、寄配頭 一、六人年寄 一、留守居 一、三十人頭
 - 一、郡奉行 一、寺社奉行 一、小道具奉行
 - 一、御預所奉行 一、町奉行 一、諸物頭
- 以上段々有之。

近來政事大略

一、先主大炊頭殿時、森平右衛門と申す者は、小姓頭に任じ、九年の間政柄を取る、此もの姦佞を以て主君を暗まし、國中衰微し、上下騒動に及ばんとす、侍大將の内竹俣美作憤激し、主君へ忠諫をす、平右衛門を誅戮し、國民安堵す。其後家老に任じ、日夜忠勤を盡し、君の仁政を助け、今年十年

森平右衛門
の姦惡と、
竹俣美作の
忠勤

にして國中悉く悦服す。

先君の末に儒者細井甚三郎を進め、君前に於て、一統に聖道を講習す。先君過を悔い、隱退の被相願、當主彈正大弼殿に家督を被讓。當主天性學術を被好、上下儒道を講習し、家中一統に忠義を存し、己々の奢を止めて國用を省き、主君を安全に國を被保、公義の勤を被取績候所を專要の忠勤と存す。

明和中、西御丸御手傳を被相勤、其後國中旱魃、其上明和九年江戸大火、兩屋敷類焼、依之國用困窮、上下萬民愁苦言語に絶す。

大火の年三月節句甚三郎米澤に有之、當主は當日は二、丸内法音寺と申す祈禱所へ被出で、諸學生を集め詩會有之、晝七つ時に、江戸大火兩屋敷類焼の注進有之、美作は左のみ驚きたる體もなく、江戸の火事は不斷の事にて、類焼は諸家一統のことに候。焼は又々立直し可申候、先生は私宅へ御來駕可被下候、寛々可得相談と申し、靜に立別れたり。

當主殊の外愁ひて、其夜は膳も不被參、角にてに家中竝に萬民年來の困究

細井甚三郎
廣澤のこと
彈正大弼治
憲、鷹山と
號す

江戸屋敷類
焼、治憲の
心痛

廣澤、類撓
を賀す

治憲自ら田
に入りて種
作す
籍田 古支
那にて天子
が祖廟を祭
る爲に作り
し田にて、
禮記に「武
王籍田に耕
し、然して
後諸侯敬す
る所以を知

と憂へ傷み居る處、又かやうの大難至りては、いつか下を恵み可申とあり。仁政は彌不相成事やとて甚だ愁傷有之段を、甚三郎承りて、明四日早朝に麻上下にて登城し、御祝義に罷出候段申達す。諸大臣一同に怪之、當主早速對面有之、甚三郎謹みて、箇ほど目出たき義は有之間敷候。是は上杉の御家御富饒に被成候時到來仕候段述ぶる。如何なる存念との尋に、有る子細を備に述ぶる。依之當主にも初て安心なされ、朝膳を被參。

一、其砌籍田の古法を以習ひ被申を、城南野外に一町餘りの田を、御手作場と被定置、扱當主祖廟參詣有之、諸大臣以下、儀式の主供奉す。夫れより直に右手作の場へ被參、禮服のまゝ當主自身右泥田へひたり田をすき、終日祖廟へ被備たる神酒を、此處にて頂戴有之、諸大臣以下一統に頂戴仕る。右手作場の小姓の内佐藤文次郎と申五十餘になる男、願を以て被預之、文次郎當主の名代として、自身耕作す。主君秘藏の乗馬を借請け、自身蓑笠を着し、おこやしを付運ぶ。秋になり實入宜しく出來、右粉を國中の民に種米を賜る。是より國身震ひ動きて、一人として農業を怠る者なし。

るしと見え
たり
諸士も鋤鍬
を取りて山
野に出づ

山より木を
伐り出して
江戸に運ぶ

一、其侍組より三扶持方に至るまで、大臣小臣數十人願出で、御手傳仕度由にて、人々みのかさを着し、鋤鍬を持ち山野に出で、多年荒田に相成たる分を起し返す。一年して城下五六里、田面は荒田一ヶ所もなく起返す。當主諸老臣とゝもにみのかさを着し、(草)鞋をはき、常々耕作場を巡見有之、大臣手酌を以て目通にて酒を賜る、酒樽鏡を自身長刀の石突を以てうちわり、諸士に酒を賜る。

又諸士城下より七里山の奥庄司平と云ふ險阻より材木をきり出す。家老美作自身見分に參り、其身も廿五日の間、薤菰の上に寢臥、諸士を勵まし、廿五日の内に、大木一萬本伐出し、大山をくりおこし、會津領津川と云處より川下げに致し、東海を積廻し、江戸兩屋敷の材木とす。會津侯にても、米澤諸士の忠誠を感じ、津川通に被申付、筏さしつかへ無之やうにと、深切に下知有之、其後諸士追々江戸表に罷上て、作事を手傳ひ、土砂を荷ひ、地形を築き、難き人と交り働き、領内の百姓追々願出で、江戸へ上り作之手傳を致す。他所人一人を不交、大工どもを被申付、江戸に被上れ、道中八日路と

被_レ申付、大工共申合せ、六日にて江戸に着致す。江戸家老より兩三日は、是非休足をいたし候やうに申付る、大工ども不_レ聞入、着府致候曉七時より小屋場へ罷_レ出_レ働_レく。

諸士申合せ、山々より石を切出し、道橋を作り池を掘り、諸方上の物入場を[◎]の作事を手傳ふを、石を引時は美作親子自身車の綱を曳き、諸士を勵し、惣じて諸士手傳場へ出候者の名前を着帳に致し候やうにと被_レ申出。然れども一人も名乗るものなし。今日何百人今日何千人と許り相_レ認_レ指出す。一年にして城下三間半に廿五間の土藏を五棟作り、始終一色諸士の手傳を以て成就す。百姓にも思ひ_レくに_レ粉_レ持_レより、五萬俵積入れ、荒年の手當米に備へ、其後追々年々に積入れ、又百姓思ひ_レくに手傳を願出で、上の物を不_レ交、諸方作事場四十餘箇所、上の入用を不_レ用取立して、又諸士町在思ひ_レく願出で、桑百萬本漆百萬本、諸方明_レ地に種_レる是_レす。又小出村と云所に百姓救米藏を被_レ取立、十五間に三間半也。近村百姓思ひ_レくに罷上、手傳を致し成就す。其上借米_レ粉_レを納度由相願ひ、五七日の内に九百俵を納め、上よりもその邊荒田手

桑漆を明地に植う

孝子を賞す

家老の嫡子も簀笠にて田に出づ

傳場より出來の粉三百俵、右の民に賜り、右の藏へ納む。美作自身罷出で、百姓どもを褒美し酒を吞ましむ。

一、家督以來、領分百姓町人、孝弟の民は恩賞を賜る。又除地方も賜る。孝子申出すこと聞斷なし。

右のとほり諸士一統に荒田を起し返し、手傳を願出候とき、美作感涙を流し、何れ共も左ほどまでに忠誠を相立被_レ申候時は、御家も又々立直し可_レ申事に候。拙者も當職のことに候へば、先一番に罷出、鋤を取可_レ申事に候へども、當職の身分、一日も殿中を明け可_レ申やうなく候へば、用には立申間敷候へども、嫡子友彌を名代として差出可_レ申間、乍_レ面倒世話をやき玉はり候て、一鍬をも致させ被_レ吳候やうにと申聞る。諸士一同迷惑に存じ、御家老御嫡子、我々同やうに田土へ御出候ては、何共痛入候段を斷る。美作承知不_レ致、嫡子友彌に申付、家來一同にみのかさにて罷出候様にと申付る。美作用人美作へ申達し候は、御尤には存知候へども御身柄と申、諸士一同に簀笠を被_レ着候は、御屋敷より直に田野へ御出と申は如何存候、野外に御出の上にては、御改め被_レ成

方可然段を申す。美作殊の外立腹致し、一家の頭分たる其方心得違候て、左やうに申聞候や、我等の恥と申は、群臣の上に立ち、世祿の大臣とあがめられながら、一國の安危をも苦に持たず、安間として今日を渡ること、末代までの恥辱と申ものなれ。國のために簑笠を着し、鋤鍬を取ることは、恥にて不可有之。夫故に當時諸士歴々御上の御爲を存じ、太刀刀を取る手に鋤鍬を下げ、山野の泥によれ申さるゝと申は、取も不直、君の御爲に戰場に向ひ、一命を投うち候士の本心もみえ、是ほど見事なる振舞の可有之や。自分當職のこと、一番に人先へ可出ことに候へども、此節のこと、一日も殿中に、不參不三相成三故、悴友彌を名代に出之也。諸士の尻に従ひ、せめては一鍬にても御奉公爲致申すことにて候。若年の心にて、當人迷惑に存候とも、其方諫勵し可爲致ことを、頭分の身にて、以の外不了簡を申聞候とて、小姓どもより下々まで、一同に簑笠をきせ、鍬をかつがせ城内屋敷より大町どほりを田野へ出す。

諸士橋を作り改む

城下入口の大橋と申す橋有之候處、雪解の大水に損じ、年々物入不少、諸

治憲諸士の作りし橋を戴く

士百人参り申合せ、自身遠山より石を引出し、右の橋を石に作り改む。當主歸國の時、右の橋前にて下馬有之、橋の下へ手を入れあげて戴き被申候て、夫より直にかちにて被渡に付、近習の面々御乗めさるやうにと申上れば、諸士手作の橋を、馬足にかけて渡り初は致すまじと被申聞ければ、承るもの落涙仕る。又遠在の内貧なる百姓の妻常々申しけるは、男ならば人並に田野へ出て、何ぞ御手傳にても可仕なれども、女の身は口惜しきこと也、せめて布一反にても織候て、御城の雜巾にも差上申度とて、夫へ願ひ精進潔齋を致し、布を一反織候て、名主宅へ持参、名主殊の外感じ、下賤のもの献上と申すは、勿體なきことながら、是ほどの志を、我等一人心に納め置べき譯なし、たとひ御叱を受るまでも、御代官中まで可持出を云ひ、代官所に持参す。御代官も亦感心して、早速城下へ持参いたし、家老中へ披露す。家老中感じて、君前へ差出す。當主殊の外感悦にて納戸へ申付、着服に仕立候やうに被申付。元來右御の者の心にて織立候故に尺も短く、殊更紅入の島にて、君上の着服可相成やうなし、右の段を申達す。當主被聞て、不苦候

賤女の献げし紅入木綿を着服にす島 縞なり

學館を建つ

間襦袴ほどにても仕立候やうに被_レ申付。依て十四五のもの、着る尺ほどに仕立_レ差出す。當主是を着用あり、其上に上下を被_レ着て、三日の内諸士臣へ對面なされたり。

一、當主多年願望にて、今年始て學館を建立あり、自身孔廟の祭を被_レ行、家老の嫡子を初、下は扶持方通の者まで、俊秀の士廿人を選び、三年切の限を以て、學館に引越させ、書生となり學問を致させらる。

一、右學館の法式は、甚三郎より定指出し候やうにとて、只今まで教授役に被_レ申付置ける神谷保容助と申者を江戸へ差上せらる。容助は甚三郎高弟なり。甚三郎建學大意と申假名書を一冊相_レ認_レ差出す。萬事右の趣を以て法式を被_レ立學館法は古禮のとほり、貴賤にかはらず、年長を上坐と定む。分領組と扶持方の名とは、大體君臣ほど段も違ひたる格なれども、學館にては年の數を以て列坐を定め、兄弟の禮を以て交る。學頭は三手片山紀兵衛、三手部屋住神谷保容助へ被_レ申付、大小姓の上にて獨禮仕るやうに被_レ申付、執政も月一度づゝは出席、弟子の禮を以て、學頭の講を承たまはる。家中大小臣

廣澤、建學大意を著して献す

執政 家老

學館の職員、並に諸士席次

常々出席稽古仕る。

一、學館を興_レ讓_レ館と名付たり。

學館頭兩人 提_レ學と稱す、師範なり。

片山 紀兵衛

神谷 保容助

都講一人 書生頭也。

分領組七百石

國家老千坂對馬家督

千坂 與市

典籍一人 書藏預り也。

三手八十名

西堀 源藏

書生二十人座列

三手組五十石

高橋 郷八

扶持方組

今成 吉四郎

侍組三百石

須田 數馬

部屋住

侍組二百五十石

大岡 乙八

上杉公政事之大略

父内匠

當職國家老二千百六十石

毛利彌八郎

部屋住

侍組二百三十石

井上隼人

同

三手組四十石

村上七左衛門

扶持方組

蓬田郁助

同 斷

成田孫四郎

部屋住

三手組

宮 伊 織

同

三手組二百五十石

佐藤繁治

父國家老修理家督

分領組八百石

色部典膳

兄侍大將

分領組

竹俣勝三郎

扶持方組

角屋伊助

部屋住

侍頭三百石

本庄孫八

父醫者

三手組

上村文治

部屋住

三手組

長谷川 彌太郎

父小姓頭

侍組三百石

蔀 戸 八 郎

右の通り坐列を定め、貴賤一同に三年の間は、上の介抱を以て修行す。

—— 終 ——

吉備烈公遺事

修養文庫第一編

四四四

吉備烈公遺事 池田光政侯傳

國臣 湯淺新兵衛元禎撰

臣元禎既に烈公の世家を作り、備藩典刑を録す。猶且故老の傳ふる所を輯めて遺事を識し、史臣採用るを俟つと云ふ。

烈公硯箱の蓋の内に蚶嵌にせさせ給ふ語、

懈心一生、自暴自棄、舉世譽不益進、舉世毀不益退。

京より伶人辻伯耆、東儀修理、窪將監三人を召して、士大夫に樂を學ばせ給ふ。公は殊に笙を好ませ給ふ。公の横笛に名けん事を中院内府通茂公に請ひ給ひしに、芦田鶴と名づけられたり。

空にかけり澤に年經て幾たびか霜の芦田鶴聲ふけぬらん

と云へる歌にとれるなり。此笛を其後辻山城守に與へ給ふ。山城守天皇の笛

硯蓋の銘
蚶嵌 漆ぬ
りの上に象
眼にてはめ
こむこと
笙を好まる

の師なりしかば、彼の芦田鶴天子の御ものとなりぬ。辻山城守一説に肥後守と云ふ。何れか信否を知らず。

台徳院 二代將軍秀忠
和歌を献す

寛永二年甲子台徳院殿世子と共に上洛あり、公も供奉し給ふ。同九月六日山城天皇後水尾院二條の城に幸せらる、和歌の御會ありて、竹契三週年と云ふ題を以て公國風を献せらる。

封疆 領分
内

みねに生ふる松の手とせもとりをへて君が齡をちぎるくれ竹
この頃因幡の國、公の封疆たる故、峰に生ふるとはよませたるか。

京極黃門
中納言藤原
定家卿

利口 辯舌
のよきもの
此の句論語
に見ゆ

三宅大遣は平安の儒者にて祿をうく、岡山に來りて公に侍せらる。京都にて何事かあると問はせ給ふ。大遣云ふ、「京極黃門の書法を贖するものありて、眞跡と價を同じうして人大に欺をうく、憎むべき事也」と云ふ。公暫くありて、「いやとよ必しも人の害をするにあらず、予が憎む處は夫に異なり、奸臣の智を賣りて人を欺きて祿を盗む、是は賢者の贖ならずや。終には利口の國家を覆すに至り、予が國にもかゝる贖あらんと、常に恐るゝなり」とぞ仰ありける。

治國の事を
思ひて寝れ
ず

公未だ幼かりし頃、夜ごとに寝に入らせ給ひても睡らせ給ふことなく、曉になりてわづかに枕せさせ給ふ。近侍の人々あやしみて、「如何成る事にや、またわづらはせ給ふ事もや候」と尋ねまゐらせしに、しかく答へさせ給はざりしに、或時より殊によく寝させ給ひしを、人々其故を問ひ參らせしに、公笑はせ給ひて、「予父祖のかげによりて、かく大國を賜る事、分に越えたりと思へり。然れば此國民を如何して治め養ふべきと、色々に心を盡して思惟せしにより久しく寝ざりき。思ひ寄りたる事の有るぞ、昨日論語をよませて聞きしに、君子の儒となりて國民を安んずべきと云ふ事を知りぬ。これに決斷せしうへは、前の思慮もなく寝ぬ」と仰ありけり。

政務の要を
板倉勝重に
問ふ

公十四五計の御時にや、板倉伊賀守勝重に、「國民を治め申さんに如何心得候べき」と問はせ給ふ。勝重承りて、「京都商賈の輩の訴を判斷のみに年月を経、國政を行ふ事はわきまへ知らず」と云はれしかば、公重ねて、「京都所司代の譽世に高くおはす、必ず國を治むる事には先務あるべし」と詰させ給ふ。勝重「さらば可申候、角なる箱に味噌を入れて丸き杓子にて取るべきや

寛ならざれば仁心を得ず

禍は人から

うにて計ひ給はん事然るべからん」と答へ申さるれば、公久敷思惟の後、「心得がたく候、隅の方行きといきがたきをば如何し候べき」と仰有りければ、勝重「其事にて候、東照宮に仕へ奉り、あまたの智謀勇才ありと人に稱せらる、諸將をも見申候へ共、公のごとく年わかおはして國事に盡させ給ふ人は今日初てしりて、驚候あまりにかくは申候ぬ。公の明敏必ず國中を隅々迄野をもちたる様にと思召ならん、大國は左はならぬものと承り傳へて、只今のごとく申つれ、果して御不審の候ひき。國事は寛ならざれば、仁心を得がたき事にて候」とて、勝重落涙せられけり。

公の御物語の時、常に仰ありけるは、「禍は下からといふ諺は諷詞なり。下民の禍何とて自らなし始むべき。上たる人を道のあらきによりてこそ、人々の非義を犯し、刑罰にかゝる事も出来るならひぞかし。禍は人からといはん詞をかへて、下からと云ふは、上たる人に戒むる詞也。されば往昔より云ひ傳へつれ」と宣ひける。

津田永忠左源太 十六七の頃にや、寢す番にて居たりしに、公「只今の自鳴

自鳴鐘の時計 今

人を見る眼 識

鐘は何時を打ちたるや」と問はせ給ふ。永忠承り、「只今寢入り候て知らず」と申す。公黙しておはします。夜明けて永忠が座を立ちけるを見給ひ、「事をなすべき男なり」と獨言し給ひしが、永忠十八の時目付職を被命けり。其日執政の人々公務終りて後物語有りしに、永忠末席より、「此所は長嘯する所にあらず」と譏りけり。大臣たち「公の御前にて、甘にも不足ものあまりたる事なり」と申せしに、公「儲者予が視る所たがはざりき。思ふ事憚る所なく云はん者なりと思ひたりしに、果して然なり」と仰せけるとぞ。又永忠御前に参りて申すことの有ける後に、「彼者は馭者あしくば、國の禍をなすべき也。才は國中に獨歩せり」と宣ひけり。

公孝經を讀ませられし時、争臣の章に及びて、大臣池田出羽、池田伊賀に「尤も心を爰に用ひらるべし、予によからぬ事あらば必ず諫めらるべし。又各も人の諫めん事を能く請容られよ」と仰有りしかば、一座皆感じ奉りし時、中川謙叔權左衛門 進み出て「只今の一言國家永久を保たせ給ふべき兆なり。然れども公は嚴威ありて、殊に聰明におはして、又痘瘡のあとあり、容貌甚

直言を賞す

王新建 明の大儒王陽明、寧王の亂を平げたる功に依りて新建侯に封ぜられたり
中江藤樹を信ず
述職 江戸に参勤すること

だ見苦しく、眸にかゝやきて見むきがたし、たま／＼怒り發らせ給ふ時は、一目も見られずと人々申候。かゝることにていかでか御諫を申す人の候べき。公先色を柔和にして、諫むるものを賞し給はゞ、言語開けて御益あるべし」と申しければ、公其直言を稱せらるゝ事大形ならず。謙叔退き出でしかば、加世次春「あまりなる申しやう哉」といひしを、謙叔「人臣の職、自身の利を思ふ爲の役たるにあらず、國家の爲に無禮を忘れたり」といひしとぞ。此謙叔は中江惟命の高弟なり。惟命は近江國小川の人、王新建の學を講じて、江西の學と世に稱せらる、所謂藤樹先生なり。公深く惟命を信じ給ひ、江戸述職の時は、大津の驛に召して先王の道を諮問し給ふ。故に先生の門人多く來り仕ふ、謙叔も其一人なり。惟命の子太右衛門も來り仕へて長兵を司る、不幸にして世を蚤くなり。
寛永壬申清泰公宮内大輔忠雄公事卒去なり、公の叔父なり。殊に悼ませ給ひて、うきにそふ涙ばかりをかたみにて見しおもかげのなきぞ悲しきとぞよませ給へり。

老農を集めて耕作の事を語らしむ

國祖の墳墓を一所に集む

公赤坂郡に獵し給ひ、夫より數日村邑をめぐらせ給ひし時、ある所にて老農を集めて、終日耕作を語らせて聞し召し、日暮れて老農共退出しけるを呼びかへし給ひ、「植物の中何物が第一に多く得るや」と問はせ給ふ。各答へ申しけれ共怪み給ふ。やゝありて、「土地によりて多寡の不同あるべし、聞及びたるは、異國にて芋を植ゑて富みたる者ありと云ふ。既に色々のものを植ゑて見しに、果して芋に及ぶものなし。芋一つを植うれば、大抵一升を得べし、一反に十石を得べし。燥濕の地にもよらず、葉も莖も喰ふべきものなり。五穀に次ぎたるものなり、汝等が不知の事はあるまじ。土地の不同によらん」と仰有りけり。
國清公三右衛門輝政興國公武藏守利隆の墳墓諸所に在りしを皆一所に改葬あるべき御志ありしが、先づ國中に墓地たる山を擇ばれしに、三所の山を擇出す、其後今の敦志山に定りぬ。公巡視せさせ給ふ。敦志山は和氣郡和意谷の事なり。敦志山とは公の命け給ふ所なり。自ら巡視して和意谷に至らせ給ひし時、萱の殊に繁茂してありけるを、案内しける百姓に夫かれと仰ありて、御刀に挿有り

龜趺 龜の形の臺石
 馬鬣封 馬のたてがみの形に土を盛りあげたるつみ

ける小刀を抽きて賜はりける。今伊里中村源助の家に其小刀を取傳へたり。其後士大夫のために墓地を定め給ひ、儀冢山と命ぜらる。かの敦士山は國郡の東北にて十里餘に及べり。勸村より其谷に入り、溪水一帶流れ出づ、これを左右に涉ること十八度、谷のありさま箱根山中に似たり。敦士山に門を設け、夫より道十八丁餘屈曲して登る、道の幅一丈計もやあらん、其中央に川石の踏石を八丁の間に並べたり。門の傍に公の入らせ給ふ館あり、左右に櫻の木ありて吉野山に似たりといへり。第一の高き山國清公の隴にて、馬鬣封あり、碑龜趺あり、李唐の禮を用ひらる。龜首高さ三尺餘、龜首西に向ふ。碑の高さ七尺餘、碑首に天祿辟邪を鐫たり。神道碑東の方に建て表の文詞を彫たり。第二の山は興國公の隴にて、夫人榊原氏合葬し給ふ。馬鬣封神道の碑あり、皆石柵あり、青き小石をしけり。第三の山に公を葬り給へり。夫人合葬し奉りて馬鬣封ありて神道碑を建てられたり。墓表の文詞を彫りたり。公の行はせ給ふこと禮により給はざることなし。

御野郡中原に公の遊覽の地あり。中原は旭川の傍にて、夏日暑を避け給ふ時

里正 庄屋
 蒿菜 よもぎや雜草
 召伯 周の賢諸侯、その四方を治むるや、民徳になつき其の巡行の時やどりし甘棠(リンゴの木)を記念としていつまでも伐らずに保存せしといふ事
 峻宇彫墻 峻派な家や庭
 諫言を喜ぶ

は爰に至らせ給ひ、里正の家に幕と串とを預け置かせ給ひ、幕打廻し毛氈を野土に敷かせ、行厨を開きて憩はせ給ふ。今彼の蒿菜の地數丈の間に牛馬を牧せず、公の憩はせ給へる地とて民共敬せり。召伯甘棠の古を思ひ出られ侍る。旭川の東岸に花畠と云ふ所、もと清泰公備藩に封せられおはしましける時の別業にて、得月臺と名を云ひたりき。烈公の儉を事とせさせ給ひしかば、彼別業を壊りて奇石をば皆土中に埋めさせ給ひけり。公身を終らせ給ふ迄、峻宇彫墻の好み露計もしらせ給はず、古の聖人の訓にたがはざりき。

公鷹狩の道、伊移村にて稻を紙にて繋り合せ給ひしを、民傍にありて見しかば、如何なる故にや辨へざりしかば、有司にかくと申せしに、公聞し召し、や、黙しておはせしが、「させる子細もなき事也、予誤つて踏倒せしかば、天民の日にさらされ雨にぬれ、千辛萬苦したるものを足にかけたれば、天道の畏しくてこそ繋置たるなり、かくせよ」と仰ありける。

寒夜に橋を食しさせ給ふ時、侍醫の「冷たるもの如何候やらん」と中せし

に、やがて指置かせたまひしが、「後に危きことも有りけるよ」と、くり返し
く「獨言仰せけるを、侍せし女房、「如何なる事にや」と問參らせしかば、「さ
ればとよ、先にしかくのこゝとありき。予夫計の事はしりぬといはんとせし
が、云はで止みたりき。若し是を云はんには、是より後誰か予を諫むる人の
あらん、彼一言にて諫言を拒むの主となすべかりしを、云はざるは危き至極
なり」と仰ける。

公の東照宮に謁見ありしは、五歳の御時なりとかや。其時劔を賜ひしに、御
膝元近くにおはします。東照宮公の鬢髪をかきなでさせ給ひ、「三左衛門が孫
なり、早く人とならせ給へ」との仰なり。公賜はる所の劔を取り、するりと
抽きて御覽ありき。東照宮「是はあやしき事よ」とて、御手づから劔の柄を
もたせ給ひ、鞘におさめられたり。公退出し給ひし後、「眼のすさまじきたゞ
人ならず」と、東照宮仰有りけり。

公鷹狩の時御食物の中に砂あり、怒色にあらはれしに、扈人御前に參り、「い
かでかは砂の候ふべき。今日は風悪敷候、御口中に砂を吹入れたるべし。嗽

東照宮に謁
見の時のこ
と

扈人料理
人

剛直の臣多
し

せられ候へ」と憚る所なく申しければ、俄に御詞を和らげられ、「汝が申す處
道理あり、是は予が過なり」とぞ仰有りける。

公下濃彌五左衛門を召して、「池田伊賀を以て櫛外記に預け置きし弓足輕の中
十人、彌五左衛門に可預」と命せられしに、彌五左衛門承り、「新に預けられ
なんには、十人は扱置き、一人なりとも辱しと申すべし。外記が中をわけ
て預けられたるは、遙に外記には劣りたるなり。軍旅の事外記が下に立つべき
身にあらず」と申す。伊賀傍にありける横目高木左近右衛門に、「只今下濃が
詞尤もなれ共、先づ仰を奉りて後こそ」といひもあへず、高木「いや下濃
の詞道理に候」と詞鮮にとりあはず。伊賀止む事を得ずして御前に參り、未
だ申上げざるに公明敏にてはや察し給ひ、「彌五左衛門いかに云ふや」とあり
ければ、しかくのよし申上ぐる。公笑はせ給ひ、「鐵砲足輕二十人預けよ」
と命せられける。また誰にてかありけん、「長槍を司るべき身にはあらず、我
不肖なるを知りて命を奉るは君を欺くなり」と申す。伊賀しかれ共聞かざり
ければ、公聞し召し、「彼に程なく鐵砲を預くべし、先長槍を以て預けよ」と仰

家隸 家來
に同じ

大猷院 三
代將軍家光

あり。伊賀出で進むれば、高木側より「我心よりすさまじき事を知りたるに、君命なればとて請くべきや」といふ。伊賀またかくと申せば、即ち鐵砲を預られたり。彼高木左近右衛門は、使番なりし時、國城の東北川を隔て、小姓町と云ふ所の竹林にひよどり多かりしを、家來をやりてとらせたりけり。公御覽ありて、「禁制の林に網をはる事やある」と仰あり。高木此夜當直なりけるが是を聞き、「さらば家隸は死刑なるべし、我等も腹を切るべし。戰場にて討死すべき士を、小鳥にかへ給ふは殿の過なり」といひしを、公聞し召し笑はせ給ひ、偕止み給ひけり。

寛永壬申、大猷院殿俄に公を御召ありて、因幡より備前に封を移すの命あり。五月廿二日公因幡を發し給ひ、道中殊に急がせ給ふ、あふつけ馬に召したまふ。此時のあふつけ馬に鋪たる鞍、今も武庫に有りとなん。

何れの年か述職の時、扈從の士乗かけに緋の紫ふとんを敷きたるを見させ給ひ、「誰人か、美の至りを極めたる」と仰ありけり。信濃守の天鵝絨の笠袋を爲し持られしを見させ給ひ、「大國を領する人の笠にや、珍敷事を見たる」と

泥障 馬具
下鞍の下
りあぶみの
内部に垂れ
馬の兩側を
おほひ泥の
はねあがり
て衣を汚す
を防ぐもの

儉素

洋宮 諸侯
の射を習は
す爲に設け
し宮亭

仰有ければ、其夜に卒に換へられ、泥障を切つて縫合せて袋となしけると也。公常に小倉織の袴を召させ給ひ、これをぬがせ給ふ時もたゞむこともなく、柱の竹釘にこよりを引張りたるに、侍臣に命じて掛けさせ給ふ。紫の服の數年になりけるを、山川十郎左衛門かへんと申せしに、「予客にあらず、尙かへず共ありなん」と仰ありて、又年經てあかつきければ、山川重ねて何とも申さず換へたりける。衣服器物大形此類ひなりけりとかや。亦常に用ひさせ給ふ、印籠黒塗にて、象牙のくわらの帯のあや印籠の中に銀のほひと入れさせ給ふ。今も猶閑谷の庫に残れるを見し人の語りき。江戸にて挾箱に金紋付け候を持たせ給ひしに、「挾箱は予が着がへの衣服を入れる器なり、雜人に持たせ行列の先にあるべうもなし」とて、止めさせ給ひしとかや。亦偃月刀も無益なり、婦人の持すべき兵器なりとて止給ひしとぞ。洋宮に至らせ給ふ時は、必ず禮服をめし給ひ、必ず遠く乗輿を止めて下りさせ給ふ。今の小島儀左衛門が門前より北へ過ぎさせ給ふ事なし。蚊帳の釣手くわんぜよりに筆の軸を斷りて結付させ給へり。

關宮 靈廟

熊澤大夫

蕃山のこと

職冕 ひざ

おほひと冠

にて共に祭

事に用ふる

服飾、溝漣

は田間の水

道、このの

語は論語に

見えたり

東照宮の關宮を造營せらるゝに至りては、萬金を惜ませ給はず、國中堤防の

經營殊に力を盡し給へり。これ熊澤大夫が教を受けさせ給ひてのことなり。

惡ニ衣服ニ而致ニ美乎黻冕、卑ニ宮室ニ而盡ニ力乎溝漣と云ひ給ひけん、大禹の

昔に露たがふべくもあらず。

公國中の淫祠を壞たせ給ひし時、安仁神社は延喜式にのせたり、先王の禮典

にありとて造營あり。夫より年毎に同姓の大夫を命ぜられて、拜禮の事始ま

りける。

若松市郎兵衛、草加五郎右衛門、齋藤嘉右衛門三人は、大阪にて木村長門守

重成に屬し、鳴野の軍に戦功ありしかば、采祿を賜はり召出されし。三人武

功を論じて先登の前後を争ひ訴に及びしかば、御前にて判断せらる。齋藤

が先驅分明なりといへ共、木村が證書候とて出しけるに、木村は實に其時證

書與へられざるより、齋藤が訴論然るべからざるに決せらる。齋藤其朝酒を

飲みて無禮放言多かりし中に、御前を立出て大聲をあげ、目くらなる殿に仕

へて訴に負けたるよし申しけるを聞き召し、齋藤が無禮譴責せずば、虛亡の

寛仁大度

士の爲に祿

を惜む

流鏑馬 馬

を走せなが

ら鏑矢にて

的を射る射

儀 博勞

伯樂 博勞

に通じて用

ふ、馬を賣

買するもの

東鑑 鎌倉

の幕府の記

録

論長すべしとて、嘉右衛門をば土倉市正、倅加助をば池田に預けられ、采邑を除かれぬ。され共剛の者なれば、用に立つべき者也とて、甲冑と鎗とは武庫に納められて、其惡聲には少しの怒もおはしまさゞりけるとなり。

公江戸におはしまして、東叡山に參詣せさせ給ふ時、雨降りしかば、蒿菜の上にて衣服を着かへさせ給ふ事あり。諸侯には宿坊と云ふもの有りて、それ

へ入らせ給ふ」と申しければ、「それはよかりなん」と仰あり。無程祿二三

百石許もあたへられ候ひなんや、外の諸侯はみな然なり」と申せしかば、公

以ての外に色をかへさせたまひ、「士を養ふ天祿を何とて費せとはすゝむる

ぞ」と仰有りけると也。

東照宮廟造營は、正保元年の事なり。同三年より祭禮の大禮年々行はれしが

明暦三年丙申九月十七日より、初て流鏑馬戈番を命ぜらる。いかなる人の云

ひたりけん、因幡にて流鏑馬は伯樂のする事なりと云ふ説の行はれしを聞き

召し、諸士朝して謁見の時、上泉郎部左衛門を召して、東鑑流鏑馬の儀式、

其姓名を高らかに讀み、私黨の旗頭熊谷小次郎的持の役たるよしに及んで止

介者不拜

甲冑をつけ

たる者は拜

する禮をせ

ずとの事に

て禮記の語

物事に動ぜ

ず

死生有命

論語子夏の

言

みにけり。公の士に教へ給ふ、此類多かりけり。また同じ祭禮の時、諸士甲冑して供奉する事を命ぜらる。寛文八年九月十七日、真田將監士大將にて、公の前を過ぎけるが、餘人は皆平伏しけるが、將監一人はしかせざりしかば、側より無禮なりと云ふ人のありしに、公「將監は誰に軍禮を學びたるや、介者不拜と云ふ事、周の代の古禮也」と仰有りける。

何れの年にや述職の時、攝津國兵庫の海上にて、風あしく、浪猛にして、船既に覆らんとす。侍臣を初として必死に思ひ定めたり。船手を司りたる岸藤右衛門、誠に危急迫切の時と走りめぐりて下知すれども、風彌烈しくして、危き事云ふ計なし。公藤右衛門を召して、「死生有命よく心を平にして下知すべし」と仰あり。公は泰然としておはしけるを見て、藤右衛門夢の覺めたるごとくなりしとぞ。頓て兵庫へ漕入りけるに、同所の網屋新九郎とやいひしもの、明松燃しつれて濱手へ出でし故、是に力を得て、事故なく兵庫へ船をつけしなり。

公獵より歸らせ給ふ時、里正の家に人あまた集めてさわがし、何事ぞと問は

十三經 周

易、尙書、

毛詩、周禮、

儀禮、禮記、

春秋左氏

傳、春秋公

羊傳、春秋

穀梁傳、孝

經、論語、

孟子、爾雅

せ給ふに、「狐を追入れて候に見えず」と申す。公聞し召し、「怪しきものなり、鏡を入れて見よ、化物明を通れがたかるべし」と仰あり。即ち鏡を入れて見れば、果して梁の上にかゝみ居たるが、鏡の内にうつりけり。

公の折節よませ給ふ十三經注疏、から桑にて作りたる筐二つに入れ、荷はんやうになしたり。是は述職の時も携へられたるなり。朱書所々あり。公の君子の儒を以て自ら期したまへるにや、心を古の書に潜めさせたまへる、難有事なるべし。

公述職の時、道にて往年大猷院殿上洛有りし時の事語り出でさせたまひ、「此事誰や記憶せる」と仰ありしが、其時に扈從したる者なし。「石川清介其事よく覚えて語り候」と申す。さらばとて清介を召す。清介「少しも存じ候はず」と申す。かたへの人怪みていかにと問へば、清介「公聞召す所にて、われ年久しく勤仕する事懈らず、然るにしらせ給はざるは殿の不明なり。今往事を語り出さば、殿の不明をあかすに似たり。我暗主に事ふるはいふに足らず、殿のくらしをかくせし故に語らず」と云ひしを聞し召し、江戸へ着かせ給ふ

先妣 なく
 なられし母
 堂
 泥塑 土の
 人形
 定省 禮記
 に「凡そ人
 の子たる禮
 は冬は温に
 して夏は涼
 しくし、昏
 に定めて長
 に省みるし
 とあり、夕
 には床をの
 べ、あした

とやがて清介を召出し、新に祿百五十石をあたへられたり。
 公鷹狩せさせ給ふ時、稻のまた穂に出たるを、名を尋ねさせ給ふ。郡奉行「こ
 れは何と申す稻にや候はん」と申すを聞し召し、「いや然らじ、是は葉病也。
 汝は稻の名をしらず、それにて百姓を養ふ職危きなり」と仰せられけり。
 公の先妣は神原康政の女なり、福照翁主と稱す。極めて禮儀正しく、泥塑人
 の如くおはしませしとなり。妓女を見給ひて、「婦女子の見るべきものにあら
 ず」と仰ありけり。公是に事へさせ給ふに、定省怠たらせ給はず。或時庭に
 松を植ゑさせられしに、大夫人心に叶はせられず、公則ち庭におり給ひ、手
 づから土をかきはらひ、松を植ゑさせ給ふ。又或時「挾箱持ちたる者を、近
 く見る事なし」と仰せけるを、公聞し召し、かたへに有りし箒をとりてつま
 かたげ、「かくの如く持ち候」と仰せられしかば、大夫人殊にめづらしとて笑
 はせ給ひけり。信濃守政言のかたへにおはしけるに、見度き事よと宣ひしに
 信濃守立給はざりしかば、公以ての外怒らせ給ひ、大夫人の前を立ちてのたま
 ひけるは、「國を領する身の、親の奉養にことをかくべきや、只箇様の事にて

には機嫌な
 うかがふこ
 とにて、孝
 養の義とす
 蕃山の弟を
 信用す

書法を好む

其歡びをうくべき事なるに、其心づきなきは不孝なり」とて戒め仰せける。
 泉八右衛門は、熊澤大夫の弟也、世に稱せらる、有徳の君子なり。「國政評定
 の席へ出でよ」と命ぜられて、毎日に列座しけるに、其職なかりしかば黙し
 て居たりける。時の人「何の爲にかあらん、八右衛門を陶器にて作りたらん
 がよかるべし」と評したりしを、公聞し召し、八右衛門が居たらん所にて、
 假初にも虚妄の事は云ふ人あるべからず、言ふと不_い言_いとによらし」と仰有り
 ける。

公甚だ書法を好ませ給ひ、弱冠の御時にや、青蓮院宮尊純親王に學ばせ給ひ
 しが、後に中華の古法帖摹し給ふ。王新建の客座の私説の石刻、其中三字缺
 けるを補書し給ひしが、今泮宮にあり。いづれか公の補書なりと辨識する人
 なし。

何の御時にや、江戸朝廷にて、諸侯御悦を述べられし事ありし時、公「夏目
 長右衛門が箕方ヶ原にて討死せずば、かゝる國家の太平は候ふまじ」と仰有
 りけるを、朝廷執政の大臣たち、「智者の一言徳川家に仕ふる士の節義を憤發

士の直言

せり」と、云ひ侍りたまひけるとぞ。
 公鷹狩して歸らせ給ひ、殿に入らせ給ひし時、青地三之丞「今日の午勞狩得もの多かりしや」と云ふを聞き召し、「をかしき事を云へるもの哉、子細あるべき」とて問はせ給ふ。三之丞承り、「過ぎつる頃鷹がりの御歸に、當直のものの倦みたらんとて、其日の得物を吸物にして賜ひしを、辱事と思ひ候ひしに、午勞のみなりしかば、さては今日も午勞がりせられしと心得候」と答へ申せしかば、庖人譴られ、其日新に雁の吸物にして、當直の士に賜りける。此三之丞は、射藝に妙を得たと云ふほどの者なり。寒中に的を射けるを公御覽じて、「三之丞が放れ今の見苦しきは如何なる事ぞ」と問はせ給ふ。三之丞「暮近く勝手殊の外あしく候」と申しければ、公笑はせ給ひて銀子を賜はりけり。公西城に老せさせ給ひて後の事なりけん、初夏の頃螢の事物語せさせ給ふ。曹源按陳公郡中に仰せてとらせ參らせけるに、公其取來し事を聞き召し、「農民の隙なき時に、亦勞する事をさせしもの、何の樂みに成るべき」とて、殊に悦ばせ給はざりき。

農民の勞を察す

安宅丸の乗初に異装を爲す

寛永十年、大猷院殿向井將監忠勝に命ぜられて、相模國三浦にて安宅丸と云ふ大船を造らせ、同十二年に成りて、六月江戸の海上にて、召初の儀式あり。諸公は品川^{かたがひら}の海邊に出給ふべきよしにて仰出されしかば、公其朝大夫人の召させ給ふ帷子^{かたびら}を借らせ給ひ、それを召して猩々皮^{せうじくわ}の御羽織にて出でさせ給ふ時、式臺にてや、久しく立たせ給ひ、扇子を開きて差上げ給ふに陣扇なり。本服の體よりして、あやしき事よと扈從の人々思へり。楮品川にて諸公達群集し給ひて、いかなる御装束にやと尋ねらるゝに、「いや少し存する旨の候」と答へさせ給ふ。程なく大猷院御船に召し、諸侯の前御通あられけるに、「あの衆にたがひたる衣服は備前少將なるべし」とて、小船を以て御召あり。公則ち安宅丸に乘移らせ給へば、大猷院殿御尋あり。公謹みて「御祝の儀式は御船中の事、臣等は陸を警固し奉ると存せしなり」と答へさせ給へば、大猷院殿則ち御羽織くれられんや」と仰有り。脱ぎて奉られしかば、酒盃を賜り、公起ちて自然居士の曲舞を舞はせられしを、海邊の諸公見やりて驚くばかり也。夫よりして諸公直に出仕あるべしとて、品川表を退去ありけるに、供の

先見の明

士雜人原、遙の脇にひかへたる故、一時に寄集り騒敷事大方ならず。公かのあふぎをあげ給へる故、扈從の面々殿はあれにとて、頓て集りければ、公諸侯に向はせ給ひ、「供の人々騒動とみえ候、予が家隸を爰に残し置く、予が邸士追々あつまり候はん様に申傳へさせばや。其内に予が邸に立寄られなんや、一所に御祝に出仕し侍らん」と仰せければ、皆辱きよしを答へられけり。公諸侯を引きともなひ、品川より龍之口の備前邸まで、諸侯歩行にて同道なり。邸に入らせ給へば、無程盛饌を出して御饗應あり、是れは伊木長門六十人まへの用意を設けて置きしとなり。其後供の人々集りて、御悦の出仕ありけり。

諸士出仕拜謁の時、餅を串にさしたるを重箱に入れて公の左右にあり。各一人づゝ公の御前に參れば、賜はりいただき頓首して退出しけり。かゝればいづも日晩に及べり。執政の人々公の倦ませ給はんかと申せしを聞き召し、「我國せまくして、士を多く召置く事あたはず、一度は士の拜禮に倦む事あるを願へ共、叶はぬ事よ」と仰有りけり。

盛饌 立派
な御馳走

拜禮に倦む
程多くの士
を召しおき
たし

洪水

承應三年甲午の秋、備前洪水にて、橋は諫篋橋只一つ残り、其餘皆流れしほどに、百姓の危難中々云ふ計なし。公倉を發して賑濟せさせ給ひ、尙及びがたかりしかば、大に思ひ思召して、「とかく是れ予が政事の不善なるによりて、天の戒めさせ給ふ成るべし。罪なき百姓の此災にかゝる事、悲むにあまりあり」とて、寢食をさらに安んぜ給はざりしかば、熊澤助右衛門御前に出で、此事を議しけるに、「臣に一つの策の候、江戸に參りて天樹翁主になげき申しなば、捨置かせ給ふべきに非ず」とて、頓て直に備前を立て、かくと申されしかば、翁より公方に申こはせ給ひ、金四萬兩かし賜はりしかば、是より錢にかへて、封疆を四方に運びて分ちあたへらる。政事に従ふ人の中にも、「民の二度三度に及びて錢米をわくるあり、如何して改むべき」といひしを聞き召し、「事遅くば民共難厄いと遍かるべし、いく度なり共わかちあたへよ」とぞ仰せける。

山田道悦は、後進の士なりけるが、或日御前にて物語しける時、「殿にはふきをきこし召さざると承り候、いかなる故にや」と申す。させる事もなき事と

露を食はず

護國公池田家の先祖信輝、小牧の陣に秀吉軍の先鋒となり、長久手に敗死せるもの

て取合はせ給はず。おし返して「子細の有りと承りぬ、其趣を正しく承り候はばや」と、しきりに申しければ、公「されば先祖護國公の長久手に討死ありしは、ふき畠の中なりと聞く、其軍は義戦にあらざる故に、深く嘆き思うて、ふきのうるさきなり」と仰せければ、道悦謹みて「それは殿には大なる幸と申すものに候。護國公田の中にて討死あらんには、殿には食を聞き召さで、餓死させ給ふべし」と嘲弄しけるに、公かへりて外の物語ありて、御答はさらになかりけり。

毫さいは

公年ごとに狩させ給ひしに、泰山の狩は殊に列卒の手を別ち、士大將も相加はりて、實に周の代太閤の御志なりしと也。今の御野村水門の上に鷹を立てらる。備中の小侯達も、皆おはしまして觀られしとかや。此時狩終り大雨降出でけるに、御下知あつて、「玉薬こみ置きたる鐵砲をば、皆放ち捨て候へ」と使者馳廻りて仰を傳へしに、岸藤右衛門承るとひとしく、足輕を並べてうたせける。是は火繩を一所によせて、雨に消させざらん用意しける故なり。公則ち召して御感ありけるとなり。此狩の事江戸にも聞えしかば、明年述職の

治に居て亂を忘れざる戒

後、江戸執政の面々しかるべからざる事と、人々讒せられしを聞き召し、謁見の時「備前にて狩にて人数の駈引を試みるにあつかひがたきものにて候。今太平の氣にふけり士民に教なくては、軍に及んで棄つと申す古人の訓へ候はざる事に覺え候。各達も封國に歸りて狩りし給ひ試みられんには治にも不忘の戒に叶ひ、公方への忠なるべし」と仰せられければ、人々詞なかりけるとぞ。

酒井忠清の専恣を責む

公新太郎様と申しき。諸侯此事如何に候らん、改めらるべきかと物語のありし時、公其事は仰せならず、「近頃も江戸の町を通りしに、鍛冶に大和守或は鏡磨もの、何の大掾など申す名の候、さのみ辱くも覺え候はず」とぞ宣ひける。また酒井雅樂頭忠清天下の執政として權威甚だ盛なりしを、公の邸中今の弓場に小書院のありて、其所にて度々御もてなしありしに、忠清専恣なる事を仰出されて、上の御爲に大に不忠なるよし責させ給へば、忠清いはん詞なく、やゝありて「少將に任せられ給ひて年久しく候、中將に任せられんことを望みましますば、其よしを申上ぐへし」と語られければ、公「中將

封地を増さん事を望む

關障 人を退けたりあげ用ひたりすること

に進みて何の御爲になり申すべきや。封地をまし賜はりなんには、夫ほどの奉公をばすべきにて候」と仰せられけり。

公西城におはしませし時、池田大學黜陟ちつていの事を申して退出しけるを呼返させ給ひ、「今汝が云へる詞に心得ざる事あり、誰を何の職に叶ふべきやといひたりしは、もし其人よからぬ時、されば始より疑ひ存じて決行し侍らざりしほどにやとは申せしなりと、云開くべき爲なるべし。國の大臣は人を進めあぐるを職とす、自ら任ずる所の職を、左様に身まがへしてよからんや。汝が父伊賀守遠きちかひ慮ありて、予をも度々諫め争ひし人を進め、其職に任じたるものなりき。よも汝が伊賀の子にてあらじ。伊賀今致仕したる故に、汝若年なれども、政を執行ふべきものと思ひたるは、予が不明なり。汝は伊賀が子なるや、誰人の子なるや、言聞すべし」と仰せられ、頻しばしばになじらせ給へば、大學頓首して居たりけるが、涕泣ていきやくしけるを御覽せられ、「儲は伊賀が子にて有けるか、汝がごときものに國政をとらせるは危き事なり、能く心得よ」と仰ありて、「内に入らせ給ひけり。後に世に稱せられたる義雲は此大學が事なり。

老臣伊木長門閉門中のこと

公執政の大臣伊木長門に閉門を仰付られし後、述職じゆつしやくに打立せ給ふ日、長門禮服して門内に待居けるが、乘輿長門が門前を過ぎさせ給ふ時、門を開き只一人進出で拜謁し、「御留主の事前々の如く守護仕るべしと心得候」と申しければ、公は聞し召し、「平生の如くに」と御詞かけられ過ぎさせ給へば、長門は宅中に入りて門をさし入りけり。後に公この事を被仰出、「國の長臣として留守の固の事まのあたり聞かず、かがまり居たらんには、祿をめし放すべきと思慮せしに、彼かしくも出でたるは、大なる彼が幸なり」と宣へり。池田出羽足輕の卒を、造作の場所にて御歩行者叱りけるを、出羽怒り、御前に參り、しかくの事慮きよくし使仕候と申しければ、公聞し召し、「其事は予樓より能く見たりき、歩行者云ふ處尤もなり。且士にあらずとも、予が法を奉うけたまはりて下を下知することなれば、其人の輕重によるべからず、汝が足輕をこそ罰すべけれ」と仰せられしかば、出羽甚だ色をかへ退出せしを召しかへされ、「汝は天城へ引退くべきと思ふならん、天城へ引とらば汝が手柄てがたなるべし」と、あらゝかに仰せければ、出羽退出して屋敷に指籠り居たり。はや討手を命ぜ

射法を好む

らるべきにより、残る公族大臣達色々に謝し申して、漸くに事なかりけり。公殊に射法を好ませ給ひ、御居間の傍に巻わら有りて、弓組の士にかはるがはる射さしめらる。煩せ給ふ時も、御障子の外に巻わらを置き、弦音を聞し召す。弓組二十人を選びて、麾下に備へらる、是は古へ新田左中將義貞十六騎の黨に擬せられたり。或時山川十郎左衛門を召して、百射の賭射をなされけり。公九十五筋中てさせ給ひ、十郎左衛門九十六筋中てければ、公弓を十郎左衛門に賜はりけり。程なく又百射の賭有り、十郎左衛門御相手に成りけるに、公九十六筋中てさせ給ひ、十郎左衛門九十五筋中りければ、公笑はせ給ひ、「今日は予勝ちたり、さらば賭の弓出せよ」と仰せければ、十郎左衛門先に賜はりたる弓を出す。公「是は此頃汝にあたへたる弓なり、別の弓を出すべし」と仰せければ、十郎左衛門「いや此外に弓はなし」と申せしかば、「さらば返し與ふる」と仰せられしとぞ。其弓今に十郎左衛門秘藏の器となす。公國計を重き事として、時々自分聞し召し、常に量入以爲出給ふ。且錢を鑄さしめられん事を議せらる。富國の計これより然るべきはあらずとして、

百射の賭射

量入云々
禮記の語
鑄錢

異教を排す

其事定りけるに、錢鑄上手を諸侯の國へは出されざるやうなりければ、湯淺右馬允を使として、京都所司代に所望ありければ許されぬ。是よりして國殊に富みたりとなり。昔錢鑄し所今の錢屋敷是なり。公常に異教を排し給ひて仰せける、「漢の光武帝はさばかりの人君にておはしけるに、讖緯の説に迷はされき。よく心を用ふべき事なり」とぞ。青地善左衛門納戸役なりしに、一年述職に従ひしに、京都にて一條家より墨跡を公に送り物にし給ひしかば、青地に命ぜられて、江戸にて裝潢させよとなり。青地頓て道を急ぎ江戸に赴き、事のよしとて着かせ給ふ時、床にかけ置きしかば御悦有りしを、山内權左衛門よき序と思ひて、「加祿有るべきや」と申せしに、公色を正して、「賞罰は重き事なり、今かゝる程の事に加増あたへなば、戰場にて大功立てたる士をば、いかにして賞すべきや。青地呼べ」と召されけり。山内則ち青地を具して出でければ、公「今權左衛門しかく云ひたりし故、我しかく答へたりき。此度は骨を折りたる故、是を」とて自ら外套を賜りけりとぞ。

賞罰を重んず

納戸役會計方

讖緯 未來
を豫言する
こと、即ち
支那の古道
士の行ひし
法なり

常陸帶

修養文庫第一編

四七四

序

新古今集に見えたる讀者不詳の歌、かごと
はちよつと暫くの意にて、帶の金具をもかごと
といへば兩意に懸けた
己丑 文政十二年時に
東湖年二十
四大日本史
編纂の事な
り

常陸帶 水戸烈公傳

藤田東湖著

東路の道の果なる常陸帶かごと許りも逢はんとぞ思ふ」と云へる古歌の心は、
別れにし人を慕うて暫しだに逢はまほしきと云ふ事を、帶のかなたこなたと
分れても廻り逢ひて結ぶ事あるにかけて讀めるなる可し。男女の情け朋友の
道斯くの如し。臣として君を慕ふ心將たしからんや。過ぎにし己丑の年中納
言の君世を嗣がひ給ひし時、彪歳はたち餘りにて、皇朝の史を考へ定むる業
してありけるを、明くる年青人草を撫で治むる職を仰せて、江戸小石川なる
屋形に召され、初めて君を拜み奉りけるに、彪が職の事いと懇ろに問はせ給
ふ。しかのみならず忠孝の義を明にし、文武の道を勵まし、祖宗の遺志を繼
ぎ、東照宮の恩賚に報いて、天日嗣を天地と共に仰ぎ奉りて、豊葦原の中國

常陸帶序

恩賞 御恩
常磐に、堅
磐に、いつ
いつまでも
堅き岩の如
くかはらず
安泰なるを
いふ

庚子 天保
十一年
大將軍家慶

を常磐に堅磐に守りなんと志し給ふ御事まで仰をかしこみ、種々の賜物などして古郷にまかりぬ。是れを初めとして辱けなくも屢々御書下し賜はりて、政を正しうし惠みを施し、足曳の山里に住める賤が男までも、安く樂みて世を渡る許りのさまに成じなん事を計り給ふぞかしこき。三年許り過ぎぬれば、職をかへて御側近く仕へ參らせ、又四年許り過ぎぬれば、職をかへて政の末にたづさはりぬれど、身の程は猶卑くてありしを、又五年許りの後、仰せを蒙り、おほけなくも年寄若年寄など云へる職に續きて、政ものする事を司り、いにし庚子の年の春、君に従ひて大城にまゐり、かしこくも大將軍の君と右大將の君を拜み奉り、君の御供して故郷に歸りぬ。去年の夏君日光山に詣で給ひ、五月の中つかた暇を請ひ給ひし時、彪も亦大將軍の君と右大將の君を拜み奉りけるに、五日計り過ぎぬれば、大將軍家殊更に御使を以て君を呼び給ひ、何くれの事褒め給ひて、黄金作りの御佩刀に種々の物添へて君に參らせ賜ふにぞ、君も臣も悦び勇み、錦着て晝行く心地して故郷に歸りける。未だ一年も過ぎざる年の卯月末つ方、君暫し江戸に參り給ふ可き

巳の時 午
前の十時頃
あやめ草
五月五日の
節物なれ
ば、こゝに
用ひてあや
珍らしくの
序詞とせり
あやはむや
みとの意
久方 空の
枕詞、こゝ
には空の意
に用ひたり

御諫 六月
卅日に公私
ともに行は

旨、老中の人々仰せを傳へしに、君素より大將軍家を敬ひ給へば、急ぎ立たんとありけるにぞ、彪等物も取敢へず、御供して小石川の屋形に着せしは、五月五日の日の巳の時計りになんありける。人皆嬉しき例しを引きてあやめ草あや珍らしく侍るに、思ひきや明るる日君はやがて世を通れ給ひて、駒籠なる屋形に籠り給ふ可き仰せを蒙り給はんとは。彪も何某等と共に職をはなたれ、蟄まり居べき仰せをかしこまりぬ。彪等が身は陌の塵濱の真砂に均しければ、散り失せんも浮き沈むもの、數ならねども、ひたすら忠孝文武の道にのみ心を寄せ給ひて、世に類ひなき君のいかにしてかゝる禍事には逢ひ給ふらん。花をまつ梅が枝に寒けき風吹く類ひ、久方の月は清めるを、夜半の浮雲立ちかくす例しにやあるらん。兎に角に理りわかぬわざにて、悲憤とこそ云はめ、慷慨とこそ思はめ。折しも五月雨いたく降りつゞきて、いと哀れを添へしが、月日經て空は晴れぬれども、涙の袖は乾きだにせず、いつか御褌も過ぎ、秋も半になりぬれば、世を浮雲の絶えまなく又しも霖雨降り出だし、板屋の軒端を廻る雫の音、荒れ庭の草葉にすだく蟲の音、聞くもの

れし大被の
こと
すたぐ集
ること
とよさか浜
るゆたか
に榮えのぼ
るをいふ、
多く朝日の
形容とす
弘道館借樂
圓
瓦の窓、繩
のとぼそ
貧家をいふ

賤 借字に
て倭布のこ
と、即ち倭

見るものに付け、君を慕ふ心はいやまさりければ、草まぐら旅の宿りにつく
づくといにし十年餘りの事を思ふに、或はとよさか浜の朝日の影にかぶとの
星をかいやかし、若草もゆる春の野に駒の足を並べて、治れる世に亂れを忘
れざる例しを引き、秋風にかゝる隈なき月の夜は、樓船に棹さし出て、眺め
も廣浦の最中に詩歌管絃の興を催したまひ、或は道弘むてふ館に若き男等に
文學び鎗太刀遣ふわざを試み給ひ、或は偕に樂むてふ園に年高き人々を招き
て、四方の景色に心を慰め、物など賜はりて老を養ふ古事を慕ひ給ひ、或は
霜の夜雪の朝、山野に鷹狩の御身をならはし、或は瓦のまど繩のとぼそに至
りて、貧しき民の情を知り給ふ類ひ、其折ごとに御側近く侍りて、かしこく
も御樂みをも御苦みをも共にし參らせしに、今は君も臣もかなたこなたに籠
り潜まり居て、思ふ事人つて以て聞え上げん事だにかなはぬ世となりぬれば、
去年の五月の事は夢にやありけん、今年の五月の事うつにはよもあるまじ
など、賤のをたまきくりかへし昔を思ひ出づるまに、書きつゞりて、君にま
みえぬる心地をなし、徒然を慰む程に、水莖の跡つもりて机に満ちぬれば、

布を織る草
の環にて、
くりかへす
の序詞
水莖の跡
筆跡
細き管もて
莊子に「是
れ直ちに管
を用て天を
闢ひ、雖も
以て地を指
すなり、亦
小ならず
や」といひ、
淮南子に一
臂の肉を嘗
めて一饅の
味を知るし
といへる語
に據る、即
ち見聞の狭
少なること

分ちて上下二卷となし、名付けて常陸帯と云ふ。垂れこめて獨り住む身は、
俱に語たり合はん人もなく、假りそめの旅の宿りには、考へ明すべき書もな
く、全く彪が見聞きたる事をくり出して其あらましを記せしなれば、古語に
云へる細き管もて大空を窺ひ、鼎の中なる一切れの肉を嘗むるにひとしかる
可し。抑々昔より忠臣孝子とも云はるゝ人の、世の禍に逢ひて覺えず罪蒙れ
るもの少からず、異國の事は擧げて數へ難く、又近き世の事は憚りあれば得
も云はず。菅原の大臣は誠を盡して寛平の政を補ひぬれども、讒者の爲に西
のはてなる筑紫の配所に赴き、大塔の皇子は身を竭して元弘の亂を平げ給ひ
しかども、姦臣の爲めに東の鄙なる相模の窟に潛み給ふ、いと淺間しくいと
つれなきわざにはあれど、年を経世を重ねるに隨ひ、其名彌まし香はしく、百
千年の今日まで稚き童兒賤しき民までも、尊びかしこみぬるを以て見る時は、
我が君一度びは浮世の禍に逢ひ給ふとも、千年の後迄も御名輝きて、萬代の
鏡となり給はん事著るし。然あれど現の世には得明らかならで、末遠き後の
世を待ちなん事、天が下の亂れたる時はさもこそあらめ、今九重の雲曇り

玉銚 玉を
ちりばめた
銚にて、
銚は身が大
切なれば
「みち」の
「み」にか
る枕詞とせ
らるゝもの

をぼつる
ゆるゝこと

なく、ますみの鏡明かにして、朝廷の御恵み至らぬくまもなく、殊に大將軍の君は玉銚の直なる道を慕ひ給ひて萬の政邪なるを去りて、正しきに就き給ふ事、諸ろ人の仰ぎ奉る處なれば、一と度びは青蠅なす輩に任せ給ふとも、東照す神の御靈のさきはへ給ひて、平かに廣く見晴かし給はんには、寒けき風和らぎて、長閑なる春の日に梅が色香見する如く、立おほへる浮雲消え失せて、さわやかなる秋の夜に月の光りさやけきが如くに、我が君本より曇りなき御心殊に著しく、濁りにしまぬ御身殊にすかすがしくなり給はん事、疑ふ可くも非ず。さらば板びさし雨漏る假りの宿りに昔を忍びて涙に沈める賤が身も、曇れる眼推し拭ひ、そぼつる袂打拂ひて、常陸帯のためしを引きて、再び君を拜み奉らん事のあらざらめやは。
天保と云ふ年始まりて十とせ餘り五とせの秋の半なる月の十六夜の夜慎みて記す。

常陸帶目録

卷之一

- 中納言の君世を嗣せ給ふ事
- 政府の舊弊を破り給ふ事
- 御代の初め執政其他職々進退し給ふ事

卷之二

- 文武を勵まし言路を開き給ふ事
- 儉素を守り給ふ事
- 奢侈を禁じ給ふ事
- 婚姻養子の義を正しくし給ふ事

定府の士を減じ給ふ事
 饑饉を救ひ給ふ事
 國中へ貸出せし金穀を棄給ふ事
 附入るを量りて出す事を成し給ふ事
 逐鳥狩によせて武備を整へ給ふ事

卷之三

弘道館を建給ふ事
 朝廷を尊び幕府を敬ひ給ふ事
 夷狄の禍を慮り給ふ事
 附大炮を鑄させ給ふ事

卷之四

神社を尊崇し給ふ事

附破戒の僧を沙汰し佛寺を減じ給ふ事
 御床几廻百人を設け給ふ事
 附寒暑風雨に御身をならはし給ふ事
 諸書を著述して後に傳へ給ふ事
 經界を正くし給ひし事
 附穀祿を平かにし給ふ事
 幕府の褒賞を蒙り給ふ事

常陸帶 卷之一

中納言の君世を繼せ給ふ事

鶏が鳴く
あづまの枕
間、あと鳴
くよりいふ
とぞ
源武公 治
紀
敬三郎君の
誕生
廣中 奥方
源哀公 齊
修

鶏が鳴く吾妻の常陸なる水戸をしろし召され、御名を四方に轟かし給へる我が中納言の君は、御父君を源武公と申し奉る。御所生外山氏實は烏丸大納言光祖卿の御弟、中務藤原資補てふ君の御女にて、外山修理權大夫光實卿に養はれ、武公寛政十二年庚申三月十一日、江上上臈となり、於永方申し、今瑛想院と聞え給ふ。戸小石川の邸に生れ給ふ。御幼名虎三郎君と申せしが、程なく敬三郎君と申す。武公の艱中かんちゆうは恭穆夫人きやうぼくふじんと申奉り、紀伊中納言治貞の姫君なり。世を早うし給ひければ、御嫡子おはしませず、庶公子四はしましませり。長を榮之允君じゆう、御所生小池の臣、小池某の女なり。次を昶之助君しやう、御所生中山氏、幕府の小臣中山某の女なり。次は敬三郎君にて、又其次を銓之允君けん、御所生昶之助君におなじ。と申す。榮之允君は後に鶴千代君と聞え給ひて、世子に備はり給ふが、やがて源哀公の御事なり。昶之助君は讃岐なる高松の君に養

哀公の友道

書に訥にし
て論語、
里仁爲に
君子は言
に訥にし
て、行に敏
ならん事を
欲すしとあ
るに據れり
文恭公 十
一代將軍家
齊

はれ給ひ、後に讃岐守頼朝臣と申す銓之丞君も常陸なる宍戸の君に養はれ給ひ、後に大炊頭頼朝臣と申すぬれども、敬三郎君のみ小石川の屋形に止まり給ふは、武公の御志とぞ承はる。敬三郎君御年十七にて武公に後れ給ひけるが、御悲哀のいと切なる事譬へん方もなく、近侍の人々皆感じ奉りぬ。哀公世を繼ぎ給ふ後、敬三郎君に屋形の内なる龜の間と云ふ所に住み給ひけるが、哀公御友道殊に深くましまして、何くれの事いと懇ろに物し給ふぞかしこき。敬三郎君御幼きより御心ばへ健く、御才氣人に過ぎ給ひ、文武の道を初め萬事いと優にもものし給ひつれども、御兄君を憚り玉ひ、彼の言に訥くして行ひに敏しと云ふ古語にひとしくてぞおはしける。哀公の夫人峰姫君今峯壽院夫人と申奉る大將軍家文恭公の姫君にて、文化の末つ方小石川の屋形にとつがせ給ひ、十年餘りになりぬれども御子ましまさねば、御心安からず思給ひ、官女を擇みて公にすゝめ參らせしに、是れ又御子なければ、心ある人々は皆竊かに眉をひそめける。斯くて文政十二年己丑の正月、例の如く御弓始めの武を行ひ給ふに、公の放ち給ふ矢巻わら葉に得たゝすして反りぬ。敬三郎君の放ち給ふ矢は深く通りぬれども、弓の弦切

きかなき事
不祥の事

長月 九
月、神無月
は十月
哀公の薨去

癡疾 不治
の疾病

れければ、公も御心よからず、人々もきかなき事と竊にさゝやきけるを、取り敢へず敬三郎君

弓取の絃はあがりて舞ひながらかへるや千代の君が春かなと詠じ給ひて、公を祝ひ給ひしとかや。

其年の秋の半ばより公御心地例ならず、長月の末つかたには御水氣いやましつつのり、諸々の醫藥もその験しなく、終に神無月四日の夜御年僅に三十餘り三つを限りとして薨れ玉ふぞはかなき。その頃大將軍家には公子數多ましましければ尾張家紀伊家を始めとして越前家、國主、城主に至るまで其世繼ぎなき家々は、幕府の公子を賜りて代をつがしむるもの擧げて數ふべからず。是れが爲めにその家格をすゝめ給ひ、祿をも増し給ふ類ひありければ、大名の家老諸役人など、其利を貪りて實は其家を繼がしむべき庶子、庶弟のあるを、それをば癡疾などに事よせ、幕府の公子を養ひ奉らんと計る類ひはたなきにしもあらず。上は幕府を欺き、下は先祖の血脈を失ひぬる事、いと惡むべき業と瓜弾つまはじきして譏りたるが、いつか身の上知らるゝ事となり、長月の

清水 徳川
家御三卿の

威公 水戸
家の祖先頼
房にして、
家康の第十
一子

有司原 役
人等

中つかたより誰云ふとなく、公の御病若し云ふべからざる御事もあらんには、清水殿文恭公を養ひ參らせんとぞ聞えける。心あるもの相語らひけるは、かしくも東照宮、尾、紀、水の三家を建て給ひて徳川の御稱號を許し給ふゆゑんは、いやます御血脈を弘めて幕府の羽翼となし、石清水の源盡きせず、徳川の流れ末遠く四方の海に盈ちぬるを計り給ふなるべし。つらつら惟みるに、天が下廣き中に我威公の御血胤産みの子のいやつぎに榮え給ひ、高松、守山、長沼、宍戸の四家は申すも更らなり、高須その外他姓の家に至るまで廣まり給へり。されば假そめにも水戸の本宗にも庶流の家々にも、威公の血脈絶えなん事も有らんには、止む事を得ず同姓の家より養ひ參らせん事云ふまでもあらず。然るに今庶流連枝の家々に威公の血脈數多かたこれあるのみならず、目のあたり御才徳人にすぐれ御所生も早しからぬ敬三郎君のましますに、清水殿を養ひ申す理のある可きや、是れ必ず心ねじけぬる有司いしばららが一つには敬三郎君の英明を忌み恐れ、二つには己が儘に權威を振ひ、身の榮花を求めんとて、かくこそ計るならめと、人みな憤りを含み、世の様を伺ひて有

りけるに青山延子此時史館の總裁に
て小石川にあり。安からず思ひて時の執政職にてありし何某の許に行きて、しかじかの事いよいよ其實にある事にやと問ひしに、何某からからと打笑ひ、「學者にも似つかはしからぬ事を云ふものかな、水戸家清水家何れか東照宮の神胤に非ざらん。されば云ふ可からざる事有らん時、清水殿を養ひ參らせん事何の子細あるべき」と、事もなげにのしりたる由。又此時屋形内にて専ら用ひらるゝ何某と云へるもの、ひたぶるに幕府の權家に通ひぬる由、十月朔日の日水戸に聞えしかば、兼て思ひ設けし人々、何かは少しもためらふ可き。朔日の夜より晝夜ひきも絶えず各江戸に馳せ登り、或は小石川の屋形に至り、執政職の人々を詰り、或は守山の君大學頭頼
愼朝臣にまみえて志を述べ、或はかなたこなたに潜り居て事のさまをぞ窺ひける。四日の夜より仰ぎ戴く可き君なければ、人々いよいよ心を苦しめ思ひを焦しけるに、かしくも哀公世にませし時、自ら御志を記し給ひて朶雲片々と名けたまへる御書あり、思召出づる間に一ひら二ひら記し給ふにぞ、斯くは名づけ給ふらし。執政職の人々等是を披き見るに、敬三郎君もて嗣となし給はん事を記し給ひ、又御葬の事厚くすべからず、いとよ

遠言により
て敬三郎君
を嗣と爲す

烏羽玉、あ
かねざし
(舊刺)とも
に枕詞

元服

空相 參議
のこと

き諡を捧ぐべからずなど、其外あり難き仰せをのみ遺し玉ふ。これに依りて家老中山守信備前守以て、敬三郎君を養ひたまひて世子となし給はん事を幕府に請ひ給ふ。此時哀公の御喪は秘してありければ、公の御辭にて請ひし事申すもさらなり。將軍家速かに許り給ひ、同八日の日に其旨諸士に諭しければ、人皆且つ哀み且つ喜び、烏羽玉の暗の夜明けて、あかねざし出づる日を拜みぬる心地せしこそ理りなれ。此時の事別に同天詩史と名けたる書に記しぬれば、爰に其荒事を記せる書ども見ゆれども、謂はゆる道に聞いて塗に説くてふものに均しく、實事と虚事と打交れり。是をもて思ふに、古の書も正しく其事の様を知りて記せし人の書こそたしかならぬ。稗官小説の類杯云ふものは大方龍宮物語の類ひならん。今の世に有りて今の事記せる者すらすの如し。増て後の世より昔の事を記せるをや、心得べきわざなり。斯くて霜月三日の日、哀公の御葬り形の如くものし給ひ、同じく十八日の日、敬三郎君元服し給ひ、從三位中將に任せられ、御三家始めて御任官の時、尾紀は中将、我が水戸は少將に初とす。但尾の御家にも直に宰相に任ぜられ給ふ御先例なるに、直に中將に任じ給ふは、是を成り給ふ御例一度ありしと承はる。齊昭卿と御字は子信、御號は景山、又言龍閣と申奉る。申奉り、程なく宰相を歴給ひ、中納言に任じ給ふ。抑清水殿を養ひ參らせんと謀りたる事、時の執政職素より竊かに幕府の權家に望み申せしにや、はた屋形内にて語らひ計りたる許りにてありしにや、絶えて其謀り事なきを世の中にて云ひはやし

たるにや、其時政にたづさはりぬる職にても、其密議に預からざる人は知らざる可し。増して外様の人々は、是れを知る可きいはれなし。譬へ絶えてなき事にもせよ、世の中の人々専ら云ひはやせるのみならず執政の職にそなはれるもの、假り初にも是れを口に云ひ出せる由を聞きては、心ある人々いかで安きおもひある可き。長月の末より神無月の始めまで十日計りは、人々生きぬる心地なく、もし事調はざらんには、既に斯くよと迄思ひ定めし人もありけん、いと危き事にてありけるが、中納言の君世をつぎ給ひ、今年まで十六年の間に鶴千代麻呂君より初め公子六はしら九郎麻呂君、七郎麻呂君、八郎麻呂君、九郎麻呂君、十郎麻呂君、余一麻呂君是なり。鶴千代麻呂君と七郎麻呂君は、御正室有栖川親王の御妹登美宮夫人の生み給ふ所なり。八郎君十郎君の御所生は、小上藤山野邊氏、五郎君九郎君は中藤松波氏、余一君は中藤立原氏の生み申せしなり。此外世を早うし給ひしと、又姫君とは澤にましぬれど、迄設け給ひ、威公御血脈いやまし榮え給ふにぞ、十六年の昔は夢かと許り思ふ如くなりぬれば、いかに嬉しき例しならずや。

奥右筆の舊弊を破り給ふ事

司々の設け國によりて制度異なりと雖も、大率家老ありて國君を輔け、其下にも種々の職ありて士民を治むる習ひは、何れの國も同じかる可し。我が水戸の制度は、家老年寄ありて共に政事を計らひ、若年寄有りて古は奉行と云ひしを、中頃幕府にならひて若年寄と改め、其後又奉行と云ひしが、文政の初め若年寄とは改たれども、幕府の若年寄とは其職掌異なるは、奉行と云ひてこそ其實に叶ふべけれど、古老の物語なり。郡奉行、勘定奉行杯の諸職をすべ、其事を聞いて是を家老年寄に議り、斯く云ひては奉行郡奉行等は奉行にのみすべらる、様なれども、然るには非ず、其事によりては、奉行はさらなり其下なる職たりとも直に君に申し上げ、家老に申す事もありと知るべし、城代ありて國を守り大寄合頭、番頭ありて諸士をすべ治め、今は大寄合頭其職を失ひて其名に物頭ありて歩卒をひきゐる、用人ありて内外の雑事を掌り、小姓頭ありて禮儀を典どり君の側に昵近し、左右の善惡を識り、及び記録の事を總ぶ。我々藩には儒者てふ職なけれども、文學に携はるものは文職に進み、或は此職に總べらる、事古き例なり。中頃より文學の職を他の役人とひとし、若年寄にて總ぶる事となりしを、中納言の君學校を建給ひ、此小姓頭にて教職の長を兼ねる事に定め給ふは、祖宗の遺意に本づきし所に御深慮ある事なり。目附ありて上下の非法を糾弾し、其外其事につき其職にありてこれを司る。古へは年寄奉行の職其人を選び、多くは兩番頭年寄を兼ね、小番頭馬廻り新番頭を俗に小番頭と云ふ。より奉行を兼ねたり。今より見るときは其位卑くして人に侮らるべき様なれども、其頃は重き評議あるごとに、

糾弾 したすこ

六藝 禮、射、御、樂、數、書

城代より番頭に至る迄列坐して各意見を述べ事を計りぬるを、年寄奉行それぞれに承け答へ、道理をもて人を服せしむる程の才徳あるゆゑ年寄奉行の位卑くしと雖ども諸人は是を侮る事もなかりし。三木左太夫元幹義公の遇を得て、小身より選ばれ、奉行の職を務めし時、番頭職人を伴て左太夫の宅に至る。左太夫座につきながら貴殿等數人にて一人の左太夫を如何なさんとし事ぞや、抑又貴殿等獨り二人にては此左太夫に物云ふ事能はざるにやと云ひて、からりと打笑ひければ、番頭等は是れに膽を奪はれ、兼てより兎や角云ひ合せて左太夫を言ひ折かんと思し事をも得云はず歸りたりとぞ。此一事にても當時のさま推量らる。扱政事にあづかる者は、自ら權威を振ひ奢侈になり易きは和漢同じ事なるに、其身位卑ければ、常に道理を以て大身の人に勝たんと思ふ故、其惡少し。譬ひあしき事ありても、其人を退る事に易し。祖宗舊制感するに餘りある御事なり。幕府の執政も必譜代小祿の諸侯に仰せ付らるゝを以ていふ時は、我藩の舊制も東照宮の御遺意に本づき給ふらんと、殊に有難く覺え侍べるなり。に大夫の子は常に大夫となると云へる如く、其家にだに生るれば、其才徳なき人も政をとり行ふ事になり行き、其位卑うしては人に侮らるゝにぞ、年寄は必ず大寄合頭の上はかに列し、若年寄は兩番頭の上はかに列して、城代番頭等列坐して事を議る、右例も絶えて無き事となりぬ。されば政事を執るもの日々に下情にうとく、何事も辨へざる故、今の藤田主膳の先祖某奉行を命ぜられし時、算勘不案内の由を云ひて其職を辭しけるとぞ。今は算勘は小吏商人杯のものすべきわざと賤しみて、是れを學ぶ事を耻ぢ、九々の數位々の組立をも知らずして、經濟軍旅を掌る類ひは片はら痛し、中納言の君も數は六藝の一つなれば、士大夫なる者一とわたりは學ぶべし、寡人も龜の間にありし時學びたりと宣ひて、學校にも數學を建給へり。扱て出し納るゝ事を吝にし、分厘の利を争ふに至りては木より君子の惡む所なれば、さるわざ賤しむるは聞えぬれどもひたすら小吏商人のわざとのみ云ひて、其大

政權奥右筆
に移る

修養文庫第一編

四九四

綱を締めくく、る事を知らざる時は、經濟金鼓の權も皆小吏商人の爲めに奪はるゝこそ淺間しき。政事の權自ら奥右筆にうつれり。此奥右筆は古日帳役と云て、年寄奉行等評議して君に申上げ、政事を行ひたる日々の事を帳に記し、後の例に備ふる事を司る職なりしが、年寄奉行共才徳なく、何事も此日帳役に聞きて事を計らふ様になりたれば、日帳役の權いやましつものり、其役名の賤しきを嫌ひ、幕府にならひて奥右筆と改め、年寄等に遣はる可き職にてありながら、年寄等を使ふ許りの勢にはなりぬ。扱其奥右筆にも政事の體を辨へ、古今の事をも心得たる人ありて、年寄等を助けなんには、良法美事も行はる可きに、大方吟味役徒目附など云へる役より此役に移り、年少き時より小吏のわざのみにたづさはり、流俗舊弊を先格古例と心得、總じて先格古例と云ふ事、幕府にては東照宮並に台徳大猷二公の立給へる制度、本藩にては威儀の美意を變通し給ふのみなれば、先格古例と申さんもさる事なれども、世の盛衰によりて其制度典章も自ら時の弊に流れ行く事少なからず。今は其流れたるさまを舊例と心得、祖宗の法に背く事いと多かるべし。中納言の君文武の道を勵まし、喪祭の禮を定め給ふ類ひ、皆祖宗の遺意をのべ修め給ひし御事なるを、世の人多くは舊弊に泥みぬれば、君の行ひ給ふことはいと怪しき新法の様に思ひて、遂に是れ彼れと譏り奉るはいと淺間しきわざなり。山國にすめる人は、海の魚はその肉爛れ食はざるとぞ。古き諺にも夏蟲氷を疑ふと云へり。されば君の和漢の事は云ふもさらなり、成し給ふ事流俗の眼にはいと怪しくのみ見ゆるも理りにや。

威公 頼房
藤公 光圀

高橋廣備、
調役となる

御側右筆を
置く

祖宗の遺訓をも得知らぬ人々なれば、政事の評議、人材の選舉など片腹痛き事のみ多かりけんこそ理りなれ。武公にはかしこくも其弊をさと玉ひ、御代の初め御用調役と云ふ職文公の御代にも此職を設け給ひけれども、其時の調役専ら公の御側に何候し、機密の文書を掌り、奥右筆の府に時々往來して事を謀るのみにて、常に其府に有りて萬の事に携はる事なかりしとぞ。を設け給ひ、高橋廣備又一郎と稱す、是れより其職に命ぜられければ、奥右筆の人々驚き恐れて物も得云はずなりぬ。奥右筆の内にも頭取と云へるもの専ら權を振ふ習ひなりしに、調役は頭取りの上に立て事を計りぬれば、執政の人々是れを憚り、種々の善政おこなはれんとせしかども、寡きは衆きに敵しがたきの例しにやありけん、はた高橋も過ちやありけん、其年の内に職も許され、調役も止みぬれば、奥右筆の舊弊ます／＼堅くなりける。中納言の君つらく是れを慮り給ひ、御代の初めに御側右筆と云ふ職を設け給ひ、近侍又は老吏の中より實貞なる者を選びて是れを命ぜらる。小山田軍平、市川市平、幡鎌與右衛門、多川傳右衛門是なり。君には年久しく龜の間に住給ひ、執政を初め下々小吏の不正非法の事ども、又諸人賢愚善惡まで、詳に知ろしめしたるを、御側右筆をして是れを記さしめ、其外何くれと御自ら物し給ひければ、

希陸 帶 卷之一

四九五

執政の人々例の奥右筆と計りて申上る事は容易く用ひ給はず、年寄ども何某は正しき人の由申し上るに、君其人しかくの不正あるはいかゞと問ひ給ひ、又何某は邪なる人の由申し上るに、其人はしかくの正しき事あれば、それは讒者の説ならんと語り給ふ類ひにて、執政の人々我が身の上の事さへ思ひやられ、薄き氷を踏める心地しければ、御側右筆の職ありては、己が輩有て甲斐なきのみならず、いかなる禍に遇んも計り難し、いざ其職を廢し給はん事を申上んとて、更る／＼君の御前に出て屢々申上しかば、初めは聊か聞給はざりしが、後に仰せありけるは、國君執政と心を合せざれば、善政行はれ難き事誰も知る所なり、然るに汝等少も舊弊を改むる心なく、我が云ふ事を驚き怪みてうけがはざる故、止む事を得ず側右筆を申付たり、されど政事内外と二つになるの患なきにしもあらず、汝等だに心を改め善政をうけ行はんには、我が悦び何か是れに過ぐ可き。さらば我が側右筆を汝等に任せんと有て、四人の側右筆軍平は目附を命ぜられ、奥右衛門は近侍、市平は御用調役、傳右衛門は奥右筆頭取をぞ仰せ付らる。是れ迄君の御側に昵近せし者なれば、

東湖も調役を命ぜらる

政府の舊弊を破る

如何なる密命をも蒙りて有んも計り難ければ、執政の人々も憚り恐れ、時しあらんに是れを除かんと思へども、君ます／＼撓み給はず、更る／＼さま／＼の人を擧て調役を命ぜられ、友部正助、會澤恒藏、川口頼母、白石又右衛門、鈴木庄藏、谷佐野右衛門是なり。彪も九年計り此職を務む。此人々の或は邪奉行、或は近侍、或は目附、或は番士杯より命ぜられければ、思ひもよらぬ事と人皆あやしみけるが、後には調役は斯く有し者と思ひて、人々もさばかり怪しみますなりける。ひたすらに舊弊を改め、奢侈賄賂を禁じ、質素儉約に導き、文武を勵し給ふにぞ、二年計りの中に、執政より初の諸役舊弊に染たる人々は皆止められ、新たに仰せを蒙る者は皆一筋に正しき道に志ざし、奥右筆府の風俗も大に改り、塵芥許りも非義の賄賂杯受る事なく、執政を蔑にし、又法を舞はして權威を振ふ如きしわざも絶て、若し聊も正道に叶はざる事あれば、新參の者も古參に向ひて異見を述べ、或は執政の人々に向ひても最切ちに議論杯するさまになりけるこそ心地よけれ。政府の舊弊年久しき事にて、腹心の病とも云ふ可き勢ひなれば、なまじひに是を破らんとする時は、小人の氣を激し、大なる破れともなりぬべきに、君深遠の御思慮、剛明の御徳義もて斯の如き舊弊を破り風俗を改め給ふは、實に感じ奉るべき御事なり。僅かに政府の弊を破る事

何程の事かあるべきと思ふ人もあるべけれども、其實地に臨みて是を破らんとせば、其安からざる事を悟りなん。

御世の始執政其外職々賞罰し給ふ事

治れる世久しければ、皆人亂を忘れ、或は奢り或は惰る習ひなるに、わきて文政の初めつ方より、天下の風俗奢りにすぎみ、家業を怠り、逸樂にのみ流れければ、心ある者竊に歎きあへり。哀公世をつぎ給ふ頃は、種々あり難き御政事を施し給ひ、國中の人貴賤となく御徳義を仰ぎ奉りけるが、天下押しなべて斯の如きさまなれば、一國のみ正しき政事行はるべき理なしとや思召しけん、はた御志いと廣くおはしければ、僅に一國の事は彼れと物し玉ふ事御ものうくやありけん、文政三四年の頃より萬の事皆執政有司にのみ任せ給ひければ、上の恵み下へ下らず、下の歎き上に聞えず、富める者貴き者は酒宴遊興に耽り、貧く賤き者は何とかして榮花安樂を求めんと思ひ、耻をば忍び人に諂ひ、賂を送て望みを遂げ、其中に正しき道をふみ行はんと志せる人

哀公の初政

烈公當路の
貪吏を退く

あれば、邪なる者の爲に妨げられ、思ひもよらぬ禍ひ事に遇ふ者なきにしも非ず。中納言の君兼て此形勢を知ろし召され、國中の人々の是れは正しく彼れは邪なると云ふ事、御心に知ろし召し給ふにぞ、世をつぎ給ひて未だ一つの仰せ事なきに、邪なる者は自ら恐れおのゝきける。斯くてその年十二月十四日の日に、水戸の執政一人を退け給ひ、同廿四日に江戸の邸なる執政二人を初め勘定奉行、奥右筆頭取、勘定吟味役等、其外賄賂を貪り財利にのみたづさはり、風俗を害ひし者ども盡く退け給ひ、其罪の輕重に依て或は隠居を命ぜられ、其祿を削りて其子に賜り、或は其金銀を沒收し、聊の俸米を賜り、禁錮せられければ、國中の人々且つ恐れ且喜び早りに苦める夏の夕べに、雷はためき渡り、大雨ふりしける心地ぞしける。扱その罪を蒙むる者は、年久しく權威を振ひ、時の役人みな心を合せ力を同じくせし者なれば、誰有て指だにさす者なく、君には御世を嗣がせ給ひ未だ一月計りの事なれば、御志をだに助け奉るべき人もなく、全く剛明の御徳義をもて、數多の小人を退け給ひし事、如何許りか御心を碎き給ひけん。其ころ多田傳右衛門御側右筆にて

多田傳右衛門

ありしが、執政何某を御前に召し、左右を遠ざけ、時刻移りても退けざるを、如何なる御用にて斯く時刻を移させ給ふやと、物影にて竊かに伺ひけるに、折しも十二月の中つ方、人々手足も凍ゆる計の寒さに、君笑らはせ玉ひながら、御袖口をひらきたまひて、傳右衛門我が背を見よとありければ、かしこくも御袖に手さし入れ御背を撫るに、御汗下召を絞る許に濕ひぬ。君宣ふ様は、「執政何某と議論時を移せし事、彼奸人どもを退げんとせしに、何某智力を盡してこぼみぬるを、彼是れ議論したる故、斯く迄汗も出しぬ。されど小石川の塵芥名残りなく拂ひ盡しぬ。やがて昔の清き流れになりなん」とありけるが、程なく奸人等ことごとく罪を蒙りしと、後に傳右衛門彪に語りぬ。斯て其年も暮れて、明くる年の春、水戸なる郡奉行七人其罪の科によりて夫れづに退けられ、其外勘定奉行、奥右筆の類に至る迄、是れを沙汰せらる。扱新たに擢げられ用ひらるゝ人々は、山野邊兵庫主水の嫡子にて、別に列す。○私云、後に助川の館へ移り海防を命ぜらる。、渡邊半助小姓頭より側用人に進み、執政の歎ひし時、幕府の命にて職を放たれ還塞す。、戸田銀次郎文政の末目附にて罪を蒙り職を放たれるが、程なく小姓頭取職を放たれ還塞す。、

其材を擢用す

垂統大記の著者 青山量助

會澤恒藏

五月幕府の命にて職をはなれて豊居を仰せらる。武田彦九郎文政の末使番にて罪を蒙り職をはなれたれるが、程なく目附に進み小姓頭用人を歴て若年寄となり、今は大番頭なり。、小宮山次郎左衛門文公、武公の御代年久く郡奉行を務め、文政の初めより閑散の職にありしを、町奉行に進め給ひ、後側用人を仰せ付らる。博文強記とも云ふべき人にて、文化の初めより立原翠軒と共に東照宮の御事跡を纂述すべき命を蒙り、半にして翠軒身罷りぬれば、次郎左衛門専ら是れを勤め、天保の中つたかた功を擧へ、中納言の君に獻りぬ。○垂統大記と云ふ書是れなり。致仕せし後は楓軒と稱す、今は身罷りぬ。、青山量助江戸の邸なる史館の總裁にてありしが、史館を水戸に移し給ひ、姓頭に擢て給ひ、弘道館教職の長を兼ねぬ。此人史學文章に長じ其著述する所皇朝史略、明徴録、文苑遺談等あり。詩文の稿も尤も澤山にありとぞ。今は身罷りぬれども又其子量太郎を小姓頭に擧げ給ひ、教職の長、會澤恒藏水戸の史館編修にて總裁の事を兼ねたるが、文政の末職を辭して閑散の職に命ぜらる。、會澤恒藏水戸の史館編修にて總裁の事を兼ねたるが、文政の末職を辭して閑散の職に命ぜらる。、弘道館教職の長を兼ね、其著述する所新論、豈好辨、艸履和言等の書あり。、立原甚太郎先手物頭御城附を歴て小姓頭に進む。此人書にて謂はゆる光風露月にも譬ふべく、政事にたづさはらざれども、御世の始めより其功尤も少からず。ゆめく尋常の書家畫家を以て見るべき人に非ず。今は身罷りぬ。、友部政助文政の始め郡奉行より小納戸に移て有しを、此時郡奉行に歸復し給ひ、酒井市之允文公、武公の御代御用調役目附を歴て今公の抱傳を命ぜらる。小姓頭の格を賜ふ。、酒井市之允文公、武公の御代御用調役目附を歴て今公の抱傳を命ぜらる。小姓頭の格を賜ふ。、御世の始め内外の費を省きたる格を賜りて勘定奉行に復し、後先手物頭となり、年老て仕を致す。御世の始め内外の費を省きたるは、この人の力。田丸稻之右衛門文化の頃酒井と同く勘定奉行を務め、文政の始め郡奉行となり、勘定奉行に移り、留守居物頭となり、年老て仕を致す。、山口頼母武公の御時より郡奉行にて、文政の初め小宮山、友部、田丸行に復し給ひ、目附御用調役を歴て、今公の抱傳となる。今は身罷りぬ。、多田傳右衛門御側右筆より奥右筆頭取に移りし事前に云へなる。今は川瀬七右衛門武公の御時より郡奉行を務め、文政の初退けられて馬廻りと成り、又仕を致す。、大に罪を蒙りて豊居を命ぜられ、七年過て許されたれども猶小普請に

大夫 家老
のこと

てありしを、此時郡奉行を仰せられ、役も祿も昔に復し給へば、人皆驚きぬ。後職を辭して京師に行き、君の姉君にませし政所大人に仕へ、程なく勘定奉行となり水戸に歸り、今は身罷りぬ。郡制を四郡に復せしは此人の建議せし事にて、國中檢地の事、山專太郎史館編修より寺社役を命ぜらるも君より勸し給ひ、君をもすしめ参らせしとぞ。山專太郎後弘道館教職となり、今公の抱傳に移りぬ。教職になり、國史總裁を兼ねたり。吉成又右衛門進物番より郡奉行に擧らる。此時新に郡奉行七人なり、程なくも七郡を四郡に改め給ひ、川瀬、吉成及び彪二人に石川を加へて四人此職を務む。山國喜後檢地の事仰せ出されける時に至りては、同僚皆移り更りて、唯此吉成のみ此職にあり。山國喜八郎小納戸より目附を命ぜられ、小姓頭取に移り、後軍用の事を司る。原山兵助奥右筆に擧られ、程なく止て馬廻となりける。鈴木庄藏史館編修より奥右筆となり、原田等と出で馬廻となりける。程なく郡奉行となり、退けられて書院番となり、彪罪を得、深澤甚五兵衛奥右筆を務む。調役會澤、同僚原田、鈴木等一て潜まりし後なれば其由を知らず。深澤甚五兵衛時に政府を出しければ、此人病によりて職を辭して小普請に入り、程なく寺社役となる。石川徳五郎書院番より物頭となり、直ちに郡奉行を命ぜらる。金子孫二郎小普請より徒目附となり、吟味役、奥右筆を歴て郡奉。今井金右衛門馬廻より奥右筆、小人を歴て若年寄に進み、後寺社奉行となる。及び彪進物番、史館編修より會澤、吉成と共に郡奉行今年五月六日の日、幕府の命により登居す。及び彪を命ぜられ、小姓頭取、御用調役を歴て御用人となる。戸田、今井、同これなり。其外進め用ひ給ふ人猶多かれども、こゝには御代の初め二年三年の間に擧げ玉ふ人のみかぞへ、心に覚えしまゝを記しぬれば、御世の初に擧げらる人々もれたるもあ荒増しを述ぶるなり。

終

常陸 帶 卷之二

文武を勵まし言路を開き給ふ事

士の心がけ

凡士農工商の四民各其業ありて、士の業は文武の道なり。然るに行跡だに慎みなば、文武は左のみ勵ますとも苦しかるまじなど云ふ人は、遁辭とんじてふ者にて、かゝる人は必ず忠孝の道にもうとかるべし。夫れ身を修め行跡を慎むは、農工商も然かあるべき事にて、士に限れる事に非ず。農工商は夙つとに興よき夜よに寢て、其活計を營むに、士のみ飢寒の患ひなきとて、何事をもなさず、飽まで食ひ暖あたたかに衣て、唯悪しき事を行はざるを事足れりと思ふは、農工商にも耻はづべき心なり。されば文武だに厲ひがみなば、行跡は悪しくともおしかるまじと云へるは、大なる僻言ひがごとなれども、行跡のみ慎んで文武に怠たるも、亦ひが事なり。世治れる時、己を修め人を治め、君命を受けて他國に使ひするの類ひ、

文武に暗くして是れをよくせんや。世亂るゝ時は、謀を回らし敵に克ち、勇を振ひて君の難に更る類ひ、武道にうとくして是をよくせんや、いかに忠孝の志切なりとも、其事を知らざれば、其志を行ふ事能はず。譬へば農工の心ざま美しくとも、耕作の業を知らざる時は、父母を養ふ事あたはざる如く、忠孝は士の本とする所なれども、文武の道もて是れを助けざれば、忠孝の道も明かなる事を得ず。是れ人の臣たる者は、心得べき事なり。又人君の職は一人の智力を用ひず、衆人の智力を合せ用ひて民を安んじ、國を治むるにあり。衆人の智力を用ふるは、言路を開くにあり。言路を開く時は、下の情上に聞え、上の恵み下に降りて、民安く國治まる。言路塞がる時は、是れにひきかはる事、古今の例し鏡に寫して見るが如し。易に地天泰の卦を道ある世に譬へ、天地否の卦を道なき世に譬ふ。天は上に在て、地は下にあるければ、天地の卦こそ道ある世に譬ふべけれど思ふにひきかへて、地天の卦を貴ぶ故は、天高うして上にありと雖も、日月の光、雨露の潤ひ、日夜朝暮に下に降り、地卑くして下にありと雖も、雲霧を起し草木を長じ、其氣常に上に登り、天地

人君の職

烈公襲封翌
年の途

の氣交りて萬物其中に生ずる事を得たり。然るを天は高きがゆるるに上にのみ登り、地は卑きが故に下にのみ降りなば、萬物一口も其中にある事を得べからず。是れ地天泰、天地否の差別なり。天地の氣少しく隔たりぬれば、五穀みのらずして飢饉の患あり。言路塞る時は、上下の情通せずして危亂の禍ひあり。天地の道は人道の本づく所なれば、人君たる者尤も仰ぎて則を取るべき所なるべし。中納言の君世をつがせ給ひて、明年の正月、御自らふでを染め給ひて國中に示し給ふにぞ、諸士各其長官の宅に参りてこれを拜み見るに、其御文に曰く、

一文武は武士の大道、人々出精致すべき事。是に依て時々申聞けざれども、出精、不出精は追て沙汰に及ぶべき事。

一存寄り是ある者は、何役にても遠慮なく、何れよりなりとも封書差出すべき事。

とぞありける。文武の道に怠るまじき事は、何れの御代にも屢々仰せ事ありけれども、其時俄に勵みたるのみにて、程を経るに随ひ怠りぬる習ひなるに、

監察府 奉行所、目付役等をいふ

よく下情を知る

此度は行々いかなる御沙汰や有らんと、人々舌を振はし、我れ劣らじと其道をばげみぬ。言路を開き給ふ事を、政府又は監察府かんさつふ杯たいにのみ封書を出すべきに限りなば、人々自ら物憂ものうれきわざに思ひて、意見を奉る者もまゝなきならひなるに、此度は何れの道より奉りても苦しからずとの仰せを畏りぬれば、君と臣との間さも近き心地して、賤き者までも聊か上を疑ふ心なく、又いかなる人よりいかなる事を申上げんも計り難ければ、政事を取る有司いうしも我まゝの振舞などする事なかりき。君には人々の封書をもて下の情を知り給ふのみならず、政事にたづさはらざる人々をも、折にふれ御側近く召させられ、左右の臣を遠ざけて、何くれの事を問はせ給ふにぞ、外様の人を容易く召給はん事いかが杯と、政府より申し上げしに、「人君たる者、我が家臣を呼て事を尋ぬる事、何の子細かあるべき。尋ぬる事だにあらば、足輕をも召して聞くべきぞ」と仰せありけるにぞ、有司も口を閉ちて止みぬ。彪郡奉行にて同僚とともに水戸より召されし時、郡方の小吏なる元締もとじをも連れ参れとの御事にて、元締等も御側近くまゐる登り、農民艱難のさま杯委しく申上げし事ありき。外

様の職さへ斯の如く親み玉ひぬれば、増して政事にたづさはる人々をや。彪政府にありし事前後十年許りの間、執政、參政を初め目附或は郡奉行、勘定奉行、奥右筆の類ひ迄、御前に居並びて評議せし類ひ、擧げて數へ難し。言路を開くと云ふこと古き書には見えぬれども、我藩の如く實にかく迄開きぬる事、今の世に類ひあるまじくと思へり。

儉素を守り給ふ事

奢侈と儉素とは國家の治亂にかゝる所なり。されども賤しき身にすら心弛るみぬれば、美衣美食を願ふ。増して高貴の人は何足らぬ事なければ、自ら奢りにつものり、或は花車はなぐるま、風流を好み、或は酒宴遊興にふけり、遂に國家の政事に怠り、人心ますます恨み、財用日々に縮りて國を危くするに至る、其ためし少からず、戒めざるべけんや。されば孝經にも上に居て驕らざると、節を制し度を謹むをもて、諸侯の孝とせり。其驕奢を戒むるゆゑん深切なりと云ふべし。申すもかしこけれども、東照宮には専ら儉素を守り給ひ、うへなみ

花車 筆者に同じ

東照公の五字と七字と

の誠
茶字 印度
のチャウル
より舶來し
たる絹布、
琥珀に似て
薄く地合よ
くしまりて
袴に適せり

襪留 厚き
縞織、もと
印度より渡
來す

そと云ふ五文字、身のほどを知れと云ふ七文字をもて、常に人々を戒め給ひ、御近侍の若き者、茶字の袴を用ひしさへ痛く怒らせ給ふ。又尾紀の二公新らしき御下帯を參らせし時、我が威公未だ御幼なくて御側にまませしが、東照宮阿鶴も羨やましく思はんと仰せられ、御自ら御下帯を解き給ひて威公に賜はりし御事杯、今の世より見る時は、御儉素に過ぎ給ふ程に覺ゆれども、勳功ある人々に恩賞宛て行はるゝに至りては、そこばくの國郡をも聊か惜み給ふ事なく分ち給ふをもて見る時は、無用の費はいかにも省き給ひて有用の備となし給ふ御心著るし。斯くありてこそ人君の儉素とは申奉るべけれ。中納言の君も痛く奢侈を惡み給ひ、聊か衣食の美を好み給はず、黒木綿の御上召、棧留めの御袴、君常に彪等に語り給ふは、寡人部屋住にてありし時、日々必袴を用ひし事ありき。今も儉素を守るとも、其時にくらぶれば奢や、故、袴のすそ痛く破れて庭を行くに杉の落葉ひきからみて歩み難き程のすらんと自ら戒るぞと仰せありき。有たき御事なり。麻の御肩衣にて、御しとねも夏は必ず麻を用ひ給ひ、御羽織は夏冬とも鹿布を召され、日々の御膳も是に準じ粗食を用ひ御儀式事又は佳日など、御菜の數多き事あれば、御側の者に分ち賜はりなどして、是彼れの御好みまします。さて三家の身として痛く世に

儉素の中
に、格式を
棄さず

大小は必ず
正宗を帶ぶ

十六年間同
一の畫幅を
懸く
茶事

更はれるさま杯しては、幕府には、かりありと仰せられ、登營し給ふ時は御衣服も必ず御先格を守り給ふと雖も、別して花美の品は用ひ給ふ事なく、諸大名の富人々登營の度毎にくさくさの印籠杯かへ用ふるを見給ひ、君はいつも黒く塗りたる普通の御印籠に朱にて戸の字三つ蒔きたるをのみ提げ給ふ。されども御腰の物は必ず正宗の御大小を帶し給へり。幼きより文雅の道をも好み給へり。殊に哀公専ら風流を好み給ひしかば、和漢の書畫いと珍らかなる御懸物數多ありけれども、君には皆これをひめ置き給ひ、御代十六年の間御座所の御床には普通の繪師の物せる龍の二幅のみかけ給ふ。哀公の御時には君にも御共々に御茶事を學び給ひしが、朴素閑靜を宗とし、奢侈華麗を戒め給ふ事、君の著はし給へる茶對の御文にて知るべし。御家督の後は催し給はず。されども貴き賤きの隔なく、心靜かに打解けて物語りするは、茶の湯にしくはなしと仰せられ、大名又は幕下の人々にして志ある者屋形に參りし時は、平常の御座所を屏風などもて假りに茶席の形をなし給ひ、いつも大根の汁かけ飯に、鶏の玉子の白身を月の輪の如く切り野菜を加へたる御吸物にて饗應し給ふ。斯く云ては君には無造作の事のみ成し給ふ様なれども、しかに非ず。彪左右の職に侍りし時、日光御

主客談論す

門主、智恵院宮杯屋形に入給ふ時は、御懸杯すて形かたちの如く物し給ひ、聊ちやうも不敬失禮の振舞なき様にと侍臣しやくしんを戒め給へり。總て上げはれの差別を正し給ふも、是れになぞらへて知るべし。御相伴にも茶道に達せる人々は召さずして、水戸より新たにまわりし不調法にて文武の談のみこのめるものを召し給ふにぞ、君自ら茶を點じ給ひても、御相伴のものは其作法をも知らず、無雅のこのみ多ければ、君わらひたまひながら御客にむかひ給て、我が家の茶人は皆斯くの如く侍りぬ杯と、御戯れありし類ひなり。中にも松平肥州肥前佐賀城主伊達遠州遠州和州城主眞田信州信州松代城主倉外記、江川太郎左衛門など云へる人々參られし折には、御客も痛く議論を好めるに、主の方は君を始めとして御側に伺候の輩には、藤田主書、鶴殿平七、戸田銀次郎、立原甚太郎、青山量助、酒井市之丞、川瀬七郎左衛門及び彪ひょうが如き一癖くせある者ども、和漢の談文武の論など、各居たけ高になりて語らひぬるありさま、今も猶目に見ゆる如く覺えて勇ましかりき。扱衣服飲食杯の如きは斯く儉素を守り給ひけれども、飢饉を救ひ武備を調へ、領分の田野を修め、城下に學校を設け給ふ事杯に至りては、聊も財を惜み給はず、内幣の金銀を夥しく出し給へり。されば學校の廣大なるさま、銃炮のわざに出來ぬるよし

文武の施設に費を惜ま

を見聞きて、君はこよなく財を費し給ふとのみ思ふは、其外を知りて其内を知らずと云ふ可し。

奢侈を抑へ給ふ事

我が君すでに儉素を守り給ひ、又國中に命を下し痛く奢侈を禁じ給ふ。其あらましを云はんに、家中の諸士慶事有らんに、數多の人々寄集り、夜を日に繼いで宴樂せしを禁じ、衣服の花美なるを止め、其他淫聲を放ち、又端午、上巳の節童男少女の祝ひとてくさく無益の費ありしを除き給ふ類ひ、事につけ折に觸れて其條數々難し。今其命令一つ二つを左に記しぬ。

節儉の令

文政十五年此年の冬天修と改九月水戸にて

諸向へ

近頃風俗奢侈甚しく、都て花麗を好み儉素を失ひ候段御聽に達し、此度御家中一統綿服用仕るべき旨仰せ出され候。尤も官服並熨斗のしめ目着用の儀は是迄通相心得申すべく候。

一 諸士以上絹紬下着苦しからず候。妻女の儀も右に准じ着用致す可く候。且男女とも七十以上太織紬の上着苦しからず候。

一 諸士以下輕き者都て綿服用、帶の儀は太織紬苦しからず候。且男女とも七十以上太織紬下着御免遊ばされ候。

一 官服の義も右に准じ、兎服相用申可く候。

右の通仰出され、來る卯正月より御改めに相成候條心得違是なき様支配々々末々迄相達せらる可き事。

同年同月江戸にて

諸向ハ

近頃風俗奢侈甚しく、都て華麗を好み儉素を失ひ候に付、此度御家中一統綿服用致し候様仰出され候得共、御國と違ひ綿服と限り候ては却て差支へ候向も是れある可く候得ば、御定めには仰せ出されず候。然しながら上にも御内輪にては御兎服召させられ候御事ゆる、厚き思召し恐察し奉り、官服竝に熨斗目の外は御規式の節たりとも綿服用苦しからず候間、妻子

等に至る迄で成るべき丈け輕き品相用申可く候。

但召遣ひの下男女ともなるべきだけ兎服用致さるべく候。

一 御客等是あり御席に拘り候族は勿論、御供御使等他へ參り候儀にても、公邊へ拘り申さず候節は、綿服用苦しからず候。

一 官服の儀も右に准じ、如何様の兎服にても御用捨遊ばされ候。

右の通り仰せ出され候條々、儉約専ら相守り、武器の備なるたけ手厚く出來候様心懸け、此上心得違ひ是れなき様支配々々末々迄相達せらる可き事。

文政十四年十二月江戸水戸とも同じ

諸向へ

一 御家中の族、御用召又は祝儀事これある節、親類打寄り盃事など致し候義は、本より苦しからず候得共、酒宴がましき儀は停止せしめ候。同席竝に同役等の祝儀に參り候族は、取次へ申し置く可く候。親類のみ打寄候席に加はり候に付、自他の人情止む事を得ず酒宴がましく相成り風儀を亂し候間、懇意の者たりとも申し置き候様致す可く候。

武器の備手
厚くせよ

酒宴を禁す

一音信贈答の義先年より相達候振りも是あり候得ども、是れ以て相弛み候趣に相聞え候に付、以來相互に専ら質素を心がけ、信義を失はざるのみに致す可く候。

一親類縁者へ據なく振舞ひ致し候節、膳部は一汁一菜、吸物竝に肴一種に限る可く候。

一平日同役一席參會の節は、汁講○彪云汁講とは義公の語り給ふ事にて、桃源遺事に詳なり。にて互に親み申可く候。

右の趣此度改めて仰出され候。違背是あるに於ては糺の上急度仰付らる可く候條、支配々々末々迄洩れざる様相達せらる可き事。

天保元寅正月

諸向へ

一御家中の娘等、病身等の故を以て箏彈候儀願ひの上是れ迄相濟み候得ども、右願ひ濟みの者たりとも以來一圓相成らず候條、其旨相心得、支配々々末々迄相達せらる可き事。

汁講の參會

彈箏を禁ず

農商なども三絃など彈するを耻づ

正月の松飾の冗費を省く

但し御殿井上平馬宅にて樂の箏彈候儀は苦しからず候。

彪云、上平馬は世々雅樂を司る家にて、今の上平兵衛是なり。扱家中の婦女も盲人杯は音樂ならでは心の慰る事なきものなるに、斯の如く停止し給ふは甚き様なれども、是を許し給ふ時は、其音樂にまぎらして三絃てふ者の深聲を防ぐべからず。さるに由て是を禁じ給ふなるべし。此命令有てより今年迄廿五年になりぬれども、誰有て背く者なければ、今若き男女二十歳前後の人は、俗箏三絃など、云者武家には木よりなきもの、様に覺、農商の賤きものも三絃など彈する事は耻ぬる風俗になりたるは、實に有難き事にぞありける。

同年正月松飾り等の冗費を省き給ひ、○彪云、此時迄正月の飾りと云へる者いと事々敷付たるを門にかけ、又門松とて柱にもなるべき計りの松の幹を枝ながら切たるを、山林より遙るく運び、門の左右に建つる習ひなりしを、今年より門口には細きしめ繩一筋をかけ、左右には松の尤も細き枝を差しこみ、根に聊か砂を盛れるのみに改め給ふ。江戸の邸又水戸城其他所々の別館等を敷ふれに、御門の敷も暫しと雖も、公侯の富にては是等の事は瑣細の費なれば、其旨有司より申し上げしやども、閑入し給はずとぞ。都て太平の習ひにて御目出度とのみ云事、高貴の方の後宮などは尤甚く、斯の如く無益の事いやが上に募りぬる事を患ひ給ひ、何くれの事にも響かせん爲め、斯くは改め給ふならん。

同二月稻荷祭の繁花を禁じ給ひ、昔は定府の諸士少かりしかば、子弟もいとすくなし。されば邸中二所の稻荷も聊か太鼓のみ打ならして、祭りを、定府の子弟多くなりしに隨ひ、いつとなく市中の祭りに習ひ、其淺間敷さま云りくも非ずなりにければ、此年より停止し給ふ。

同四月端午幟の制を立給ひ、翌年卯三月上巳雛飾りの侈りを停止し給ふ。同九年戌の三月西の丸災ひありければ、同閏四月に幕府より節儉の命令ありけるにぞ、君大に喜び給ひ、文政の頃より此時に至る迄、世の中の奢侈甚しかりけれども、幕府よりは是れを禁じ給ふ事なき故、君には國中の人のみ苦しめ給ふ

烈公綿服を用ひらる

もろこしの聖人も云々
論語に孔子の「馬は吾間然するとなし、飲食を菲くして孝を鬼神

様に小人婦女の類ひは歎きしに、此年幕府よりも節儉の命令ありければ、初め嘆きしものも漸く君の有難き事を感じ奉りぬ。家中の諸士木綿服にて營中に登る事を許し給ひ、此の事幕府に聞え上しに、君と御供の家老の外は綿服を許りたまへり。いよく平常無用の費を省きて、武備の心懸け怠たる可からざる旨を仰せ出され、此外一も儉約を守り奢侈を止む可き由を觸れ給ふ事猶多けれども、煩しければ洩しつ。或人の云く、服は身の章なり、されば卿大夫は卿大夫、士庶人は士庶人、各其位によて貴き人は美服を用ひ、賤き者は僦服を用ふるさまにてこそ中庸の道に叶ふべけれ。然るに君三家の貴きに備はり給ひながら、木綿の御服、麻の御羽織杯を用ひ給ふは、いはゆる下に逼るとも申奉る可き御事ならずやと。此説一とわたりは聞えたれども、猶奢侈の風に染みたる心より出でぬる説なり。もろこしの聖人も衣服を惡うし宮室を卑うすと云ふ事あり。君官服禮服をも脱ぎ捨給ひて、士庶人にひとしき衣服を召さんには下に逼るとも申奉る可し。官服には先格を守り給ひて、全く平常の衣服を惡うし給ふは聖人の教へにもかなひ給ふ可し。しかのみならず、國多る時は是を示すに儉を以てすと云ふ古語あり。文政の末つかた、奢侈の風いと甚しかりければ、此時に當りてな

に致し、衣服を惡しくして、美を厭ひ、宮室を卑くして、力を溝洫に盡す、禹は吾間然することなしといへるをいふ

子莫の忠
中の誤なり、子莫は魯の賢者、楊子の爲我と墨子の兼愛との中を執りしが、孟子は猶その一を執りて、中庸に

まじひの儉約をもて示し給ふとも、多くの民草なびく可きに非ず。されば斯く迄にも御身を苦しめ給ひ、昔に復さんとし給ふは、却て中庸とも申し奉る可し。或人の説は彼の子莫の忠と云へる如く、時を知らぬと云ふ可し。諸侯も士庶人も同じ服と云へるは、今の世麻上下を以て専ら平常の禮服とすれども、後光明帝の宣ふ如く、袖なき服と云ふはもとあるまじき事にて、かしこくも大將軍の君を初め奉り、賤き商人までも同く用ふる事いかなる故由にや。是にこそ或人のあげつらふ可き事になんある可けれ。

婚姻養子の義を正うし給ふ事

婚姻は萬世の始めとありて、子孫を廣め先祖に報ゆるゆゑんなれば、尤も慎み重んず可き事なるに、其面貌の美惡、貨財の多少によりて嫁娶を決する類ひなきに非ず。養子と云ふ事は古へ聞ざる所にて、えあるまじきわざなれども、今の世と成りては是れを止む可からず。されども其家に世嗣、庶子、庶弟杯あるを廢疾などに仕成し、權勢ある家、又は富貴の人の子を養ひて、先祖

必要なる權
のなき事を
悪めるこ
と、孟子盡
心上に見え
たり
あびつらふ
よしあしな
舉げていひ
争ふこと
嫁娶の持參
金を禁ず
身罷る 歿
すること
親貧 ヲギ
オヒの轉に
して、近衛
兵衛衛門の
武官の總
稱、佐は次
官

の血脈を絶ちぬるは淺間しきわざならずや。君御世の初め、貨財を用て婚姻を定むる俗に持參金と云ふ事を禁じ、筋目、人柄を選みて嫁娶る事を諭し給ひ、諸士の嫡子なき者は、其庶子弟を立て、子弟なき者は同姓の子弟を養ひ、同姓なきものは其家の血脈他家にあるを養ひ、いづこにも先祖の血脈絶えてなき者のみ他人の子を養ふ事を許し給ふ。いにし年しど兵衛侯頼篤朝臣身罷らせ給ふ時、其家の有司等、我が君の公子を養ひ參らせて頼篤朝臣の後を嗣がんと願ひしに、君宣のたまふ様は、「寡人男子數多あれども皆いとけなし、殊に水戸の長倉なる松平將監は、故勅負ゆき佐頼政朝臣の血脈にして、年も三十に越え、文武を好みて家事よくとゝのへり。此將監を置きて我が稚き子をもて嗣がしめん事道に非ず。且幕府に對して恐ある事なり」との御事にて許し給はず。將監と宣ひしは、即ち今の主税頭君にて、其時は長倉なる松平家のぬしにてませしを、幕府に請ひ給ひて宍戸侯となし給ひ、さて長倉の松平家をば、其時まで庶弟にてひそ酒り給ひし、申之助と云ふ人を以て嗣がしめ給ふ。先づ年勅負佐の君身罷り給ひし時、今の主税頭の君嗣がせ給ふ可きを、如何なる故にや、頼篤朝臣

養はれ給ひて、主税頭の君は水戸の松平家に養はれ、又松平家の源太郎てよ人身罷りし時、申之助以て嗣ぐ可きを、今の主税頭の君嗣ぎ給ひて、申之助は空しくひそみ居たりしを、此時君の御計らひにて何れも其本に復し給ふぞ有難き。其外小身の中にも、野田某と云ふ者男子ありけれども幼なければ、他家の子を養ひて謂はゆる順養子てふ者にせんと志しけるに、其養子身持惡き故、公より暇を賜はりて家絶するにぞ、幼き子は空しく浪人となりて、同姓なる野田道意御茶道頭と云ふ者の家にかゝりてありしを、君ものに出給ふ途にて見給ひ、誰が子ぞと問はせ給ふに、近侍の人々ありのまゝに申し上げ、れば、君又道意は子あるやと問はせ給ふに、女子一人あるのみにて男子なき由を申し上る。君速かに道意を召し、此子を養ひて世嗣にせよとありければ、道意はさらなり御側の人々迄皆感涙を絞しぼりける。年老いぬれども世嗣なく、同姓の子は浪人なれば養ふ事能はず、心を苦しむる折から、君の御一言にて先祖の血脈をもて家をつぎ、其女子に娶せて子孫榮えぬるこそ本意なれ。やがて今の野田又玄これなり。浪人を養ひて世をつがせん事容易たやすきわざに成行

きては、悪しかりなんと思召し、かくは物し給ふらん。

定府の士を減じ給ふ事

家の子も
と家門の子
弟の義なれ
ども、轉じ
て家臣又は
使用人の事
とす
なまめく
やさしくし
なやかなる
こと
文質彬々
論語に、文
質彬々とし
て然る後に
君子なりし
と見え、文
はひざり、

古は武士皆山林田野の間に家居して、或は自ら耕し樵るわざを成し、或は家の子抔して是れをなさしめ、山に狩し川に釣して寒暑風雨を厭はず、心も正しく身も健かなりしが、中古より皆其國々の城下に集りしかば、なまめきたる士は上臈の如く成行きて、情をも知らず、飽くまで食ひ暖に衣て風雨にも當らず、古の武士に較ぶれば、其さま弱し。されども今是れを返さん事難きのみならず、今の制度古にまさりぬる事多ければ、政をする人能く古今の勢ひをさとり、其良法美意を施しなば、謂ゆる文質彬々たる風俗となりぬ可し。唯古をのみ慕ひて、今の士をひたぶるに田野に移さんと思ふは、其一を知りて其二を知らぬところ云はめ。されども今の世にいはれなきは、大名の家中に定府と云ふ者有りて、江戸の邸なる長屋てふ所に住み、ね屋の中に神棚を設け、竈の側に厠を造り、或は男女席を同うし、或は壁を隔て鄰人と物

質はずなほ
にして飾の
なきこと
彬々 斑々
の義にし
て、調和の
よきこと
狡黠 わる
がしこきこ
と
木 飾のな
きこと
訥 言語の
遅く拙きを
いふ

語り抔し、手のひら許りなる庭に聊かの草木をめで、生るゝより死る迄其中に起臥して、自らも事足れりと思ひて世を送るを淺ましき。凡そ人は其住みぬる處に由て、姿も心も移りぬる事は古人も言傳へし如くにて、淺き瀬に大なる魚を生せず、假その叢に猛き獸は住めざるが如し。いと狭き長屋に生れ、軒を並べ竈を連ねたる中に人となりては、自ら其心さま狡黠にのみなり行き、物言ひ立振舞ひこそかしこくも見ゆるらめ、剛毅木訥とも云ふべき風俗は失ひぬるも理なり。我が藩の制度、昔は諸士皆水戸に有りて一年づ、交るゝ江戸の邸に参りたる事なるに、君多く江戸にましますにて、自ら定府の士多くなりけれども、文公の御代迄は、其職により一年の交代てふ者未だ數多ありしかば、江戸水戸の風俗猶通ひてありしを、其交代てふもの残りなく止みにし後は、江戸の邸と水戸と他國の如くなりて、定府の人は水戸の人を田舎者と嘲り、水戸の士は定府の士を輕薄者と諷り、政治の妨げになりぬれば、我君是れを患へ給ひ、いかにもして定府の士を減じ給はんと思召し、折に觸れ事につけて一人二人づ、水戸に移し給ふに、其妻子の嘆き哀しむあ

り様、罪を得て配所に赴くが如し。天保丙申の春、君十年の中を限り、萬の事専ら省き約め給ふ可き旨仰せ出されしとき、有司の人々を召して宣ひけるは、「三家を始め諸大名江戸の邸に参りてあるは、將軍家を守護し奉り、非常を戒めんが爲なり。されば家中の士も出陣せし心得邸中の長屋を小屋と唱へ、僕從の時、如何にも其の仰せの如く、昔江戸の邸に交代せし者は、の住所を下陣と云ふを以て見る出陣に均しき心得なすべし。今も猶小屋下陣の名はのこれり。にて少しも怠たるべからざるに、今は其かりの宿を己れが住家と思ひ、其本を忘れぬれば、若しことあらん時は女童泣き叫び、家財器物など持ち運び、諸士の手足まとひとなりて忠勤を妨ぐ可し。されども定府の者一人二人づゝ國に移さんとする時は、人の心動き立ちて穩かならず、いざ一度に數多の諸士を國に移さん」と仰せありけるにぞ、有司も是れ彼れと評議に目を移しけれども、君しきりに催し給ひ、三月下の八日の日に執政職を初め、目付方、勘定方、奥右筆方等政事にたづさはる職々は、残りなく水戸に移りて、交代す可き由を命ぜらる。切くる日に、頭職を初め諸士以上の人々水戸に移るべき由を命ぜられ、其後諸士以下なる者を移し給ひ、江戸の邸に残りてある者も、皆定府と云ふ名を止め長詰と改め定府と云へ

定府の者を悉く水戸に移す

る者は其父死して其子江戸にありし例しなれども、長詰は父死すれば、子は必水戸に移り、又其職更りても、國に移る習ひなり。給ふ。幾く年か邸中にすめる女童等、如何なる深山の内に移るにやと思ひて家々の歎き大方ならず、是れ彼れのさはりなど云ひて、一日づゝも止りなんとせしが、止む可きに非ざれば、其年の夏秋の頃迄に、皆移りにけり。君其人々の程により、夫れく黄金等賜はり、又水戸の郭くわくの西の方に當りて、新たに小路櫻の小路、梅の小路、柳の小路、常盤の小路など、皆此時新たに設け給ふ所なり。を設け、屋敷を賜り、其用金をこぼくの事にてありけるが、折しも其年穀物實らず、關東の國々ことに甚しく、貧しき民飢を凌がんとていやが上に江戸により集りぬるにぞ、穀の價いやまし貴くなりて、彼の玉を炊かくてふ譬に均しく、諸大名これが爲めに大に苦しめり。我が邸中も先きの如く男女夥しく住みたらんには、如何許りか苦しむ可かりしに、さばかりの嘆きもなく過ぎてしは、是れ偏ひとへに君の御決斷にて定府の人々を滅じ給へる故にぞありける。此事後より見れば、大なる事業にも非ざれども、其時にありては容易からの事にてありき。

饑饉を救ひ給ふ事

治れる世にも免かれ難きは饑饉の患ひに有ける。其患ひ何つ來ぬ可きとも計り難けれども、二三十年より四五十年の間には必ず其例しあるよし、識者の云へる所なり。天明の饑饉より以來五十年ばかりを経て、天保癸巳、丙申、丁酉と打つゝき五穀實らず、天下の青人草幾萬人か失せし事、人の見聞する所なり。癸巳の年は、君初めて水戸に至り給ひし折なれば、御自ら其職々に仰せられ、貧しき民を賑はし給ふ。此年八月朔日大風吹きて領中の民屋一萬二千軒餘り、其中八千三百軒は残りなく倒れ、三千七百軒は半ば潰れぬる由、幕府に聞え上げたりき。或は倒れ目も當てられぬ様なれば、君殊に若干の財を出して救せ給ふ。されども五穀みのりしかば、大凶年と云ふ計りには非ず。申の年は五月六月の頃日々空かき曇り、良の方より冷かなる風吹き來りて其氣候二月頃のごとくありければ、五穀みのらず、天下なべて飢になやめる中に、關東の國々はいと切なりける。或日君登營し給ふ時、御駕籠内より飢ゑたる民の斃れ居たるさまを御覽じて、三家の君出給ふ時は、其前日に其職

天保四年、同七年、八年なり

暴風

長 東北

餓李路に満つ

神倉を開きて、飢民に賑はす

の人々君の過ぎ給ふべき道を回り、汚れたる物等ありなば、若たノ辻番てふ者に其由を云ひて携ひさらしむ。俄かに去りかたき時は、道をへて過給ふに、人の屍は更なり、犬猫のかげれたりとも御目にふれぬる事なき例なるに、此年は此にも彼にも飢民倒れ居て、道をかへ給ふ事もなし得ざれば、御駕籠の内より御覽せられたるなり。其時餓李の多き事を知るべし。屋形に歸り給ひ有司を召して宣ふやう、「貴きも賤しきも人は同じ人なるに、如何に飢に惱みて斃れぬるさまを見るに忍びんや。我が領中の民一人たりともゆめゆめ飢すべからず。國中に米穀盡きて飢うるは止む事なけれども、片へには富める者若干の穀を蓄へながら、片へには貧しき者饑ゑて死なんとするは、政事の悪きによれり」と勵し給ひ、郡奉行に御書下し賜はりて、其の由を仰せ給ふにぞ、郡奉行も殊に力を盡してこれを救ひ、或は稗倉稗倉は昔義公の初め君是を繼給ひ、中納言の君に至り、殊に夥くなりぬ。凶年の備へ種々ありと雖も、米穀を蓄れば、五年七年に一度舊きを出して、新らしきにかへざる事を得ず。人々凶年の患を忘るゝに隨ひ、自ら利欲の説起り、徒に米を積み蓄へんよりは、是を人に借し出して其利を納めなば、いよく米穀多くなりて、凶年の備へも足りぬ可し等と云ひ出し、一とわたりは去る事の様なれども、後には證文手形など云ふ者のみ重なりて、實の米穀は乏しくなりぬる類、いと拙きに至りては、凶荒の備へより、目の當り財用乏しく堪へ難く、米穀を賣て金銀となし、徒らに費しつる類に非ず。然るに此稗倉の法は、年々定れる額ありて、是を倉に充てぬる事にて、舊きと新きとをかふる事もなく、又平年には稗の價は尤賤き者なれば、人々利欲の説をも企てず、凶年に出し用ふれば、能く飢を凌て毒なく、百年の久きを経て其味ひさらす、實に凶年に備ふる良法と云ふべし。此稗倉領分三里四里を隔て所々に數多あり、是迄幾度か飢饉の患ひありしに、貧民食を得て死を免るゝは義公の御惠ぞかし。を開いて是を賑はし、或は富める者の貧しき民を救ひたらん者には、其多少

常平倉 古昔漢土に於て穀價の平均を保たしむる爲に置きしもの、價低き時は價を増して買ひあげ、價高き時は價を減じて賣り下げたり

に從ひて恩賞を行ふべき由を諭し、或は邪なる民大利を貪らんとて、竊かに穀を隠し蓄ふるをばこれを罪し、其穀を出し、或は貴く糶し賤く糶する類ひ、或は入穀を許し出穀を禁ずる類ひ、我が藩には入穀の禁ありて、其法尤嚴なり。是は穀の價ひ賤しければ、士民の難儀となる故、平年には一粒たりとも他國の穀を境内に入る、事を禁じ、境内より出す事は禁せず。扱て領内穀價の貴きを思ふる時は、他國に出す事を禁じ、又凶年に至りては、平年に引上へ、入穀を許し、出穀を禁ず。其開閉によりて自ら古の謂はゆる常平の意に叶へり。是れしくも始祖威公の定め給ふ所にして、不易の良法とすべし、總て古の人は大體を知りて制度を定むる事、後人の及ばざる事多し。政をなす人仰ぎ糶ふべき所に至る迄、殘る處なく施し給ひけるにぞ、申の年酉の年世の中飢ゑて死する者多き中に、我が水戸の領内のみ一人の餓學なきは、あり難き事ならずや。此時君是れ彼れと御心をも御身をも苦しめ給ふ事大方ならず、戊の年の六月五日の日、家中に示し給へる御染筆の寫し、かしこくも左に記す。已年中兩度の凶作にて、米穀も乏しく候處、此氣候にては此上何とも計り難く、萬々一今年も凶作にては、國中士民の扶助如何はせんと、日夜心思を苦しめ候。天地の變災は人の力に及び兼候得共、人は萬物の靈と是れあり候得ば、上下一致して人事を盡し候はば、其心天地に通じ、變災も甚しきに至らずして止みぬべし。譬へ變災止まずとも人力を盡したる上にて、

潔齋して年穀を諸社に禱る

食ひあましの要を説く

上下諸ともに飢に及ぶは、天命なり。君子は民の父母と是れあり候、かりそめにも國中數十萬人の父母と仰がれぬる身にて、如何に子の飢に迫るを見るに忍んや。是れに依て今日より七日の間潔齋して鹿嶋、靜、吉田へ五穀成就萬民安穩の大願を立て候得共、日、平常の食を用ひ候ては恐懼の事故、我等竝に籬中初め一同今日より粥を食し、上は天の怒を慎み、下は民の患ひを救ひ度心得に候。此上何程凶年にては國中の米穀にて我等の食物には差支へこれなく、又粥を用ひ候とも、其餘りたる米國中の潤ひにもならず候得共、重役より初め國中の人、我等が心を推察致し、人々心次第に米穀を餘し候は、國中に飢餓の民はある間じき道理なり。譬へば此に兄弟十人あり、一人は富貴にて珍味美食を用ひ、二人は相應の勝手にて十分に飲食し、二人は平常の食を用ふるに、其餘の五人は飢て死んとする時、始めの五人各の食を分ち、平常より少しく麩食を用ひなば、十人の命は全かるべし。我等愚かなる身にても、國中士民の父母なれば、國中の士民互に兄弟同様に思ひ、貧き者はいよく儉約して富める者の救を受けざる様に心懸

け、富める者は我れ獨り富ます、一粒づゝにても餘して世の中の人の潤ひになる様心がけ候は、國中に飢民は是れあるまじく候。貴賤上下によらず、心有ん者は、夫々其所の鎮守氏神に實意をもて五穀成就の祈誓を籠め一粒づゝも食を餘して一人づゝも人を助んと志し候様致し度き事に候。

六月三日

御花押

斯く告げ諭し給ひければ、家中諸士より農民に至る迄、後に承はるに、此時庶流連枝の方々も、君の誠を感じ給ひて、此御書の寫しを其領中にしき給へる由なれば、君の餘澤に潤ひぬる者、本藩の士民のみに非ずと知るべし。思ひくゝに飢食を用ひ、餘りある者は足らざる者を助けなどして、飢饉の患を免がれぬるぞあり難き。我が封内の民、かりそめにも君の深き御惠を忘れず、耕し作る業な怠りそ。

國中に貸し出せし金穀を棄て、入るを量りて出す事を成し給ふ事

夫れ富み且つ貴き者あれば、貧しく且つ賤き者あり。されば財を借り貸しする業も自らあるべき理にて、和漢古今の同じき所なり。然れども富めるもの

諸士の貧を救ふ

市尹 町役人

は少く、貧しき者は多く、國中にて代々俸祿を知行せる人々も、十人に九人は貧しきを患ふ故由を尋ぬるに、知行若干を領しぬれども、祖父の世にしかくゝの事ありて、公より若干の金を借り侍り、父の代にも亦若干の穀を借り侍り、近頃何某より若干の財を借りぬるを、年々納め返しぬれば、今まの當り領する知行は僅かに若干になりぬと歎きける類ひ、十人が中に六七人もありぬべし。君庚子の年再び水戸に下り給ひ、偏へに諸士の武備を勵したまふに、諸士の貧しきゆゑんを知ろし召し、先づ年より其年に至る迄、おほやけより貸してありし金銀米穀多き寡きを云はず、古き新きの差別なく、悉く棄て給ひて賜はりぬる由を仰せられ、扱其年諸士の知行する祿の半をば年久しく財貸りてありし人に返さしめ、猶借りたる財の残れるは、明くる年より聊かづゝ年々返しぬべき事に定め給ひ、郡官市尹の府にても是れになぞらへて國中に申し下せしかば、貧しき者は新に金穀賜はりぬる心地して大に悦び、富める者はつれなき業にも思ひたれども、公けの金穀は残りなくすて給へるを聞きて、己れのみ利を失へるに非ずと思ひて止みぬ。

天保十一年子十一月十一日年寄より

諸向へ

拜借の金穀
下され流し

出格 格外
に同じ

一御家中の族勝手向き相傷み、非常の手當は勿論、父母孝養等にも差支へ候向もこれある趣き御聽に入り、御勝手向きの儀も御不如意には候得共、御家中の儀は御一體に思召され、一統拜借の金穀多少新古に拘はらず、此度出格の尊慮を以て一圓に下され流しに相成り、尙又來る丑年より三ヶ年の間、祿高に應じ夫れく御世話成し下さる旨仰せ出され候條、年限中勝手向き嚴重に改正致し、非常の手當等心懸け候様仕る可き旨、仰せ出さる者也。

同月同日若年寄より

諸向へ

一此度出格の尊慮を以て、一統拜借の金穀下され流しに相成り、尙又御家中向き改正の儀仰せ出され候に付、右の通り相達候條、其旨相心得らる可く候。

高利の禁制

一御勝手向不如意の砌、莫大の拜借金等下され流しに相成り候上は、御家中借財の儀一切棄捐に仰出さる可き哉に候得共、相對借用の儀は次第も相違致し候條、無利足永年賦仰付られ候事。
一貸借利分の義、近年猥りに相成り、格外高利の取引これある趣き相聞え、相濟ざる事に付、向後一割以上の利分は御禁制仰せ出され候事。
但し町人共商用金利分の儀御構ひ是れなく候。
一武器引當を以て金子借貸の儀制禁に候處、近頃心得違ひもこれある趣き相聞え、相濟まざる事に候。以後右様の義これあるに於ては、急度御沙汰是
ある可き事。

此外命令ありたれども、其大要のみ記しぬ。扱て此時公けの財も残りなく捨て給ふならば、下々にて互ひに借り貸しする財をもすつべき旨仰せあらまほしきと申上ぐる人ありしに、一人の臣たる者、君の賜ものを受くるはさる事なれども、朋友又は商人杯に借りぬる財をも貰ひて悦ぶ士は、我が家中には得あるまじ、速かにこそ返し得ずとも、未長く償ひて信義を失ふ可からず」と宣

南龍公紀
州の藩祖徳
川頼宣

ひて、斯くは仰せ出されぬ。斯くて本より國用乏しきが上、莫大の金穀を棄給ひければ、其職ども心を苦めけるに、君兼て紀伊の南龍公、國用の圖を作り給ひ、碁盤の目をもりたる如くなるを、五色其外さまざまの色にて分ち、此の用度彼の用度と定額を記し、譬へば甲の用度多き年は、乙の用度を減じぬる如くにして、領中より納めぬる金穀の中にて事足りぬ様に定め給ふ事を深く感じ給ひ、諸々の職に仰せて、年々領中より納むる處の米穀金銀の數、山海の貢など詳に記さしめ、扱天朝幕府に捧げ給ふ者を初め、諸士に賜ふ處の祿、或は宮室、衣服、賓客、軍旅に至る迄、是れを數へしむるに、納りぬる金穀は少くして、出でぬる用度は多し。其故由を尋ね給ふに、水戸の封内尾張家紀伊家にくらぶれば、其半にも足らず。されども三家並び給ひて何事も同じさまに成しつる事、是れ國用の足らざる根源なり。然のみならず土地悪くして米穀少く、古にくらぶれば民力衰へ、田野も荒れて貢納いよ／＼少し。宮室衣服飲食は昔よりも質素にましませども、世の中何くれの物の價ひ古より一倍二倍も増しぬれば、其費へ多し。諸士の祿も罪有りて削らるゝ者は少く、勤勞

水戸の歳入
は尾紀の半
にも及ばず

功増の祿は
世襲せしめ
す

ありて新たに賜はりぬる者は多し。其他財用の足らざる故を具さに申上げれば、君聞給ひて、「用金の日々に多き事如何にも其理りなきに非ず。されば兎に角に入る事を計りて出す事を成すにあり」と宣ひて、萬の事約め給ふ上にも、又一入儉約を用ひ給ひ、諸有司の左ばかり勤勞はなけれども、年々に満ちぬれば、祿を増し賜り、其子孫にも傳へしを改め給ひて、祿は何か許りも賜ひぬれども子孫に傳ふる事は容易からぬ業に定め、さればとて、世祿を止め給ふには、たまふ知行を、持傳へし本祿の外、功増し云ふなり。諸士に賜はる處の俸祿何十萬石と限り、其中にて餘れる祿あれば、必ず諸士の中にて功勞ある者に賜はり、一石たりとも上の用度に混じ給はず。其限れる祿みちぬる内は、有司の年を経たる者ありても、世々の祿にする事を得ず。扱て醫師、馬乘、應師、其他鐵炮師、弓師など諸士の方技をもて仕ふる者共、はじめは皆人にすぐれし故若子の祿賜はりたるが、其子孫に至りては其家業をも傳知らずして、徒らに父祖の祿を傳ふるもの少なからず。斯くの如きたぐひは悉く沙汰し給ひて、今まで當りすぐれぬるものに賜はりぬ。辛の夏の頃、方技の人をさし給ふ事移しかりき。總じて辭を正しくし、財を理し物事を改めぬる事は古も

方技
技藝

今も好まざる處にて、謂はゆる小人は便なりとせずと云ふ様にて、かしこくも譏り奉る者も又多かりき。七年も十年もすぎたらんには、量入爲出の規格も定りぬべかりしを、俄かに世を遁れ給ひて御志遂げ給はぬこそ口惜しけれ。

逐鳥狩によせて武備を整へ給ふ事

君世を嗣ぎ給ひしより已に八年許りに過ぎぬれば、國中奢侈の習ひもやみて、専ら儉素の俗に移りぬれども、人の情や、もすれば、衣食住杯の花美を慕ふ事なき事能はず。君宣ふやうは、「凡そ事を省きて財を集め、家を富さんとのみ思ふは商賈の心なり、武士の儉約は財を集むる爲めに非ず、無用の費を省きて有用の事に備へんが爲なり。いかに奢侈の風やみぬるとて、人馬武器の備へ乏しくては其甲斐なし。今天下泰平にて上下安穩なりと雖も、武邊衰へぬれば夷狄の患ひはかるべからず。又近年氣候悪しくして米穀乏しければ、流賊奸民の患ひなしと云ふべからず。治まる世にも亂を忘れざるは古の明訓

武士の儉約

量入爲出 禮記の王制に三十年の通を以て國用を立て入るを量りて出づるを爲すとあり

ゆめく 決して 物具して東照公の御遺物拜見

なり。されども泰平の御代ひたぶるに武備を整ふるは、平地に波を起すの憚りあり、我家に傳ふる所の東照宮御遺物に、關が原の戦に用ひ給ふ御品あり、二百餘年の御恩澤ゆめく忘るべからざる業なれば、いざこれより年々物具して御遺物を拜して、家中の諸士も皆物具して寡人にまみえ、諸ともに泰平を祝し奉らんこそよからめ」と仰せありける。

天保八丁酉正月廿九日

諸向へ

御治世以來、上下一統安穩に罷り在候處、何れも其本を想像し奉り、彌増し太平御祝し遊ばされ度、且人馬兵具等分限に應じ心懸の儀御意もこれある事に候得共、尙又怠慢なく相嗜み候様にとの御事にて、以來年々二月十日御着具召させられ、東照宮御遺物御拜し遊ばされ、其節一同着具にて御目見へ等仰せ付られ候條、其旨承知し奉る可き事。

と諸士等に申し下し、其年二月十六日、此日は東照宮大將軍に任じ給ふ日にて、しづか氣此の日を用ひ給ひぬ。小石川邸の後樂園なる御庭の琴書亭に御遺物を飾りて、君自ら是れ

大鹽平八郎
の亂

を拜し給ひ、家中の諸士は亭の右なる芝野に屯ろし居て亭の前に進み、君に見え奉る。階下に陣鍋せんなべを設け、酒を温めたるを、近侍紅白母衣ほろの者長柄の銚子を以て是れを酌み、御肴は打鮑うちあひ、勝栗なり。其身がらによりて或は御盃を賜はり、或は御流れを賜はりて退く。君より初め諸士歩卒に至る迄、此場に出づる者は皆物具して軍禮を行ひぬ。扱て此日より僅かに七日八日許りを過ぎぬれば、大鹽平八郎と云へる者徒黨を催し、飢民を救ふ事を名として、大銃を放し火矢を以て大坂の市中を焼き、二月十九日の卯時より二十日戌の刻一説に廿一日の丑の刻迄と云ふ。廣き市中に火分れて四方八面に燒し由なれば、残りなく鎮りしは實に廿一日の丑の刻にもあらんか。黒煙天に漲り、銃聲雷の如くなりしかば、畿内是が爲に心ひしめき、關東も自ら安き心なく、大名小名俄に武器を用意有けるに、我屋形のみ人々既に用意して旗指物さしものに至る迄備り、蓑笠をもてる者の雨を恐れざるが如き心地しければ、始めは君はあやしき事を好み給ふ杯竊かにさ、やきし者も、此時に至りて君の先見の明かにましくぬるを感じ奉りぬ。後年々に此式を行ひ給ひければ、二年三年の内に江戸の邸なる諸士は、小祿の者に至る迄、夫れ々々武器備はれり。斯くて庚

逐鳥狩

ものくし
の意
仰山なり

千波原を定
例の獵場と
す

子の年水戸に至り給ひて、家中の武備を見給はんと思召しけるに、江戸の邸の式の如くなるのみにては、人々の物具身廻りの器械を見給ふ計りにて、人馬軍役の用意、又將長士卒指麾進退のさまを試みるに足らざれば、物具したる士卒を野外に出して、進退を訓練せん事を幕府に請給ひけるに、やがて許り給ひぬれば、其年二月廿一日の日に、初めて千波原と云へる處にて逐鳥狩を催し給ひける。「治れる世に亂れを忘れざるはさる事なれども、全く武備調練杯云ひてはものくし、古田獵ふるたによて兵を習はすと云ふ儀こそよけれ」と宣ひ、逐鳥狩と名づけ、鷹狩がてらに武事を習はし給ひけり。明る辛丑の年の春は文恭公薨じ給ひければ、其秋の長月に堀原と云へる所にて催し給ひ、又明年の春は千波原と云へる處にて催し給ひ、此原何くれの便り宜き地なれば、是れより後は年々同じ原にて催し給ひ、御鷹をもて捉り飼ひたる雉を年々幕府に捧げ給ふ。武事を習はして御代長久を祝し給ふ御心なるべし。斯くて狩を催す可き日の前夜、戌亥の時の頃、各々出立ちて郭門の内なる屯場に至り寅の刻許りに先鋒より押し出し、巳の刻許りに原に着きて陣を布きぬるさま

をし、金鼓の音炮礮の響き、千軍萬馬の進退馳驅しぬるあり様實に勇ましき昔の物語りに旌旗翻ぼんとして風に翻へり、鎧の袖を連ね兜の星を耀かし、関の聲矢さけびの音山嶽も崩るゝばかりと云へるは、文をかざりたる虚言のみと思ひしに、此逐鳥狩を見れば、其勇々しき様言葉にも述べ難く筆にも盡し難き事、人皆まの當り知る所なれば、委しき事は記さず。馬の多少、操練の作法は國の大事なればもらしつ。初め一年二年許りが内は家中大小の諸士、何くれと用意し、鬨がしかりけるが、今は物靜かになりて、譬へば農夫の鋤鎌を持つて小山田に耕し、漁夫の釣竿携へて川邊に趣くが如し。各人馬引具し兵仗整ひていと安らかに出立ちぬる事にはなりにき。秦平久しければ軍用軍禮家と云ふ者出來て、家々に其法を秘し、物事こちなく教へ杯すれども、逐鳥狩を以て是れを試むるに、軍用家の説を用ひては痛く便利器き事少からず。物具の着用、馬の扱ひ方、器械の製作など人により時により自ら悟り明らむる事まさりぬ。諺に謂はゆる鳥け水練は無益の空論多かるべし。逐鳥狩すらすくの如し、増て勝敗死生の實地に臨むるをや。

兵仗 武器

— 終 —

常陸 帶 卷之三

弘道館を建給ふ事

夫れ政と教と其名二つにして二つに非ず、文と武と其道異にして異なるに非ず。譬へば水と火の如し、其冷熱の質はいたく異なれども、二つを合せざれば用をなし難し。されば五倫の教を以て能く人々を導き、所謂賞罰など云ふ政を以て是を勸懲し、文武を勵まし己を治め人を治め國を守り亂を防ぐの道を知らしむるを、人君の急務とぞ云ふ可き。我藩の始祖威公には、御幼きより勇威人にすぐれ給ひ、日本武尊のいさをしを慕はせられ、萩原兼従と云へる人より神道の傳を受け給ひ、義を重んじ耻を知る事を主とし給ひしかば、其時の諸士其風に靡き、柔惰卑弱の俗を嫌ひて、剛毅正直の風を慕ひしとぞ。義公専ら威公の御志しを繼ぎたまひしのみならず、文道を重んじ給ひ、

五倫 父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信にして五常ともいふ
威公 義公

千早振勢の盛なる形容にして、神の枕詞

春秋魯國の史記にして、孔子の筆削せるもの、隱公の元年にはじまり哀公の十四年に至る、十二公二百四十二年間の事述を擧げ、上下の名分を明かにし、周室を尊ぶ意を寓せり

國々より文學にすぐれたるもの數多召し寄せられ、世にあらゆる書どもを聚め、皇朝の史記本史と云を作りたまひて、豊葦原の中つ國は海外なる異國にすぐれて貴き事を初め、千早振神の御代より天日繼あまつひつぎいやつぎに幾く久しく天が下しろしめし、天地の有らん限りは君と臣の名分動かす可からざる故よしを明かにし、世の治亂盛衰より、人の正邪善惡に至るまで、詳かに著述し給ひしは、彼の孔子春秋を作りて亂臣賊子恐ると云ふためしに均しく、こよなき御勳いさをと申すも愚かなり。公かく迄文道を好み給へども、儒者と云ふ名をいたく嫌ひ給ひ、道を學ぶものを儒者と云はんには、寡人も又儒者なりと宣ひしにぞ、我藩には今に至る迄儒者と云へる職ある事なし。佐々助三郎宗淳、梁山源助愷、三宅九十郎維明、その他文學の臣あまた他國より召したるもの、皆初めより大番進物番などの組に入て文學の職に出役せしなり。又此時まで儒者てふものは、幕府の林家をはじめ僧體にて士大夫に齒せざりしを、君には早くこれを改め給ふ。今の世斯くの如き事を成し給はんには、幕府の制度にふれ給ふなど議し奉る可きに、幕府にても我藩に習ひて儒者の難儀をやめ給ふ。謂はゆる人に取て善をなすとも申べし。治教文武を一つにし給ふ御志いちじるし。公朱舜水に仰せて明國學校の規模を工人に傳へ、いと具さに小形を作り、此小形今も水戸城なる庫中において、文學の職これを主どる。文恭公江戸昌平の孔廟を改め造り給ふ時、舜水の傳へし小形を捧ぐべき由、文公に仰せありしかば、やがて是をさげ給ひしに、文恭公大に感じ給ひ、其小形のまゝに作らせ給ふ。享保年中の事にて、今の大成殿こ

朱舜水、明の遺臣、清朝の粟を食ふを屑しとせずして我が邦に歸化せし人。せち熱心に烈公はじめて學校を起す。武甕槌神天孫降臨に先たち、天神の命により出雲に使し、大國主神をして國を去らしめし武功の神にして常陸鹿島に鎮座せり

れなり。扱此時さげ給ふは、孔廟の小形のみにて、其他學校に屬せる小形猶多し。て時を待給ひしが、當時彰考館しょうかうくわんを設け給ひ、専ら國史に力を用ひ給ひしかば、學校を建つるに御暇なくして過ぎ給ひけんとして、推し量り奉りし者あれども、其頃文武に名高き人出來て、百年餘の今日迄語りつぎぬるを以て見れば、學校こそなければ、文武の教は殘る所なく施し給ふらし。其後代々の君も文武を勵まし給ひぬれども、威義二公の御時より學校なくてすぎにし事故、其設け絶えてなかりしを、中納言の君には御代の初めよりいとせちに思召し立ちける。有司の評議まちにて或はこれを助け參らせ、或は是れを諫め奉り、又助け參らする中にもくさくさの説ありけるを、君具さに聞こしめし給ひ、其善し惡しを論ひ定め給ひ、天保亥の年初て其事を起し給ひぬ。水戸城の傍らなる南三の丸と北三の丸の間は國の中央なれば、是れ學校の地と定め給ひ、そこに住し士大夫の宅十二區を山野邊兵衛庫頭、太田丹波守、石原主馬、横山甚左衛門、島井瀨兵衛、杉浦兼一郎、佐藤圖書、藤田繁藏、蘆澤總兵衛、谷登五郎、小川齋宮、宇津宮權太郎已上十二人に替地を賜りて移し給ふ。其替地の爲めに又地を移すもの多し。山野邊より初め宅を移す所の其人々によりて、移し、武甕槌の神を祀り、孔子の廟を營み、文學、兵法、禮樂、書數、弓馬、鎗刀の類ひ、各々其學ぶ所を授

け、又馬に乗りて弓を射、銃を放つ事を習ふ所より、士卒を集めて進退を習はしむる場に至る迄、其中に設け、弘道館と名づけ給ひ、國史を修むる彰考館をこの中に移し給ひ、又醫學天文學の寮をも設け、又文武の藝試み給ふ所を遊藝と云ふ類を屬し、御座所には至善堂と屬し給ふたぐひにて、其所によりて名を命じ給ひけれども、其總名は弘道館と云。青山量助延子、會澤恒藏安二人を擧げて小姓頭小姓頭は小姓頭取並小姓小納戸等の頭なり。國中にて布衣以上の職なり。此時有司はこの二人に布衣以上の格を賜て職を命ぜらる可き旨申上した、君宣ふ様治と教と有司と學者とは動もすれは二つに分る、忠ひあり格のみ授ければ、後には醫師などのやうに成行くべし、されば二人に小姓頭を申付く、有司と事を共にし、學校の事を兼ねる様になしてこそ義公儒者となし、弘道館教授の長を命ぜられ、其他文武の士あまた擧げて各その職を命ぜらる。斯くて辛丑の秋文武の教場粗出來ぬれば、假りにこれを開き給ふ。今の世にては見る人聞く人皆知る所なれども、百千年の後を慮りて其あらましを左にするす。

天保十二年辛丑六月十五日年寄より

諸 向 へ

御家の儀は、公邊の御羽翼天朝の御藩屏はんびんに在せられ候間、隨て御家中の族も一通りに心得候ては相濟す候處、面々先祖の勤勞にて御代々様の御恩澤

弘道館造營に付達し

を蒙り、安穩に罷在候故、自ら流俗に泥み、忠孝の大節、文武の大道等疎略に相心得候向も是れある様成行き候段、如何の事に思召され候。此度威義二公の御遺志を繼せられ、弘道館御造營遊ばされ、御家中當主竝に子弟等夫々日割を以て相詰め、尙又寄宿をも仰付られ候條、一統二念なく精勤致し忠孝文武相勵み、御國恩を報じ奉り候様仕る可き旨仰出さる者也。

同月同日若年寄より

諸 向 へ

此度學校御建遊ばされ候に付き、御家中當主子弟等十五歳以上より左の通り相詰修業致す可く候。

但し三十歳以上より四十歳迄、右以下にても日勤の族は都て半減詰四十歳以上の族成る可き丈け學問の義理相辨へ、且つ武藝の儀も時々相試み萬一の節、息合等差し支是れなき様心懸く可く候。

一布衣以上竝三百石以上の當主嫡子、一ヶ月十五日詰、次男三男弟等十二日詰。

同制規

- 一物頭並百五十石以上は、當主嫡子十二日詰。
- 一諸士、以上當主嫡子十日詰、次男以下八日詰。
- 一諸士以下召出され以上、當主悴定日これなく勝手次第。
- 但右以下同心迄武藝に罷出候儀、勝手次第學問は願の上人物により罷出候儀相濟み候。
- 一武藝の儀同流等合併仰付られ、寄合に稽古場相渡し候。
- 一日々出入御目附方へ届け、尙又文學は舎長、武藝は世話役へ届け申す可く候。
- 一句讀、講習、居學三寮御建に相成り候間、學校にて素讀致す族は、早朝より句讀寮へ相詰素讀致す可く候。
- 但素讀の族は十五歳以上以下に拘す候。
- 一素讀終り候ものは、講習寮へ御進め遊され候間、寮中にて文義を解し候儀修行致さるべく候。
- 一講習寮にて學問致し増々進み候族は、居學寮へ御進め遊ばされ候間、右寮

へ罷出、篤と心を用ひ精義に講研致すべく候。

一右三寮の外、寄宿寮御建、御小姓寄合組、尙又三百石以上の嫡子十八歳以上、一ヶ年三ヶ月づ、晝夜詰切、文武修行政致すべき旨仰付られ候。

但辛苦を試み下情に通じ、行々重き御用に立候様遊ばさるべき御趣意に候間、心得違艱難を厭ひ申間敷候。

一布衣並三百石以下にても、寄宿致させ度族は願出べく候。

右の通相心得、支配々々末々迄相達せらるべき事。

此外學校の事に付種々命令あれども、枝葉の事は漏しつ。君の御志は御自ら弘道館の記を作り給ひて碑を建給ひぬれば、鹿島なる要右と諸ともに幾久しく朽せぬべし。扱て其御文の中に、神儒一つに成し給ふ事、世の謂はゆる國學者は漢にへつらへる御見識と申し、漢學者は神道は一つの小道にて儒道に倣ふべきに非ずなど云ふ人もありなん。君の神道と稱へ給ふは、世の謂はゆる神道者流の陰陽五行などに附會し、或は陰に儒佛の意を取りて設けたる神道に非ず、天地の始めより明宮應神天皇の御代まで、異國の教へ未だ渡り來らぬ

弘道館記
要石 要石
は鹿島社内
にあり、明
神が金輪際
より生出で
たる御座石
を柱として
藤の根にて
日本國を繋
ぎ給ふとい
ひ傳ふ

舍人親王
天武天皇の
第三皇子に
して、日本
書紀の撰者
たり

時のさまこそ、全く皇朝の道なるべければ、其御代のさまを神道と見給ふなり。異國の道だに渡り來らずば、神道と名づくる迄もなき事されは御記文の始には斯道とのみ記し給へ。なれども、漢天竺の道渡り來り紛まぎらはしきゆゑ、止む事を得ず神道の名は起りけん。舍人親王の書紀にも、用明天皇以前には神道の文字なきにていぢるし。されば神道と云はんにも限るべからず、或ひは皇朝の道、或は大和の道、又皇道、大道など云はんもさる事なるべし。近頃世に國學者てふもの出來、是等の事は明になりぬれども、國學者は痛く漢土をそしり、孔子の教等は露計りも用ひず、唯神代の道のまに／＼ものするを宗とし、善き事は大直日の神惡き事は八十禍津日の神のしわざと定めつゝ、己が私智を用ふる事をいたく嫌ひぬれども、其弊に至りて、神の道の如くと云ながら、皆己れ／＼が私智のみ用ふるわざに陥るぞ歎かはしき。皇朝の風俗萬國にすぐれて貴しと雖も、文學を初め萬事の開けぬるは、漢土の勝れぬる所なり。其勝れたる所を取りて皇朝の助けとせん事、何の耻づる事やあるべき。銃砲は西北の夷狄より渡りぬるものなれども、是れを取りて用ふる時は、夷狄を防ぐべき良

漢土の長を
採る

器なり。漢土の教を取りて用ふる事は同じと、我が君常に宣ふは、御卓識と申すべし。されば漢土に限らず、よき教だにあらば、南蠻北狄の道をも用ふべきやと云は、是又大なる僻事なり。夷狄の人は其智巧み深くして、天文の考へ、銃砲の製坏甚すぐれたり。譬へば蠶の糸を吐きて繭を造るさま、其細かにて美しくしき事、人智の及ぶべきに非ず。鵜鷹の魚鳥をとる勢ひ、人力のなすべきに非ず。されども是を使ひ用ひて、衣食を營むは人の勝れたる所なり。然るを人の智力鳥蟲に及ばすと云つて、鳥蟲の行ひをなさんは愚かなる事ならずや。夷狄の人智巧はすぐれぬれど、其教に至りては、禽獸の道人に用ふべからざるが如く、皇國に用ふべからず。唯漢土のみ土地も近く風氣も似よりたれば、其道通はし用ふべし。漢土にて忠孝と云ふ事を皇國の人用ふれば、我が君我が父母に忠孝を盡す事になりぬべし。其他彼の國にて先王と云へば、われは神皇と云ひ、かの國にて天上帝と云へば、我れは正しく天照大御神とかしこみ奉る類ひ、以て知るべし。然るに南蠻北狄の教は、専ら其本尊を尊び、其道を弘むる國々の人にも、必ず其本尊を拜み敬まはしむ。

本地垂跡説
本邦の神
祇は印度の
佛陀の形を
變へて跡を
垂れしもの
にて、神の
本源は佛陀
なりといふ
説、この説
上古に淵源
し、奈良朝
を経て平安
朝に入りて
大成せられ
たり

されば其道に迷ひぬる人は、我が君父よりも本尊を尊び、宗門の爲めには君父にも弓を彎ひくに至るもの少なからず。其禍ひ三河の一向宗の亂にてしるべし。しかのみならず、皇朝は神を尊む風俗なれば、ひたすらに佛をのみ尊びては人の心を取り難き事を悟りて、穢けがはしくも本地垂跡ほんちすいじやくと云ふ説を設け、何神の本は何佛なり、何佛は跡を垂れて何神となり給ふなど、大空言おほそらごとを云ひ出して、天竺てんたくを本とし皇朝を末とし、又漢土の教すて難き事をさとり、聖人の道記せる書を外典げてんと名づけ、佛書をば内典ないてんと名づけて、天竺を内とし漢土を外とす、いと惡むべき事のみたくらめるを、千年餘りの今日迄己がま、にはびこらせぬるぞうたてき。佛法ぶつぽうわたりて以來、今年天保十五年辰の年まで、千二百九十三年になりぬ。扱とて斯く邪よこしまなる教のはびこれる故由を思ふに、神の道衰へて大和魂やまとたましひ失せぬればなり。譬へば人の元氣衰へぬれば、外邪げじやこれに入りて病をなすが如し。神の道は大和魂の本にて皇國の元氣なり。されば其元氣を本とし、風土の似よりたる漢土の教を取りて大和魂を助け、忠孝の大節明かならしむるは、彼の夷狄えいぢを本とし神國を末とし、如來菩薩にょらいぼつさつなど云へる異國人を尊びて、まの當り大恩を受けぬる君父を忘るゝが如し。不忠不

光格天皇の御製

告志篇
武甕槌神を祀られたる所以

孝の邪教は攻めずして自ら衰へぬべし。國學者は漢土を惡み、世の儒者も本を捨て末に隨ひ、内外の差別を失へるをためんとの心より起りし事なれども、神皇の道と漢土の道とは、雪と墨との色を異にするが如くならんには、さもあらめ、其色濃こきと淡うすきの違へるのみにて、色は同じ事ならんには、漢土の道を識しると思ひながら、神皇の道を識りぬる事も出来て、いと々さへ衰へぬる神の道も、更に廢すたりぬべし。されば神皇の道に背そむきて漢土の道に隨ひぬると、漢土の道を取りて神皇の道を助けぬるとの差別、知らずんばあるべからず。世にもてはやす讀み人知らずの歌に「敷嶋の大和錦に織りてこそから紅の色もはえあれ」或人の曰く、此御歌はかしこくも、光格天皇の御製にて、儒道を讀給ふ所なり。此外に神道をよみ給ひしは、「雲霧を科しなの風にはらはせて高天の原の月ぞさやけき」と承ると語りき、誰のよみしにもせよ、いと目出度事と覺えしに、或人の物語の如くならんには、有難き事とぞ申さんも餘りある御事なり。」と云へるは、實にいみじう詠まれたり。此等のこと我が君常に厚く志し給ひし。いにし年家中に諭し給ふ告志篇にも、其荒増あらいぞしを述べ給ひ、彪等も屢々仰を蒙りぬれば、詳かに云はんには猶種々の論あれども、事長ければ漏しつ。武甕槌たけみかづちの神は武神にてまします。文武の學校に武神をのみ祭り給ふは如何と疑ふ人もあらん。